

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料4 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の動作に伴う機器等への影響について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.2 設備への影響</p> <p>ハロン消火設備等のハロン1301は、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないため、機器への影響は小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスが放射した機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.1 消火後の影響</p> <p>3.1.1 人体への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロン 1301 が誤動作した場合の濃度は5%程度であり、これは、ハロン 130 の無毒性最高濃度（NOAEL）<sup>※1</sup>と同等の濃度である。また、ハロン 1301 が誤動作した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度ではないことから、酸欠にもならない。</li> <li>・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかる恐れがあるが、ハロン 1301 の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。</li> </ul> <p>以上より、ハロン 1301 が誤動作しても、人体への影響はない。</p> <p>※1：人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p>	<p>3.1.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備のハロゲン化物消火剤が消火後に発生するガスは、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスの放射された機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.2. 誤作動による影響</p> <p>3.2.1. 人体への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全域ガス消火設備のハロン 1301 が誤動作した場合の濃度は5%程度であり、これは、ハロン 1301 の無毒性最高濃度（NOAEL）<sup>※1</sup>と同等の濃度である。また、ハロン 1301 が誤動作した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない（誤作動後の酸素濃度は20%）ことから、酸欠にもならない。</li> <li>・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかるおそれがあるが、ハロン 1301 の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。</li> <li>・局所ガス消火設備のハロン 1301 が誤動作した場合の濃度は、油内包機器及びモータコントロールセンタ設置エリア周辺の通路部の容積に対して、約4～5%程度であり、ハロン 1301 の無毒性最高濃度（NOAEL）と同等の濃度である。        また、ハロン 1301 が誤動作した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない（誤作動後の酸素濃度は20%）ことから、酸欠にもならない。</li> <li>・FK-5-1-12 が誤動作した場合についてはケーブルトレイ内への噴射となり、ケーブルトレイについては上部の開口を閉鎖する。よって、消火ガスは原則トレイ内に残留するため、人体への影響はない。</li> </ul> <p>以上から、ハロン 1301、FK-5-1-12 を消火剤とするガス消火設備が誤作動しても、人体への影響はない。</p> <p>※1：（NOAEL）人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p>	<p>3.1.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備のハロゲン化物消火剤が消火後に発生するガスは、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスの放射された機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.2. 誤作動による影響</p> <p>3.2.1. 人体への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全域ガス消火設備のハロン 1301 が誤動作した場合の濃度は5%程度であり、これは、ハロン 1301 の無毒性最高濃度（NOAEL）<sup>※1</sup>と同等の濃度である。また、ハロン 1301 が誤動作した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない（誤作動後の酸素濃度は20%）ことから、酸欠にもならない。</li> <li>・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかるおそれがあるが、ハロン 1301 の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。</li> </ul> <p>以上から、ハロン 1301 を消火剤とするガス消火設備が誤作動しても、人体への影響はない。</p> <p>※1：（NOAEL）人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p>	<p>【大阪】        ■記載表現の相違</p> <p>【大阪】        ■記載表現の相違</p> <p>【女川】        ■設計の相違        泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】        ■設計の相違        泊ではハロン 1301 を使用しており、FK-5-1-12 は使用していない。</p> <p>【大阪】        ■記載表現の相違</p> <p>【女川】        ■設計の相違        泊ではハロン 1301 を使用しており、FK-5-1-12 は使用していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料4 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の動作に伴う機器等への影響について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.2 設備への影響</p> <p>ハロン消火設備等のハロン1301は、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないため、機器への影響は小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスが放射した機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p>	<p>3.2.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備の消火剤であるハロン 1301 及びFK-5-1-12 は、電気絶縁性が高いことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p>	<p>3.2.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備の消火剤であるハロン 1301 は、電気絶縁性が高いことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違                      泊ではハロン 1301 を使用しており、FK-5-1-12 は使用していない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について</p> <p>1. はじめに 火災区域又は火災区画に対して、全域ガス消火設備による全域消火を実施した場合、ケーブルトレイのようにケーブルを多条に敷設する等、狭隘な場所が燃焼する場合でも有効であることを示す。</p> <p>2. ハロン消火剤の有効性 燃焼とは、「ある物質が酸素、又は酸素を含む物質と激しく化合して化学反応を起こし、その結果、多量の熱と光を出す現象」とされている。 燃焼には、次の3要素全てが必要となる。 ・可燃物があること ・点火源 (熱エネルギー) があること ・酸素供給源があること。 そして、燃焼を継続するためには、「連鎖反応」が必要である。 ここで、ケーブルトレイ等ケーブルを多条に敷設する狭隘な場所にて火災が発生し、全域ガス消火設備が動作した状況を想定する。 燃焼しているケーブルは、燃焼を継続するために火災区域又は火災区画内から酸素を取込もうとするが、火災区域又は火災区画内に一定圧力、消炎濃度で放出されたハロン消火剤も酸素とともに取込まれることから、ケーブルは消火される。 逆に、ハロン消火剤とともに酸素も取込まれない場合は、ケーブルの燃焼は継続しない。 なお、全域ガス消火設備は、同じガス系消火設備の窒素や二酸化炭素のように窒息によって消火・消炎するものではなく、化学的に燃焼反応を中断・抑止することで消火することを原理とする。したがって、全域ガス消火設備は、狭隘部に消火ガスが到達するよりも、火炎まわりに消火ガスが存在すれば消火効果が得られることになる。 局所ガス消火設備によるケーブルトレイ消火に関しても同様に布設された内側のケーブルまで周囲の酸素が取り込まれる場合は消火ガスの効果が期待され、消火ガスが届かない場合はケーブル燃焼自体が継続しないことから、狭隘部においても有効に作用するものである。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について</p> <p>1. はじめに 火災区域又は火災区画に対して、全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) による全域消火を実施した場合、ケーブルトレイのようにケーブルを多条に敷設するなど、狭隘な場所が燃焼する場合でも有効であることを示す。</p> <p>2. ハロン消火剤の有効性 燃焼とは、「ある物質が酸素、又は酸素を含む物質と激しく化合して化学反応を起こし、その結果、多量の熱と光を出す現象」とされている。 燃焼には、次の3要素すべてが必要となる。 ・可燃物があること ・点火源 (熱エネルギー) があること ・酸素供給源があること そして、燃焼を継続するためには、「連鎖反応」が必要である。 ここで、ケーブルトレイなどケーブルを多条に敷設する狭隘な場所にて火災が発生し、全域ガス消火設備が動作した状況を想定する。 燃焼しているケーブルは、燃焼を継続するために火災区域又は火災区画内から酸素を取込もうとするが、火災区域又は火災区画内に一定圧力、消炎濃度で放出されたハロン消火剤も酸素とともに取込まれることから、ケーブルは消火される。 逆に、ハロン消火剤とともに酸素も取込まれない場合は、ケーブルの燃焼は継続しない。 なお、全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) は、同じガス系消火設備の窒素や二酸化炭素のように窒息によって消火・消炎するものではなく、化学的に燃焼反応を中断・抑止することで消火することを原理とする。したがって、全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) は、狭隘部に消火ガスが到達するよりも、火炎まわりに消火ガスが存在すれば消火効果が得られることになる。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)の消火能力について)

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料4</p> <p style="text-align: center;">ハロン消火設備等の消火能力</p> <p>1. 概要</p> <p>大飯発電所3/4号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロンを用いた消火設備を設置する。</p> <p>ハロン消火設備等の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。</p> <p>2. ハロン1301のガス濃度について</p> <p>2.1 消防法で定められたハロン濃度について(全域ハロン消火設備)</p> <p>消防法施行規則第20条3号(別紙1)では、全域放出方式のハロン消火設備における、体積1立方メートル当たりの消火剤の必要量は、0.32[kg/m<sup>3</sup>]以上と定められている。</p> <p>次式により、上記消火剤の密度を濃度に換算すると、約5%となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{消火剤濃度 (\%)} = \frac{\text{消火剤量 (kg)} \times 0.16}{\text{防護区画の容積 (m}^3\text{)}} \times 100</math> </div> <p>また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある※1ため、ハロンの設計濃度は5~10%で設計する。</p> <p>なお、全域ハロン消火設備等の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1平方メートル当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。(別紙1)</p> <p>※1 別紙2 S51.5.22消防予第6号「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」</p>	<p style="text-align: center;">添付資料6</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における ガス消火設備の消火能力について</p> <p>1. はじめに</p> <p>女川原子力発電所2号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロン系の消火剤を用いた全域ガス消火設備並びに局所ガス消火設備を設置する。</p> <p>ガス消火設備の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。</p> <p>2. 全域ガス消火設備におけるハロン1301のガス濃度について</p> <p>2.1. 消防法で定められたハロン1301のガス濃度について</p> <p>消防法施行規則第二十条3号では、全域ガス消火設備における体積1m<sup>3</sup>当たりの消火剤の必要量は、ハロン1301は0.32[kg/m<sup>3</sup>]以上と定められている。</p> <p>上記消火剤を濃度に換算すると、約5%となる。</p> <p>また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある※1ため、ハロン1301の設計濃度は5~10%で設計する。</p> <p>なお、全域ガス消火設備の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1m<sup>3</sup>当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。</p> <p>※1 S51.5.22 消防予第6号「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」</p>	<p style="text-align: center;">添付資料6</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)の消火能力について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊発電所3号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロン系の消火剤を用いた全域ガス消火設備を設置する。</p> <p>ガス消火設備の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。</p> <p>2. 全域ガス消火設備におけるハロン1301のガス濃度について</p> <p>2.1. 消防法で定められたハロン1301のガス濃度について</p> <p>消防法施行規則第二十条3号では、全域ガス消火設備における体積1m<sup>3</sup>当たりの消火剤の必要量は、ハロン1301は0.32[kg/m<sup>3</sup>]以上と定められている。</p> <p>上記消火剤を濃度に換算すると、約5%となる。</p> <p>また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある※1ため、ハロン1301の設計濃度は5~10%で設計する。</p> <p>なお、全域ガス消火設備の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1m<sup>3</sup>当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。</p> <p>※1 S51.5.22 消防予第6号「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」</p>	<p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違  <span style="color: green;">■</span>記載表現の相違</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映：着色せず)  <span style="color: red;">■</span>設備名称の相違  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映：着色せず)</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の消火能力について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 3 ハロン1301の消火能力について                      消火に必要なハロン濃度は3.4%<sup>※2</sup>であり、消防法による設計濃度5%で、約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度 (別紙5 H12.3 「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」)</p> <p>2. 2 消防法で定められたハロン濃度について (局所ハロン消火設備)                      消防法施行規則第20条3号 (別紙3) では、局所放出方式のハロン消火設備における消火剤の必要量が定められている。</p> <p>次式によって求められた量に防護空間の体積、1.25を乗じた量が消火剤の必要量となる。(別紙4)</p> $Q = X - Y (a \div A)$ <p>Qは、単位体積当りの消火剤の量 (単位 キログラム毎立方メートル)                      aは、防護対象物の周囲に実際に設けられた壁の面積の合計 (単位 平方メートル)                      Aは、防護空間の壁の面積 (壁のない部分にあっては、壁があると仮定した場合における当該部分の面積) の合計 (単位 平方メートル)</p>	<p>2.2. ハロン1301の消火能力について                      消火に必要なハロン濃度は3.4%<sup>※2</sup>であるため、消防法による設計濃度5%では約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度 (H12.3「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」)</p> <p>3. 局所ガス消火設備におけるハロン1301及びFK-5-1-12のガス濃度について</p> <p>3.1. 消防法で定められたハロン系ガスの濃度について                      消防法施行規則第二十条3号では、ハロン1301の局所ガス消火設備における消火剤の必要量について、防護対象物の空間体積に対して周辺の壁の設置状況に応じた係数を乗じた量を定めている。ハロン1301の局所ガス消火設備については、消防法に定められた必要量を満足するものとする。</p> <p>また、ケーブルトレイ火災に適用するFK-5-1-12の局所ガス消火設備については、トレイ上面は閉鎖するが、両端部はトレイの構造上開口となる。消防法施行規則第二十条3号ではFK-5-1-12の必要ガス量を0.84～1.46[kg/m<sup>3</sup>]と定めている一方、開口補償係数が定められていない。開口補償係数に関しては電力中央研究所報告「チューブ式自動消火設備のケーブルトレイ火災への適用性評価」(N14008)にて消防法の必要ガス量に加えて、6.3[kg/m<sup>3</sup>]の開口補償係数を設定することで、消火性能が確保されることを試験にて確認していることから、上記の量を満足するものとする。</p> <p>4. 3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイの火災について                      女川原子力発電所2号炉では、火災の影響軽減対策として、一部のケーブルトレイに3時間耐火ラッピングを施工する。3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイ内で生じる火災は、隙間がないようにシール処理した3時間耐火ラッピングが閉鎖空間を形成すること、3時間耐火ラッピング内に実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブル以外の可燃物が存在しないことから、外部には延焼せずに自己消火する。したがって、3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイには全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置しない。</p>	<p>2.2. ハロン1301の消火能力について                      消火に必要なハロン濃度は3.4%<sup>※2</sup>であるため、消防法による設計濃度5%では約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度 (H12.3「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」)</p>	<p>【女川・大阪】                      ■設計の相違                      泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      泊では火災の影響軽減対策として、1時間の耐火能力を有する隔壁等互いの系統間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計としていることから、3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイはない。</p>

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の消火能力について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>3. 大阪発電所3/4号炉への適用について                      大阪発電所3/4号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤、及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物はない。                      よって、消防法に基づいた上記設計濃度で十分に消火可能である。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">「消防法施行規則」(抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第三〇条 全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の構造は、前条第一項第一号の規定の例によるが、次の各号定めるところにより設計しなければならない。（第三〇条）</p> <p>（中略）</p> <p>3 ハロゲン化物消火設備の貯蔵タンク以下この条において「貯蔵タンク」という）に貯蔵する消火剤の量は、次の各号定めるところによるなければならない。（第三〇条）</p> <p>一 全量放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定める量とする。（第三〇条）</p> <p>イ ハロゲン化物の質量が、ハロゲン化物の質量を放射するものとして、その又はロに定める量とするに等しい量とする。（第三〇条）</p> <p>ロ 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分及び同表の中欄に掲げる消火剤の種類に依り、同表下欄に掲げる量の割合を計算した量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> </table> </div>	<p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第三〇条 全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の構造は、前条第一項第一号の規定の例によるが、次の各号定めるところにより設計しなければならない。（第三〇条）</p> <p>（中略）</p> <p>3 ハロゲン化物消火設備の貯蔵タンク以下この条において「貯蔵タンク」という）に貯蔵する消火剤の量は、次の各号定めるところによるなければならない。（第三〇条）</p> <p>一 全量放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定める量とする。（第三〇条）</p> <p>イ ハロゲン化物の質量が、ハロゲン化物の質量を放射するものとして、その又はロに定める量とするに等しい量とする。（第三〇条）</p> <p>ロ 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分及び同表の中欄に掲げる消火剤の種類に依り、同表下欄に掲げる量の割合を計算した量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> </table>	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	<p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第三〇条 全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の構造は、前条第一項第一号の規定の例によるが、次の各号定めるところにより設計しなければならない。（第三〇条）</p> <p>（中略）</p> <p>3 ハロゲン化物消火設備の貯蔵タンク以下この条において「貯蔵タンク」という）に貯蔵する消火剤の量は、次の各号定めるところによるなければならない。（第三〇条）</p> <p>一 全量放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定める量とする。（第三〇条）</p> <p>イ ハロゲン化物の質量が、ハロゲン化物の質量を放射するものとして、その又はロに定める量とするに等しい量とする。（第三〇条）</p> <p>ロ 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分及び同表の中欄に掲げる消火剤の種類に依り、同表下欄に掲げる量の割合を計算した量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> </table>	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類
<p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第三〇条 全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の構造は、前条第一項第一号の規定の例によるが、次の各号定めるところにより設計しなければならない。（第三〇条）</p> <p>（中略）</p> <p>3 ハロゲン化物消火設備の貯蔵タンク以下この条において「貯蔵タンク」という）に貯蔵する消火剤の量は、次の各号定めるところによるなければならない。（第三〇条）</p> <p>一 全量放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定める量とする。（第三〇条）</p> <p>イ ハロゲン化物の質量が、ハロゲン化物の質量を放射するものとして、その又はロに定める量とするに等しい量とする。（第三〇条）</p> <p>ロ 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分及び同表の中欄に掲げる消火剤の種類に依り、同表下欄に掲げる量の割合を計算した量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">防火対象物又はその部分</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">消火剤の種類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> <td style="padding: 2px;">自動車の修理若しくは整備の用に供する部分</td> <td style="padding: 2px;">ハロゲン化物</td> </tr> </table>	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類																																		
防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類																																																			
自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物																																																			
自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物																																																			
自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物																																																			
防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物																																																	
防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物																																																	
防火対象物又はその部分	消火剤の種類	防火対象物又はその部分	消火剤の種類																																																			
自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車等の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物																																																			
自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物																																																			
自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物	自動車の修理若しくは整備の用に供する部分	ハロゲン化物																																																			
防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物																																																	
防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物	防火対象物又はその部分	ハロゲン化物																																																	

|  | 5. 女川原子力発電所2号炉への適用について   女川原子力発電所2号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物はない。   よって、消防法に基づいた上記設計濃度で消火可能である。 | 3. 泊発電所3号炉への適用について   泊発電所3号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物はない。   よって、消防法に基づいた上記設計濃度で消火可能である。 | 【女川・大阪】   ■設備名称の相違  【大阪】   ■記載方針の相違   （女川実績の反映） |

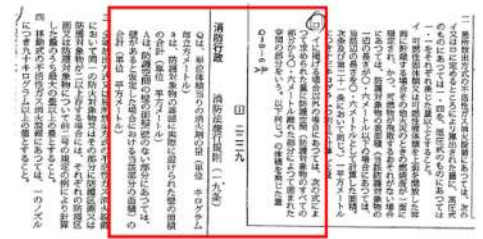
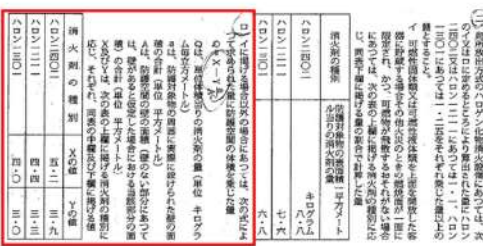


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱について」(抜粋)                  (昭和51年5月22日 消防予第6号)</p> <p style="text-align: center;">○ハロン1301を使用するハロゲン                  化物消火設備の取扱について</p> <p>第一 設置対象物の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハロゲン化物消火設備は、原則としてがれ物に接触し難い設置すべきところとする。</li> <li>2 電子計算機、デジタルプリンタ等の器から発生する煙</li> <li>3 機械室の天井、貯蔵庫、ポンプ室、エレベーターの機</li> <li>4 工場、倉庫において生火又は加工中の火</li> <li>5 貯蔵庫の天井</li> <li>6 貯蔵庫の天井</li> <li>7 貯蔵庫の天井</li> <li>8 貯蔵庫の天井</li> </ol> <p>第二 設置基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハロゲン化物消火設備には、次に掲げる取扱いを要する。</li> <li>(1) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> <li>(2) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> <li>(3) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> <li>(4) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> <li>(5) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> <li>(6) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> <li>(7) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> <li>(8) 第一に掲げる場所に入らないことを確認することをして</li> </ol>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                  (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の消火能力について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p>①不活性ガス消火設備に関する基準（消防法施行規則第19条）</p>  <p>②ハロゲン化物消火設備に関する基準（消防法施行規則第20条）</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      （女川実績の反映）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">局所ハロン消火設備の消火薬測量について</p> <table border="1" data-bbox="125 217 620 887"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>必要消火薬量</th> <th>ボンベ本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>防護空間体積 <math>V=7.15\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.39</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=30.30\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 1本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>防護空間体積 <math>V=89.72\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.39</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=380.19\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 10本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給水ポンプ</td> <td>防護空間体積 <math>V=32.47\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.38</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=137.19\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>防護空間体積 <math>V=38.07\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.43</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=163.23\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 <math>V=2.98\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.00</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=11.18\text{kg}</math> (2)ポンプモーター部 防護空間体積 <math>V=52.86\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.34</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=220.70\text{kg}</math> 総 <math>\text{Gas}=(1)+(2)=231.88\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 6本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>防護空間体積 <math>V=44.12\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.38</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=186.41\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>防護空間体積 <math>V=60.11\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.34</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=250.96\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 7本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>防護空間体積 <math>V=33.59\text{m}^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.49</math> 必要ハロン量 <math>\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=146.54\text{kg}</math></td> <td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td> </tr> </tbody> </table>	防護対象	必要消火薬量	ボンベ本数	ほう酸ポンプ	防護空間体積 $V=7.15\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=30.30\text{kg}$	計算結果より 1本 (40L/40kg)	制御用空気圧縮機	防護空間体積 $V=89.72\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=380.19\text{kg}$	計算結果より 10本 (40L/40kg)	タービン動補給水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=137.19\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)	電動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=38.07\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=163.23\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=11.18\text{kg}$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.86\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=220.70\text{kg}$ 総 $\text{Gas}=(1)+(2)=231.88\text{kg}$	計算結果より 6本 (40L/40kg)	余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=186.41\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=250.96\text{kg}$	計算結果より 7本 (40L/40kg)	原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=146.54\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
防護対象	必要消火薬量	ボンベ本数																												
ほう酸ポンプ	防護空間体積 $V=7.15\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=30.30\text{kg}$	計算結果より 1本 (40L/40kg)																												
制御用空気圧縮機	防護空間体積 $V=89.72\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=380.19\text{kg}$	計算結果より 10本 (40L/40kg)																												
タービン動補給水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=137.19\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																												
電動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=38.07\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=163.23\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																												
充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=11.18\text{kg}$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.86\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=220.70\text{kg}$ 総 $\text{Gas}=(1)+(2)=231.88\text{kg}$	計算結果より 6本 (40L/40kg)																												
余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=186.41\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																												
高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=250.96\text{kg}$	計算結果より 7本 (40L/40kg)																												
原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59\text{m}^3$ 消火剤係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $\text{Gas}=V \times Q \times 1.25=146.54\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																														
<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p style="text-align: center;">「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」(抜粋)                      (平成12年3月 消防庁 日本消防検定協会)</p> <p>2. 2. 5 消火性能 (消炎濃度、設計濃度等)                      2. 2. 5. 1 消炎濃度</p> <p>消炎濃度測定には、カップバーナーが広く使用され、UNEP HTOC1999年5月報告書、NFPA 2001 (1996年版) の測定値はカップバーナー法によるものであり、「ガス系消火設備等に係る取り扱いについて (通知)」(平成7年5月10日消防予第80号) (別添3) においてもカップバーナー法等によることとされている。このカップバーナーによる測定値は測定の不確か (製品のバラツキを「標準偏差」で表すのに対し、測定要因によるバラツキはISO/IECガイド25では「不確か」という。) が大きいことは、消防研究所の研究報告、NFPA2001の設備基準の中で明らかにされている。</p> <p>表2.2.5から表2.2.7に消防研究所の研究報告書、NFPA2001 (1996年版) 設備基準及びUNEP HTOCのカップバーナー消炎濃度の値を示す。</p> <p style="text-align: center;">表2.2.5 ハロンのカップバーナー消炎濃度データ</p> <table border="1" data-bbox="107 646 645 925"> <thead> <tr> <th rowspan="2">消火剤</th> <th rowspan="2">消防研究所 FR1</th> <th colspan="4">NFPA 2001 (1996年版)</th> <th rowspan="2">GLCC F-100 250</th> <th rowspan="2">Aqual 750</th> <th rowspan="2">NIST 8400 1999年</th> <th rowspan="2">調査計画 HTOC</th> </tr> <tr> <th>NREL 50-10</th> <th>NM 50-10</th> <th>NMERT 50-10</th> <th>Fossil 50-10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FC-3-1-10</td> <td>5.3</td> <td>5.2</td> <td>5.9</td> <td>5.0</td> <td>5.5</td> <td></td> <td></td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>HFC-124</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6.4</td> <td></td> <td></td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>HFC-227e</td> <td>6.6</td> <td>6.6</td> <td></td> <td>6.3</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td></td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>HFC-227j</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.6</td> <td>5.3</td> <td></td> <td></td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>HFC Blend</td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td>9.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>HFC-23</td> <td>12.9</td> <td>12</td> <td></td> <td>12.6</td> <td>12</td> <td>12.7</td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>HFC-125</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>9.4</td> <td>8.1</td> <td></td> <td></td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>410</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>CF3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>FC-101</td> <td></td> <td>3.24</td> <td></td> <td>3.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>FC-3-1-8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>IG-541</td> <td>25.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20.1</td> <td></td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>IG-55</td> <td>37.8</td> <td></td> <td></td> <td>38</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>IG-01</td> <td>41.3</td> <td></td> <td></td> <td>38</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>37.3</td> </tr> <tr> <td>IG-100</td> <td>33.6</td> <td>30</td> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>ハロン1201</td> <td>3.4</td> <td>3.1</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td></td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table>	消火剤	消防研究所 FR1	NFPA 2001 (1996年版)				GLCC F-100 250	Aqual 750	NIST 8400 1999年	調査計画 HTOC	NREL 50-10	NM 50-10	NMERT 50-10	Fossil 50-10	FC-3-1-10	5.3	5.2	5.9	5.0	5.5			5.9	HFC-124					6.4			7.0	HFC-227e	6.6	6.6		6.3	5.8	5.9		6.2	HFC-227j				5.6	5.3			5.5	HFC Blend		11		9.9				9.9	HFC-23	12.9	12		12.6	12	12.7		12	HFC-125		9		9.4	8.1			8.7	410								5.3	CF3								3.2	FC-101		3.24		3.0				3.0	FC-3-1-8								7.4	IG-541	25.4					20.1		29.1	IG-55	37.8			38				32.3	IG-01	41.3			38				37.3	IG-100	33.6	30		30				33.6	ハロン1201	3.4	3.1	3.9	3.9	3.0	3.5		3.1			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      (女川実績の反映)</p>
消火剤			消防研究所 FR1	NFPA 2001 (1996年版)							GLCC F-100 250	Aqual 750	NIST 8400 1999年	調査計画 HTOC																																																																																																																																																			
	NREL 50-10	NM 50-10		NMERT 50-10	Fossil 50-10																																																																																																																																																												
FC-3-1-10	5.3	5.2	5.9	5.0	5.5			5.9																																																																																																																																																									
HFC-124					6.4			7.0																																																																																																																																																									
HFC-227e	6.6	6.6		6.3	5.8	5.9		6.2																																																																																																																																																									
HFC-227j				5.6	5.3			5.5																																																																																																																																																									
HFC Blend		11		9.9				9.9																																																																																																																																																									
HFC-23	12.9	12		12.6	12	12.7		12																																																																																																																																																									
HFC-125		9		9.4	8.1			8.7																																																																																																																																																									
410								5.3																																																																																																																																																									
CF3								3.2																																																																																																																																																									
FC-101		3.24		3.0				3.0																																																																																																																																																									
FC-3-1-8								7.4																																																																																																																																																									
IG-541	25.4					20.1		29.1																																																																																																																																																									
IG-55	37.8			38				32.3																																																																																																																																																									
IG-01	41.3			38				37.3																																																																																																																																																									
IG-100	33.6	30		30				33.6																																																																																																																																																									
ハロン1201	3.4	3.1	3.9	3.9	3.0	3.5		3.1																																																																																																																																																									



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
<p style="text-align: center;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">二酸化炭素消火設備 (ディーゼル発電機室)</p> <p>1. 設備概要及び系統構成</p> <p>火災時に煙の充満により消火が困難となるディーゼル発電機室には、二酸化炭素消火設備を設置する。</p> <p>二酸化炭素消火設備を図1に示す。</p> <p>なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計については、添付資料2に示す。</p> <table border="1" data-bbox="145 558 586 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火薬剤</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>窒息消火</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>蓄電池を設置</td> </tr> <tr> <td>破損、誤動作、誤操作による影響</td> <td>不活性である二酸化炭素は、電気設備及び機械設備に影響を与えない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	消火剤	消火薬剤	二酸化炭素	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	全域放出方式	電源	蓄電池を設置	破損、誤動作、誤操作による影響	不活性である二酸化炭素は、電気設備及び機械設備に影響を与えない。	<p style="text-align: center;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における 二酸化炭素消火設備 (ディーゼル発電機室用) について</p> <p>1. 設備概要及び系統構成</p> <p>火災発生時に煙の充満により消火が困難となる非常用ディーゼル発電機室・非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク室には、二酸化炭素消火設備を設置する。</p> <p>二酸化炭素消火設備の仕様の概要を第1表に、系統概略を第1図に示す。なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計については、添付資料3に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表：二酸化炭素消火設備の仕様の概要</p> <table border="1" data-bbox="743 534 1290 742"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消火剤</td> <td>消火薬剤</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>窒息消火</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備に対して無害</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消火設備</td> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>非常用電源として、蓄電池を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載</p>	項目	仕様	消火剤	消火薬剤	二酸化炭素	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	消火設備	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)	消火方式	全域放出方式	電源	非常用電源として、蓄電池を設置	<p style="text-align: center;">添付資料7</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) について</p> <p>1. 設備構成及び系統構成</p> <p>火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のあるディーゼル発電機室及び燃料油サービスタンク室、固体廃棄物貯蔵庫には、固定式消火設備として、全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) を設置する。</p> <p>二酸化炭素消火設備の仕様を第1表に、概要を第1図に示す。なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計は、添付資料3に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表：二酸化炭素消火設備の仕様の概要</p> <table border="1" data-bbox="1346 574 1953 794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>消火剤</th> <th>消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">全域</td> <td>消火薬剤</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>消火原理</td> <td>窒息消火</td> </tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td> <td>設備に対して無害</td> </tr> <tr> <td>適用規格</td> <td>消防法その他関係法令</td> </tr> <tr> <td>火災感知</td> <td>火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)</td> </tr> <tr> <td>放出方式</td> <td>自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>消火方式</td> <td>全域放出方式</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>蓄電池を設置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様		消火剤	消火設備	全域	消火薬剤	二酸化炭素	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)	電源	消火方式	全域放出方式	電源	蓄電池を設置	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p>
項目	仕様																																																																			
消火剤	消火薬剤	二酸化炭素																																																																		
	消火原理	窒息消火																																																																		
	消火剤の特徴	設備に対して無害																																																																		
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																																																																		
	火災感知	火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)																																																																		
	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)																																																																		
	消火方式	全域放出方式																																																																		
	電源	蓄電池を設置																																																																		
	破損、誤動作、誤操作による影響	不活性である二酸化炭素は、電気設備及び機械設備に影響を与えない。																																																																		
項目	仕様																																																																			
消火剤	消火薬剤	二酸化炭素																																																																		
	消火原理	窒息消火																																																																		
	消火剤の特徴	設備に対して無害																																																																		
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令																																																																		
	火災感知	火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)																																																																		
	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)																																																																		
	消火方式	全域放出方式																																																																		
電源	非常用電源として、蓄電池を設置																																																																			
項目	仕様																																																																			
	消火剤	消火設備																																																																		
全域	消火薬剤	二酸化炭素																																																																		
	消火原理	窒息消火																																																																		
	消火剤の特徴	設備に対して無害																																																																		
	適用規格	消防法その他関係法令																																																																		
	火災感知	火災感知器 (複数の感知器のうち2系統の動作信号)																																																																		
	放出方式	自動 (現場での手動起動も可能な設計とする)																																																																		
電源	消火方式	全域放出方式																																																																		
	電源	蓄電池を設置																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

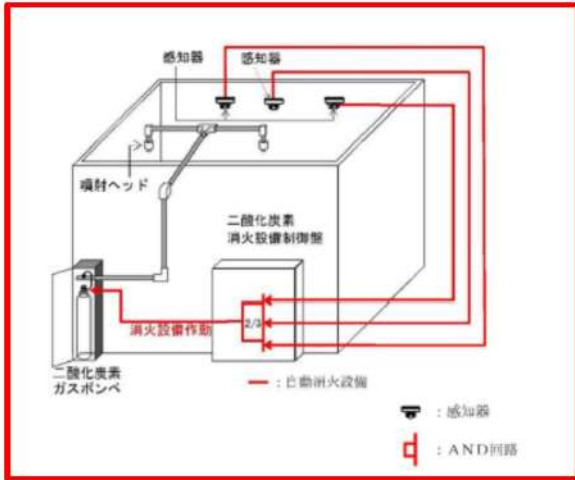


図1 二酸化炭素消火設備 概要図

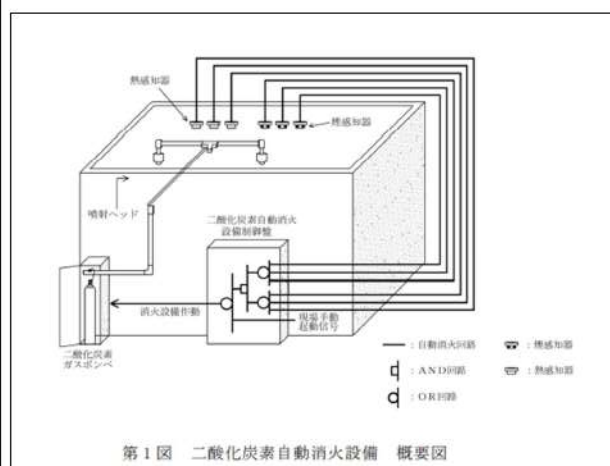
2. 二酸化炭素消火設備の動作回路

火災発生時における二酸化炭素消火設備動作時までの信号の流れを図2に示す。

通常時は自動待機状態としており、複数の感知器が作動した場合は、自動起動する。起動条件としては、「二酸化炭素消火設備専用感知器」が火災を検知した場合に、二酸化炭素自動消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。

また、現地 (室外) での手動操作による消火設備の起動 (ガス噴出) も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。

女川原子力発電所2号炉



第1図 二酸化炭素自動消火設備 概要図

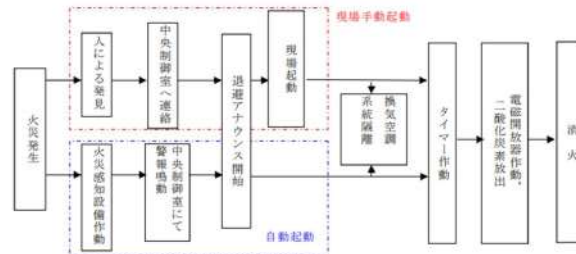
2. 二酸化炭素消火設備の動作回路

2.1 動作回路の概要

火災発生時における二酸化炭素消火設備動作時までの信号の流れを第2図に示す。

通常時は自動待機状態としており、複数の感知器が作動した場合は自動起動する。起動条件としては、「煙感知器」及び「熱感知器」が火災感知した場合に、二酸化炭素消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。

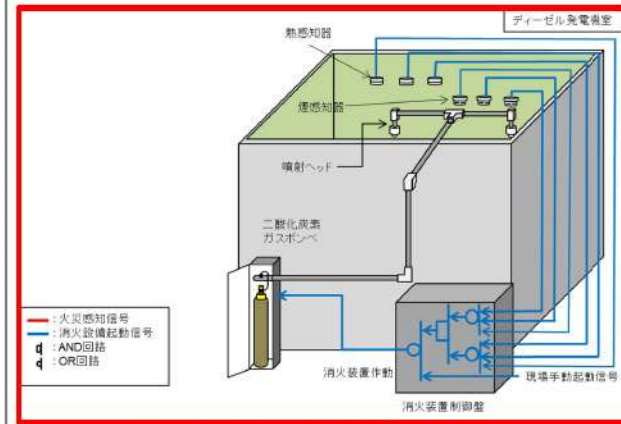
また、現地 (室外) での手動操作による消火設備の起動 (ガス噴射) も可能な設計としており、運転員が火災の発生を確認した場合には、早期消火が対応可能な設計とする。



第2図 火災発生時の信号の流れ

柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載

泊発電所3号炉



第1図：二酸化炭素消火設備の動作概要

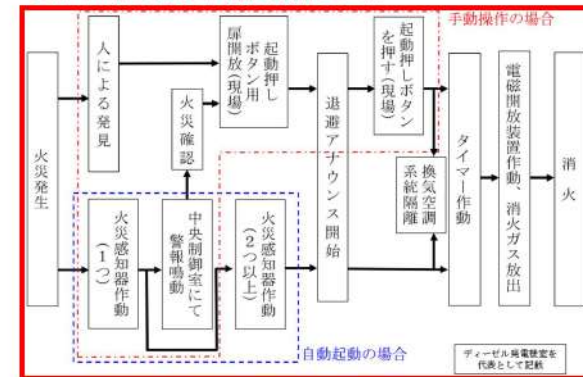
2. 全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) の動作回路

2.1. 動作回路の概要

火災発生時における二酸化炭素消火設備動作時までの信号の流れを第2図に示す。

自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、「煙感知器」及び「熱感知器」が火災感知した場合に、二酸化炭素消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。(第3図)

また、現地 (火災エリア外) での手動操作による消火設備の起動 (ガス噴出) も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。



第2図：火災発生時の信号の流れ

相違理由

【大飯】  
 ■設計の相違  
 泊は、煙感知器及び熱感知器が火災感知した場合に、自動起動する設計としており、これは柏崎6号炉及び7号炉と同様な設計である。  
 【女川】  
 ■設計の相違  
 泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。

【大飯】  
 ■記載表現の相違  
 【大飯】  
 ■記載方針の相違  
 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

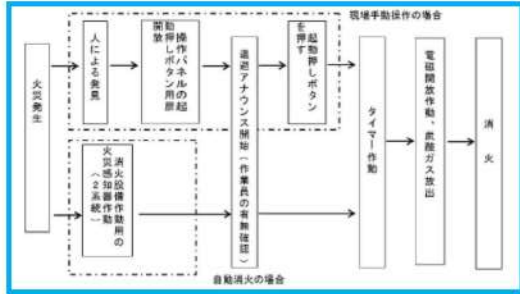
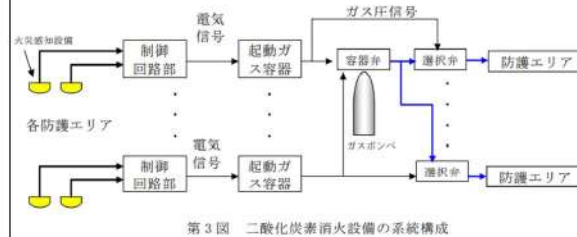


図2 火災時の信号の流れ

女川原子力発電所2号炉

**2.2 二酸化炭素消火設備の系統構成**  
 防護エリアに設置する火災感知器からの信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。  
 起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、二酸化炭素が放出される。  
 二酸化炭素消火設備の系統構成を第3図に示す。

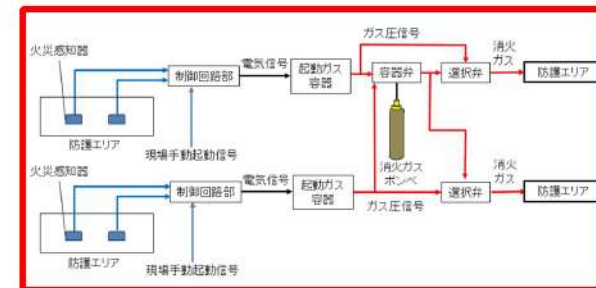


第3図 二酸化炭素消火設備の系統構成

柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載

泊発電所3号炉

**2.2. 全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) の系統構成**  
 複数の部屋に設置する火災感知器、現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。  
 起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。  
 系統構成を第3図に示す。



第3図：二酸化炭素消火設備の系統構成

相違理由

【大飯】  
 ■記載方針の相違  
 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。  
 【女川】  
 ■設計の相違  
 泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。





赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料9</p> <p style="text-align: center;">ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備の動作</p> <p>1. はじめに                  ディーゼル発電機(以下「DG」と称す。)の二酸化炭素消火設備(以下「CO<sub>2</sub>消火設備」と称す。)は、<b>作業者が</b>入室中に動作しない運用であることを以下に示す。</p> <p>2. DGのCO<sub>2</sub>消火設備の動作について                  DG室は、入室時の管理を徹底することや、<b>作業者の</b>入室時には、<b>D/G室</b>入口ロックスイッチを「定位」→「入口ロック」操作とすることにより、入室時には自動でのCO<sub>2</sub>放出はしない。                  火災検出後は、DG室内の<b>作業者を</b>退避させ、<b>D/G室</b>入口ロックスイッチを「入口ロック」→「定位」操作とすることで、40秒後にCO<sub>2</sub>が放出される。                  なお、CO<sub>2</sub>消火設備の動作は、消防法に基づき、音響警報後の放出までに20秒以上の遅延装置を設置することが要求されている。</p> <p>(1) DG室の入退室管理を徹底                  DG室には、無断で入室しないように以下のとおり管理されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DG室の入口扉に「CO<sub>2</sub>消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する。窒息の危険があるので、ただちに室外に退避すること」と表示しており、誤って入室しない様、注意表示されている。(写真①)</li> <li>・DG室入退室時は、中央制御室に連絡するよう、DG室入口に表示されている。(写真②)</li> <li>・DG室に入室するためにDG室入口のD/G室入口ロックスイッチを「定位」より「入口ロック」へ切替える。(写真④)</li> <li>・「入口ロック」位置にすることで、DG室入口ロック盤の「D/G室CO<sub>2</sub>ロック中」が表示(写真④)及び中央制御室自動火災報知機受信盤の警報(写真⑤)が発信される。</li> </ul> <p>(2) DG室に作業者が入室している場合                  DG室に入室時は、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」位置にするため、CO<sub>2</sub>消火設備は動作しない。(写真④)</p>		<p>3. ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備の動作</p> <p>3.1 はじめに                  ディーゼル発電機(以下「DG」と称す。)の二酸化炭素消火設備(以下「CO<sub>2</sub>消火設備」と称す。)は、<b>所員等が</b>入室中に動作しない運用であることを以下に示す。                  なお、ディーゼル発電機室(以下「DG室」と称す。)以外の箇所についても、同様な運用とする。</p> <p>3.2 DGのCO<sub>2</sub>消火設備の動作について                  DG室は、入室時の管理を徹底することや、<b>所員等の</b>入室時には、<b>放出ロック盤の切替スイッチを</b>「定位」→「入室ロック」操作とすることにより、入室時には自動でのCO<sub>2</sub>放出はしない。                  火災検出後は、DG室内の<b>所員等を</b>退避させ、<b>放出ロック盤の切替スイッチを</b>「入室ロック」→「定位」操作とすることで、40秒後にCO<sub>2</sub>が放出される。                  なお、CO<sub>2</sub>消火設備の動作は、消防法に基づき、音響警報後の放出までに20秒以上の遅延装置を設置することが要求されている。</p> <p>(1) DG室の入退室管理を徹底                  DG室には、無断で入室しないように以下のとおり管理されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 通常、DG室は入口扉にて施錠管理されており、中央制御室に保管されているDG室入口扉及びCO<sub>2</sub>ロック用の鍵を借用し入室する。</li> <li>b. DG室入室時は、切替スイッチを「定位」→「入室ロック」にする際は、中央制御室に連絡するよう、放出ロック盤に表示されている(写真①)。</li> <li>c. DG室に入室する旨を中央制御室に連絡し、DG室入口の放出ロック盤の切替スイッチを「定位」より「入室ロック」へ切替える(写真②)。</li> <li>d. 「入室ロック」位置にすることで、放出ロック盤の「CO<sub>2</sub>ロック中」が表示(写真③)及び中央制御室の総合操作盤に「D/G CO<sub>2</sub>ロック中」の警報(写真④)が発信される。</li> </ul> <p>(2) DG室に所員等が入室している場合                  DG室に入室時は、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」位置にするため、CO<sub>2</sub>消火設備は作動しない(写真②)。</p>	<p>【女川】                  ■記載方針の相違</p> <p>【大阪】                  ■記載表現の相違</p> <p>【大阪】                  ■記載方針の相違</p> <p>【大阪】                  ■設備名称及び記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備) について)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火災が発生した場合、人が火災の状況を確認し、消火器による初期消火、又は、CO<sub>2</sub>消火設備を動作させて消火を行う。この場合、以下のとおりDG室内の作業者を退避させて、CO<sub>2</sub>消火を行う運用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災感知器が火災を感知する場合（サイレンが吹鳴する時）は、DG室内の作業者を室外に退避させ、DG室扉閉、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」より「定位」へ切替え後、40秒後自動動作する。</li> <li>火災感知器が火災を感知していない場合は、DG室内の作業者を退避させ、DG室扉閉、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」より「定位」へ切替え、消火設備操作箱（写真③）内の押ボタン「押」後、40秒後自動動作する。</li> </ul> <p>消防法に基づき、DG室の入口扉に「CO<sub>2</sub>消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する」と表示しているので入室することはない。また、誤って入室しない様、室外に退避することを表示する。(写真①)</p> <p>DG室に入室していない場合（「定位」無人）と入室している場合（「入口ロック」有人）の消火フローを図1に示す。</p>	<p>火災が発生した場合、人が火災の状況を確認し、消火器による初期消火、又は、CO<sub>2</sub>消火設備を動作させて消火を行う。この場合、以下のとおりDG室内の作業者を退避させて、CO<sub>2</sub>消火を行う運用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災感知器が火災を感知する場合（サイレン吹鳴する時）は、DG室内の作業者を室外に退避させ、DG室入口扉閉、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」より「定位」へ切替え後、40秒後自動動作する。</li> <li>火災感知器が火災を感知していない場合は、DG室内の作業者を退避させ、DG室入口扉閉、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」より「定位」へ切替え、消火設備操作箱（写真⑤）内の押ボタン「押」起動押鈕スイッチを押した後、40秒後自動動作する。</li> </ul> <p>消防法に基づき、CO<sub>2</sub>消火設備のガス放出前にサイレンが吹鳴するため、入室することはない。また、誤って入室しない様、ガスが放出された場合は入室しないことをDG室入口扉に表示する(写真⑥)。</p> <p>DG室に入室していない場合（「定位」無人）と入室している場合（「入室ロック」有人）の消火フローを第4図に示す。</p>	<p>【女川】              ■記載方針の相違</p> <p>【大阪】              ■設備名称及び記載表現の相違</p>	
 <p>写真① 「室外退避」の表示</p> <p>写真② 「入室時の中央制御室への連絡」表示</p> <p>写真③ 消火設備消火箱</p> <p>写真④ D/G室入口ロックスイッチ</p>	 <p>DG室入口扉（通常、施錠中）</p> <p>写真⑥ 放出時の注意喚起表示</p> <p>写真⑤ 消火設備操作箱</p> <p>写真⑦ 放出ロック盤</p> <p>写真⑧ 操作箱内</p> <p>写真⑨ 放出ロック盤 切替スイッチ</p> <p>写真⑩ 「入室ロック」とする際の中央制御室への連絡の表示</p>	<p>【大阪】              ■設備名称及び記載表現の相違</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



写真⑤

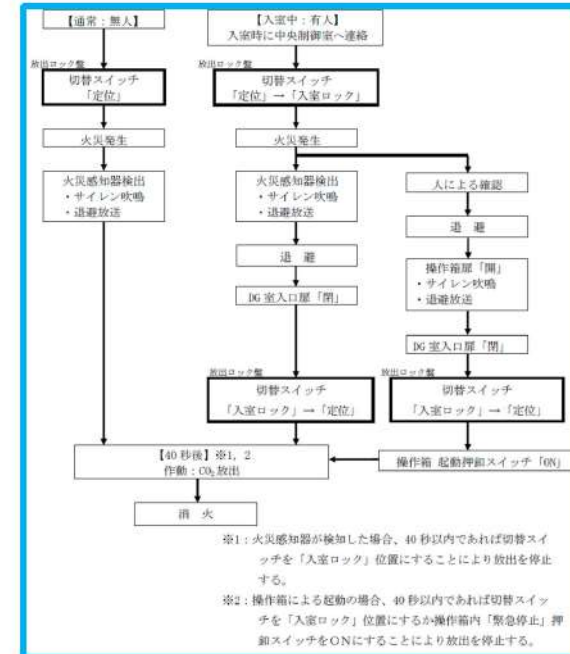
中央制御室 自動火災報知器受信盤



写真④ 中央制御室 総合操作盤

「D/G CO<sub>2</sub>ロック中」警報表示

- 【大飯】
- 設備名称及び記載表現の相違
- 【女川】
- 記載方針の相違





赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 別紙4	女川原子力発電所2号炉 添付資料7	泊発電所3号炉 添付資料8	相違理由																																																													
<p style="text-align: center;">局所ハロン消火設備の消火薬剤量について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>必要消火剤量</th> <th>ボンベ本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>防護空間体積 V=7.15m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.39 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=30.30kg</td> <td>計算結果より 1本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>防護空間体積 V=89.72m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.39 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=380.19kg</td> <td>計算結果より 10本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>防護空間体積 V=32.47m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.38 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=137.19kg</td> <td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>防護空間体積 V=38.07m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.43 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=163.23kg</td> <td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 V=2.98m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.00 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=11.18kg (2)ポンプモーター部 防護空間体積 V=82.80m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.34 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=220.70kg 総 Gas=(1)+(2)=231.88kg</td> <td>計算結果より 6本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>防護空間体積 V=44.12m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.38 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=186.41kg</td> <td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>防護空間体積 V=60.11m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.34 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=250.96kg</td> <td>計算結果より 7本 (40L/40kg)</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>防護空間体積 V=33.59m<sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.49 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=146.54kg</td> <td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td> </tr> </tbody> </table>	防護対象	必要消火剤量	ボンベ本数	ほう酸ポンプ	防護空間体積 V=7.15m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.39 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=30.30kg	計算結果より 1本 (40L/40kg)	制御用空気圧縮機	防護空間体積 V=89.72m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.39 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=380.19kg	計算結果より 10本 (40L/40kg)	タービン動補助給水ポンプ	防護空間体積 V=32.47m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.38 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=137.19kg	計算結果より 4本 (40L/40kg)	電動補助給水ポンプ	防護空間体積 V=38.07m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.43 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=163.23kg	計算結果より 5本 (40L/40kg)	充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 V=2.98m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.00 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=11.18kg (2)ポンプモーター部 防護空間体積 V=82.80m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.34 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=220.70kg 総 Gas=(1)+(2)=231.88kg	計算結果より 6本 (40L/40kg)	余熱除去ポンプ	防護空間体積 V=44.12m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.38 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=186.41kg	計算結果より 5本 (40L/40kg)	高圧注入ポンプ	防護空間体積 V=60.11m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.34 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=250.96kg	計算結果より 7本 (40L/40kg)	原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 V=33.59m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.49 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=146.54kg	計算結果より 4本 (40L/40kg)	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 消火設備の必要容量について</p> <p style="text-align: center;">第1表：消火設備の必要容量について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>消火対象</th> <th>消火剤種類</th> <th>消火剤必要量</th> <th>消火剤必要量算出式</th> <th>消防法施行規則準拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)</td> <td>ハロン1301</td> <td>対象箇所の体積に応じて設置</td> <td>火災区画(部屋)の体積×0.32kg/m<sup>3</sup></td> <td>第二十条</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(局所)</td> <td>ハロン1301</td> <td>対象箇所の体積に応じて設置</td> <td>単位体積あたりの消火剤量×防護空間の容積×1.25</td> <td>第二十条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FK-5-1-12</td> <td>対象箇所の体積に応じて設置</td> <td>対象機器の空間体積×0.84kg/m<sup>3</sup>以上1.46kg/m<sup>3</sup>以下に開口補償を見込む</td> <td>第二十条</td> </tr> </tbody> </table>	消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積×0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(局所)	ハロン1301	対象箇所の体積に応じて設置	単位体積あたりの消火剤量×防護空間の容積×1.25	第二十条		FK-5-1-12	対象箇所の体積に応じて設置	対象機器の空間体積×0.84kg/m <sup>3</sup> 以上1.46kg/m <sup>3</sup> 以下に開口補償を見込む	第二十条	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火設備の必要容量について</p> <p style="text-align: center;">第1表：消火設備の必要容量について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>消火対象</th> <th>消火剤種類</th> <th>消火剤必要量</th> <th>消火剤必要量算出式</th> <th>消防法施行規則準拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)</td> <td>ハロン1301</td> <td>対象箇所の体積に応じて設置</td> <td>火災区画(部屋)の体積×0.32kg/m<sup>3</sup></td> <td>第二十条</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>対象箇所の体積に応じて設置</td> <td>火災区画(部屋)の体積×0.75kg/m<sup>3</sup> 0.8kg/m<sup>3</sup>以上</td> <td>第十九条</td> </tr> </tbody> </table>	消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積×0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条	二酸化炭素	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積×0.75kg/m <sup>3</sup> 0.8kg/m <sup>3</sup> 以上	第十九条	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</li> <li>【女川】</li> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。      また、泊では全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置している。</p>
防護対象	必要消火剤量	ボンベ本数																																																														
ほう酸ポンプ	防護空間体積 V=7.15m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.39 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=30.30kg	計算結果より 1本 (40L/40kg)																																																														
制御用空気圧縮機	防護空間体積 V=89.72m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.39 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=380.19kg	計算結果より 10本 (40L/40kg)																																																														
タービン動補助給水ポンプ	防護空間体積 V=32.47m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.38 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=137.19kg	計算結果より 4本 (40L/40kg)																																																														
電動補助給水ポンプ	防護空間体積 V=38.07m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.43 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=163.23kg	計算結果より 5本 (40L/40kg)																																																														
充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 V=2.98m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.00 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=11.18kg (2)ポンプモーター部 防護空間体積 V=82.80m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.34 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=220.70kg 総 Gas=(1)+(2)=231.88kg	計算結果より 6本 (40L/40kg)																																																														
余熱除去ポンプ	防護空間体積 V=44.12m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.38 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=186.41kg	計算結果より 5本 (40L/40kg)																																																														
高圧注入ポンプ	防護空間体積 V=60.11m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.34 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=250.96kg	計算結果より 7本 (40L/40kg)																																																														
原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 V=33.59m <sup>3</sup> 消火剤係数 Q=3.49 必要ハロン量 Gas=V×Q×1.25=146.54kg	計算結果より 4本 (40L/40kg)																																																														
消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項																																																												
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積×0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条																																																												
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(局所)	ハロン1301	対象箇所の体積に応じて設置	単位体積あたりの消火剤量×防護空間の容積×1.25	第二十条																																																												
	FK-5-1-12	対象箇所の体積に応じて設置	対象機器の空間体積×0.84kg/m <sup>3</sup> 以上1.46kg/m <sup>3</sup> 以下に開口補償を見込む	第二十条																																																												
消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項																																																												
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積×0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条																																																												
	二酸化炭素	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積×0.75kg/m <sup>3</sup> 0.8kg/m <sup>3</sup> 以上	第十九条																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料17</p> <p style="text-align: center;">消火栓配置図</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="font-size: small;">大飯3、4号機 消防栓配置図 原子炉建屋 E1.3、5m</p> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">枠囲みの範囲は機密に属する事項ですので公開できません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付資料8</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 消火栓配置図並びに手動消火の対象となる 低耐震クラス機器リスト</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">消火栓及び消火器の配置図 (1/25)</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付資料9</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火栓配置図</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">消火栓及び消火器の配置図 (1/24)</p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> <li>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</li> <li>【女川・大飯】</li> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 40px; top: 290px;">大飯3、4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL7m</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 20px; top: 110px;">枠囲みの範囲は機密情報に属する事項ですので公開できません。</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 20px; top: 320px;">消火栓及び消火器の配置図 (2/25)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 20px; top: 250px;">消火栓及び消火器の配置図 (2/24)</p> <p style="margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 35px; top: 300px;">大飯3、4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL10m</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 35px; top: 110px;">枠囲みの範囲は機密情報に属する事項ですので公開できません。</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 35px; top: 330px;">消火栓及び消火器の配置図 (3/25)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 35px; top: 220px;">消火栓及び消火器の配置図 (3/24)</p> <p style="position: absolute; bottom: 30px; left: 35px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3-4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 巨L17m</p> <p>枠囲みの範囲は機密情報に属する事項ですので公開できません。</p>	<p>消火栓及び消火器の配置図 (4/25)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>消火栓及び消火器の配置図 (4/24)</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; min-height: 500px;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">大飯3.4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL22m</p> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に属する項目ですので公開できません。</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; min-height: 500px;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">消火栓及び消火器の配置図 (5/25)</p> </div> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; min-height: 500px;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">消火栓及び消火器の配置図 (5/24)</p> </div> </div>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; font-size: x-small;">                 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。             </div>			



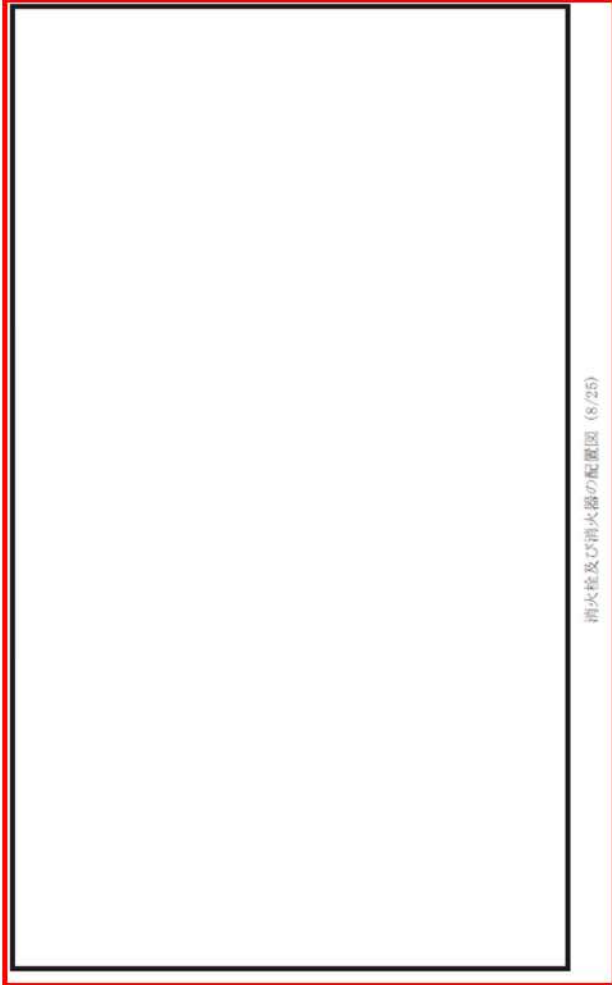
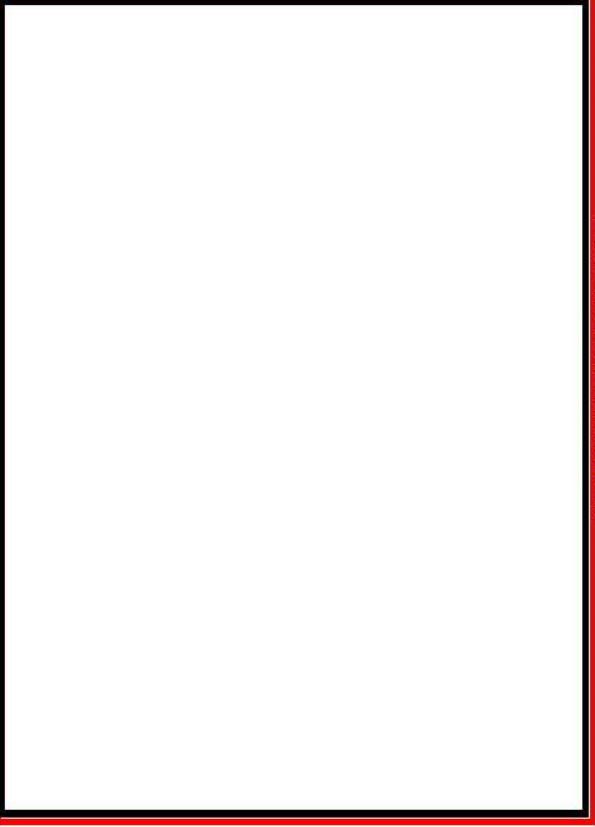
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3.4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL25m</p> <p>枠囲みの範囲は機密情報に属する事項ですので公開できません。</p>	<p>消火栓及び消火器の配置図 (6/25)</p>	<p>消火栓及び消火器の配置図 (6/24)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 35px; top: 230px;">大飯3、4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL33m</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 290px; top: 110px;">[枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。]</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 565px; top: 330px;">消火栓及び消火器の配置図 (7/25)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 855px; top: 270px;">消火栓及び消火器の配置図 (7/24)</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
<p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>消火栓及び消火器の配置図 (8/25)</p>	 <p>消火栓及び消火器の配置図 (8/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (9/25)</div>	<div style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (9/24)</div>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (10/25)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (10/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

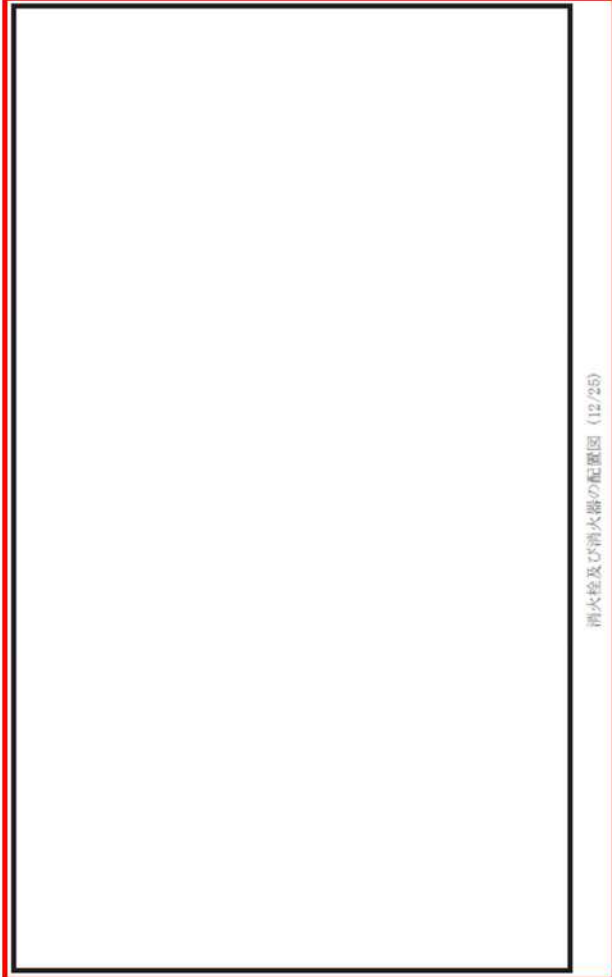
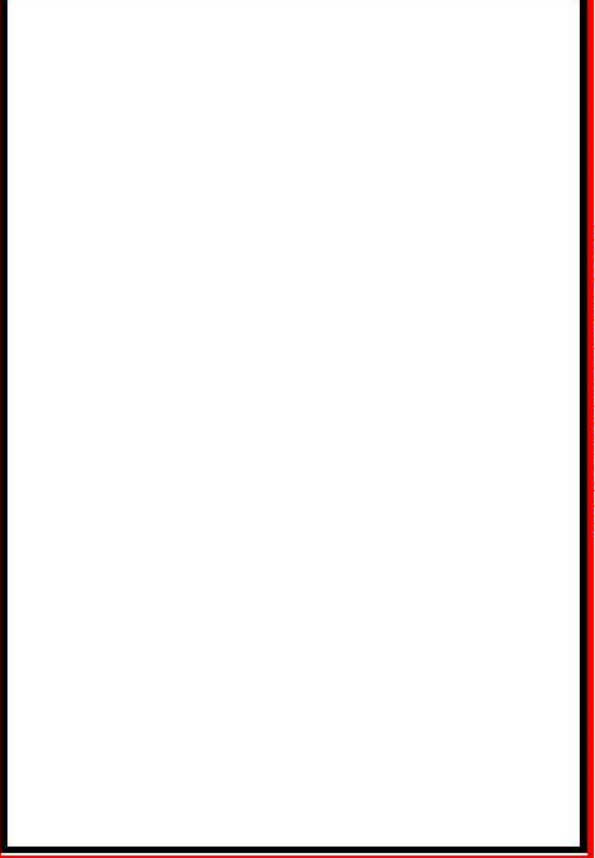
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (11/25)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (11/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>
		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

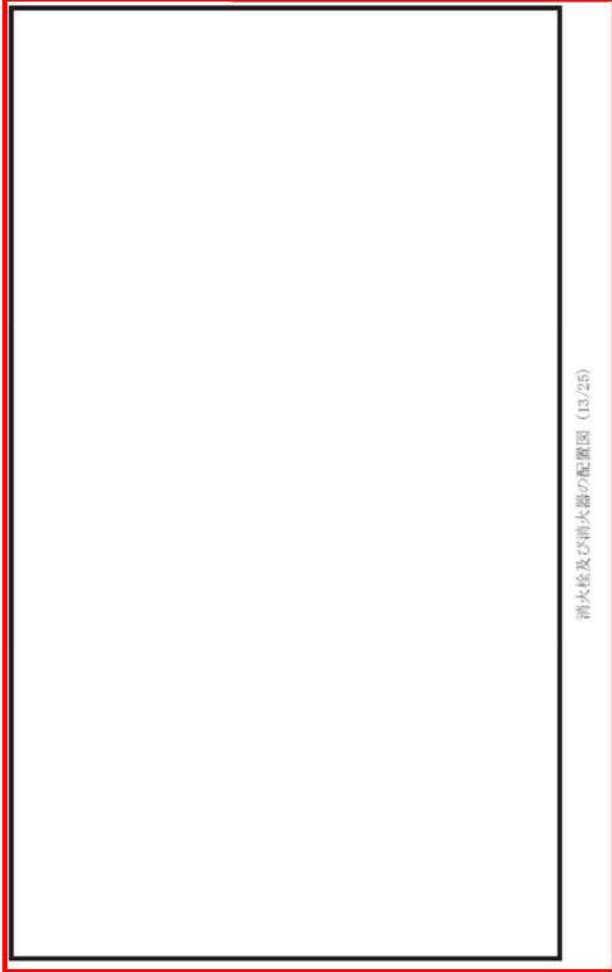
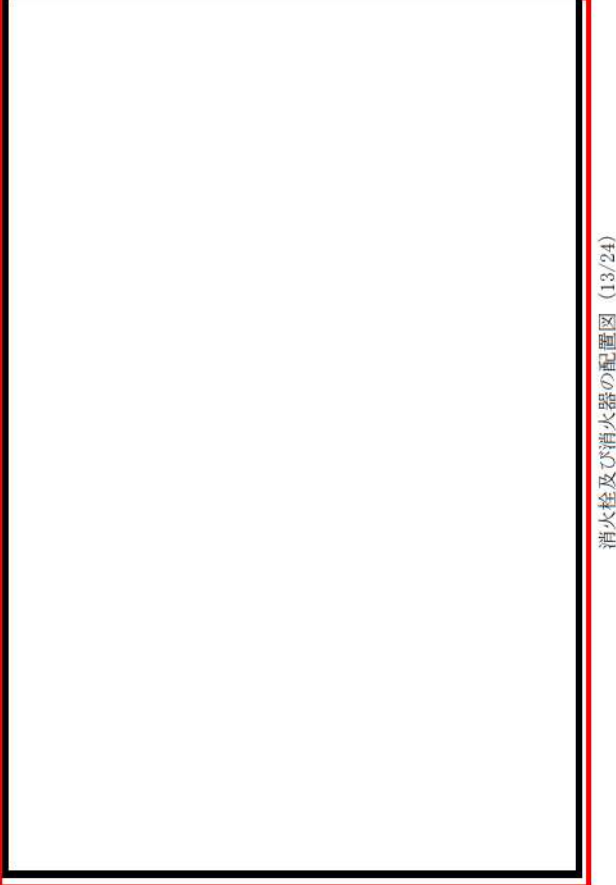
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図（12/25）</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図（12/24）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

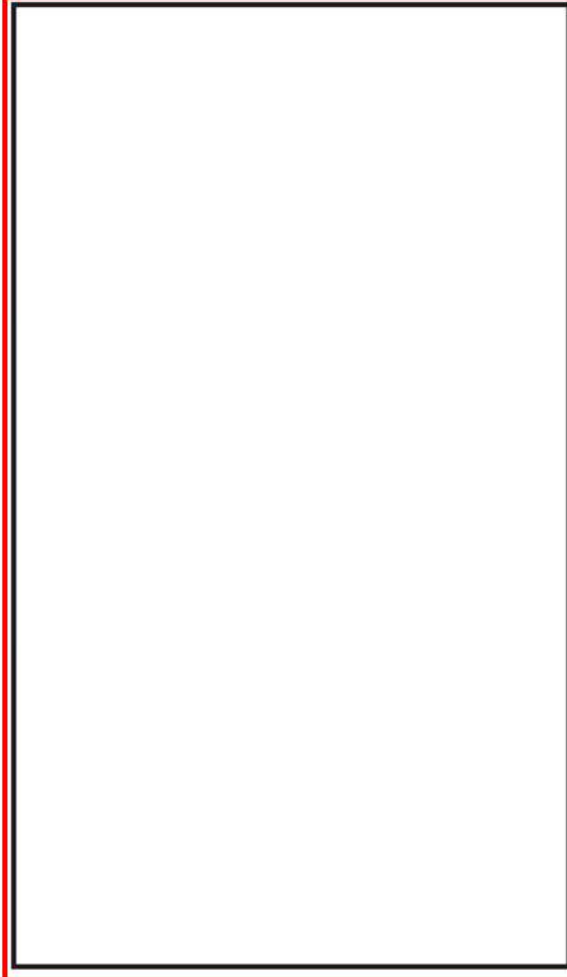

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）


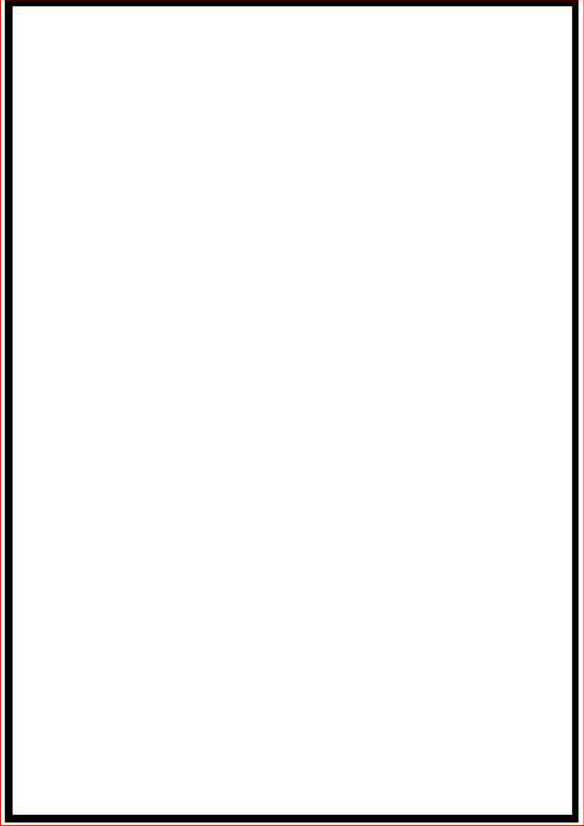
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図（13/25）</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図（13/24）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>
		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (14/26)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (14/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>
		<div style="border: 2px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	



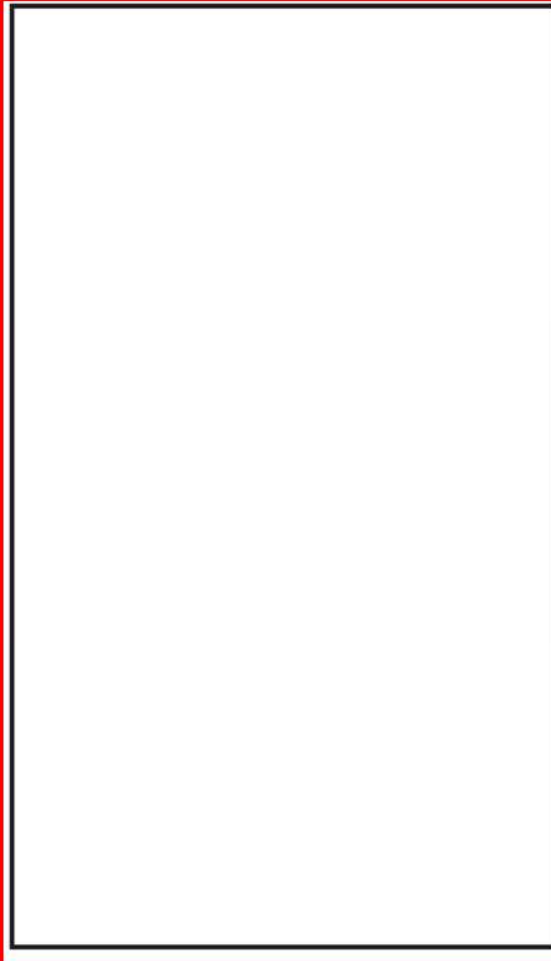
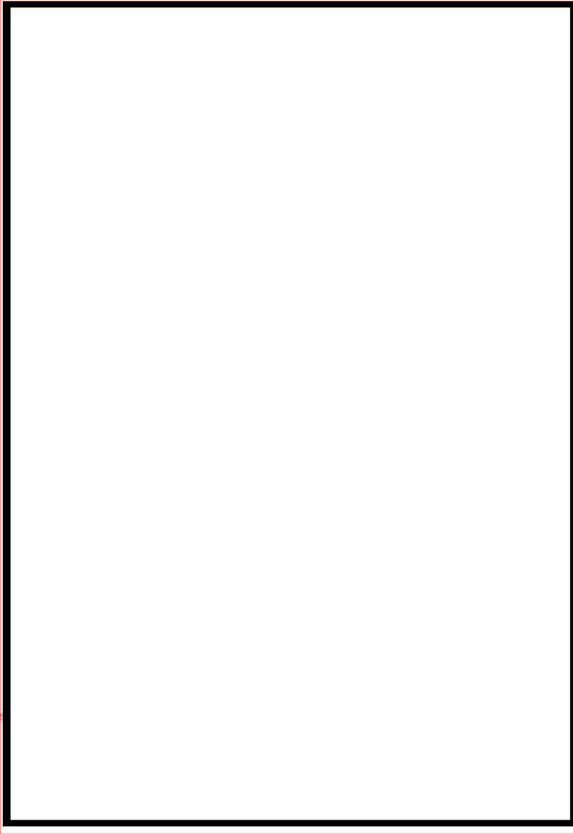
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (15/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (15/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

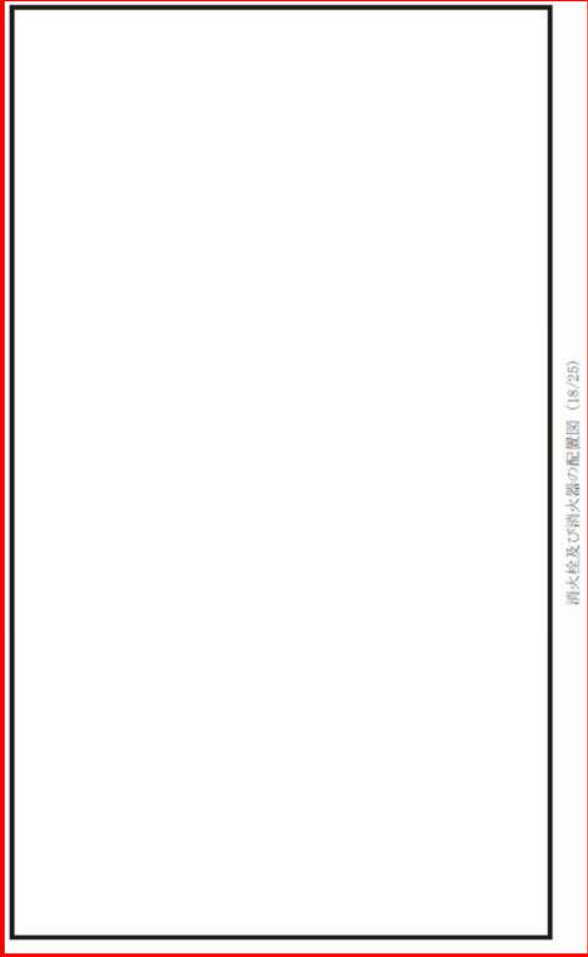
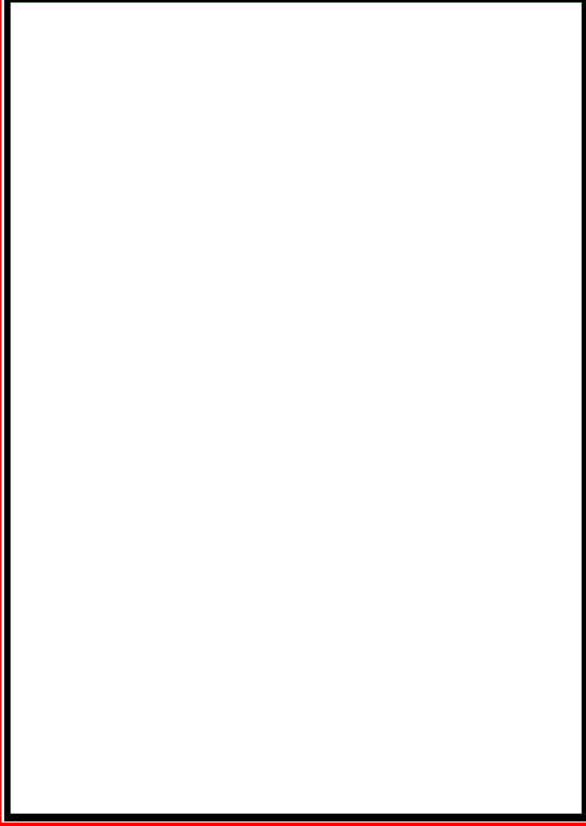

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図（16/25）</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図（16/24）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <span style="font-size: x-small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</span> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (17/25)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (17/24)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

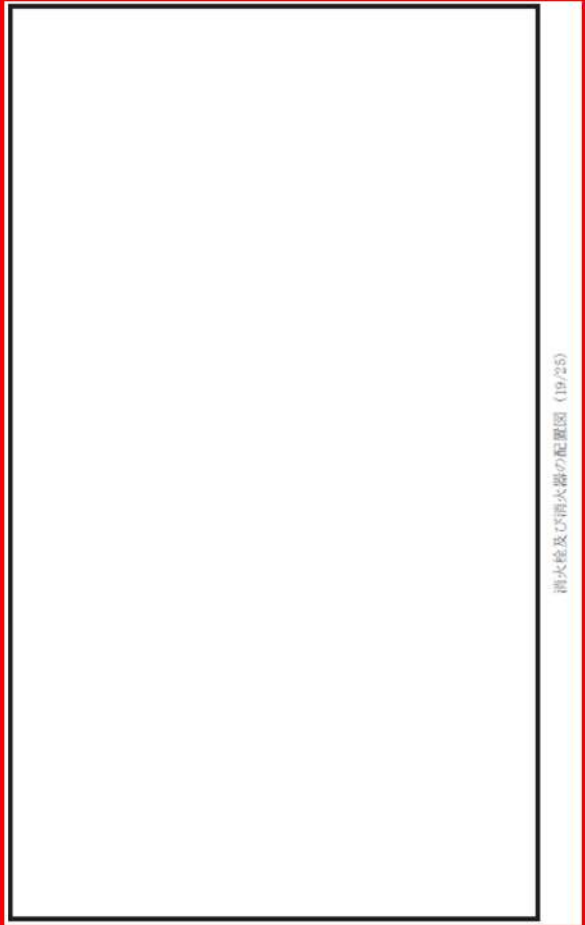
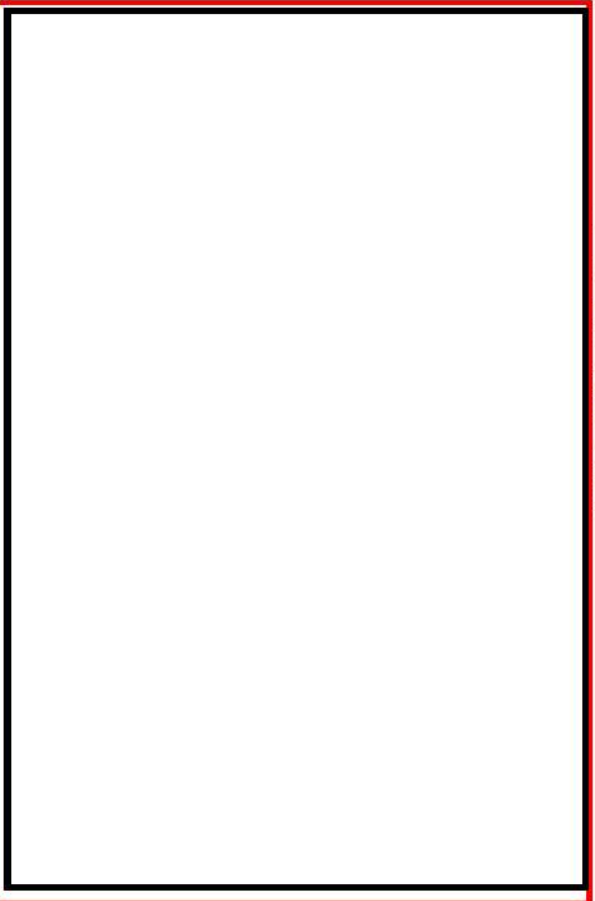
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (18/25)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図 (18/24)</p> <p data-bbox="1346 1166 1917 1193">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図（19/25）</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消火栓及び消火器の配置図（19/24）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

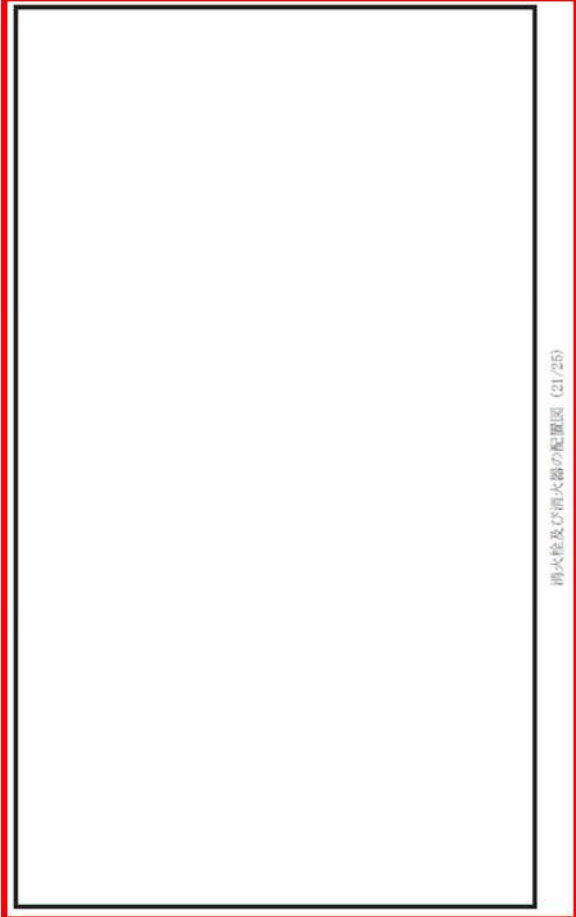
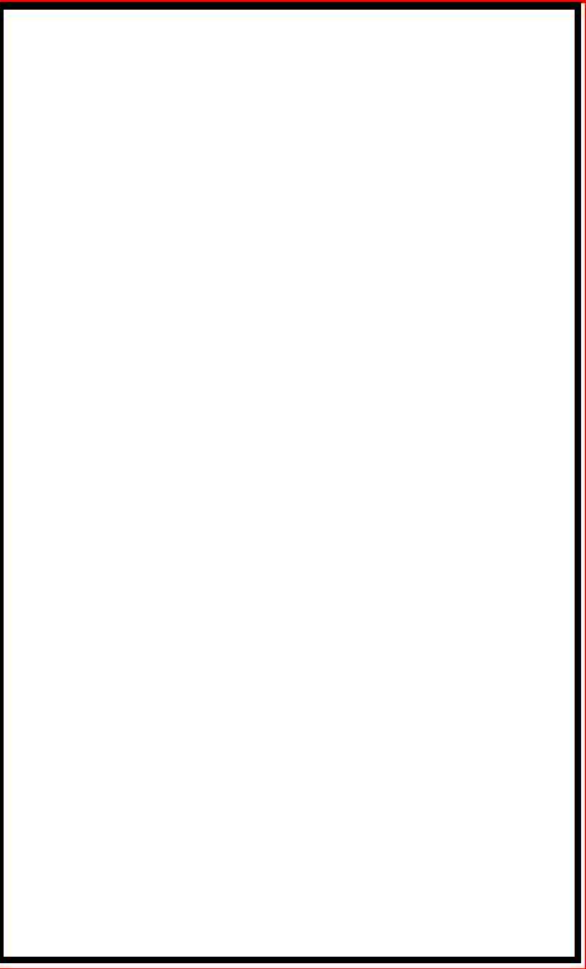
 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (20/25)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">消火栓及び消火器の配置図 (20/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

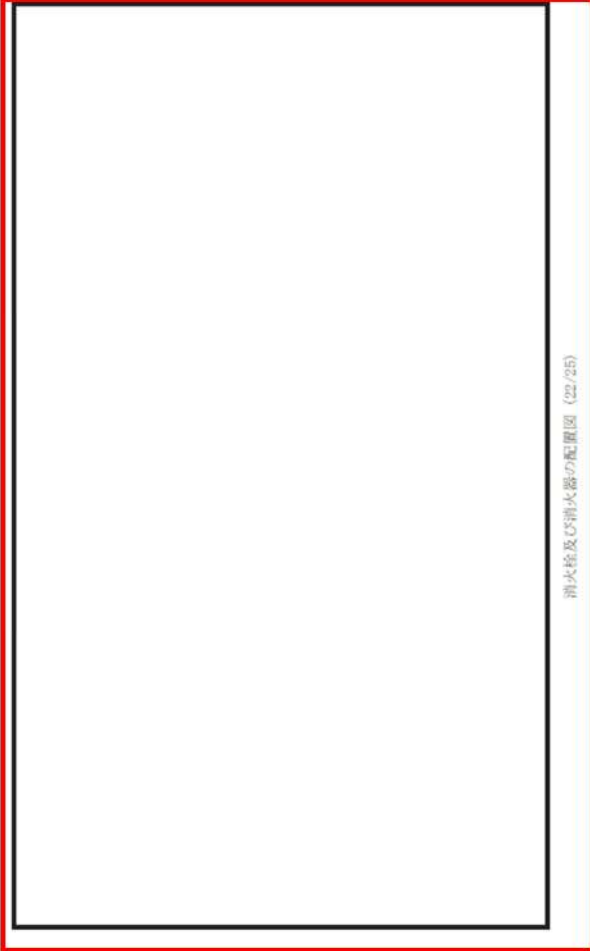
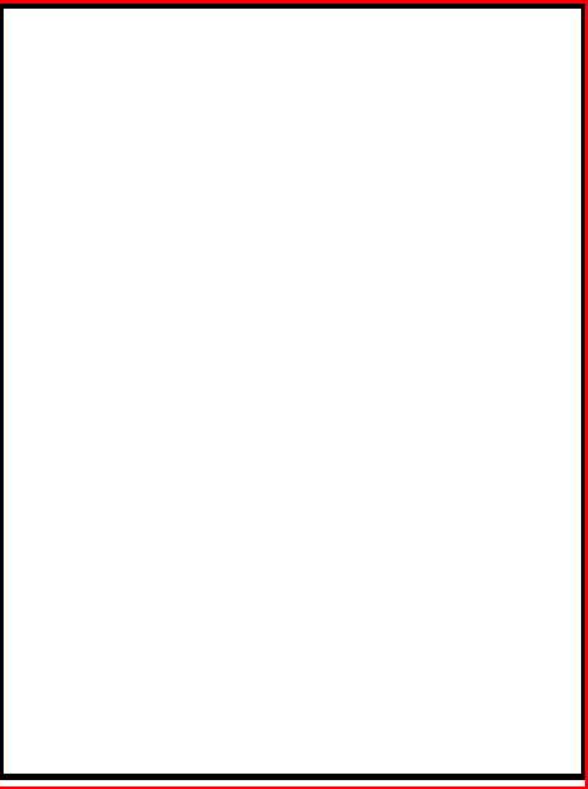
枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (21/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (21/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (22/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (22/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

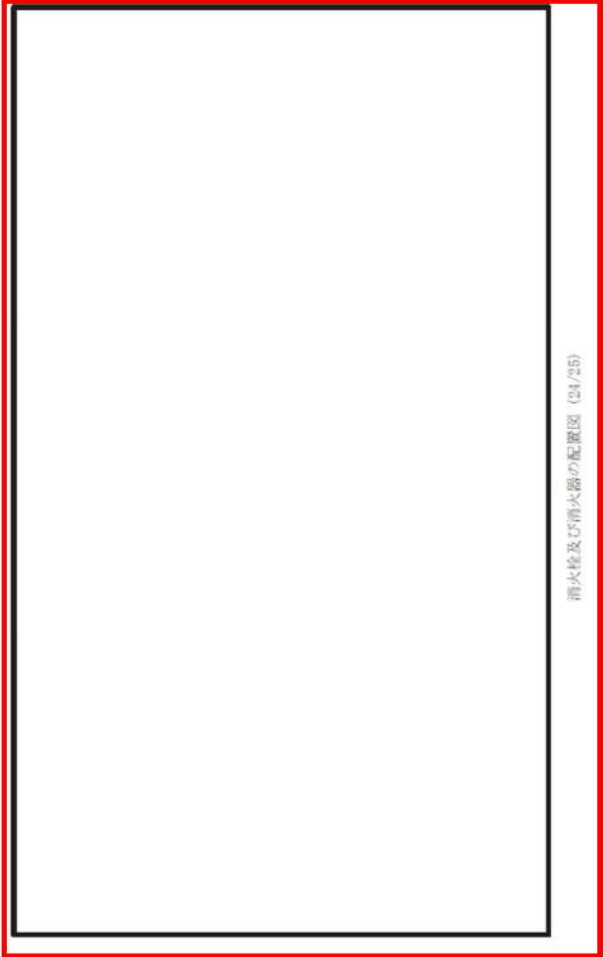


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

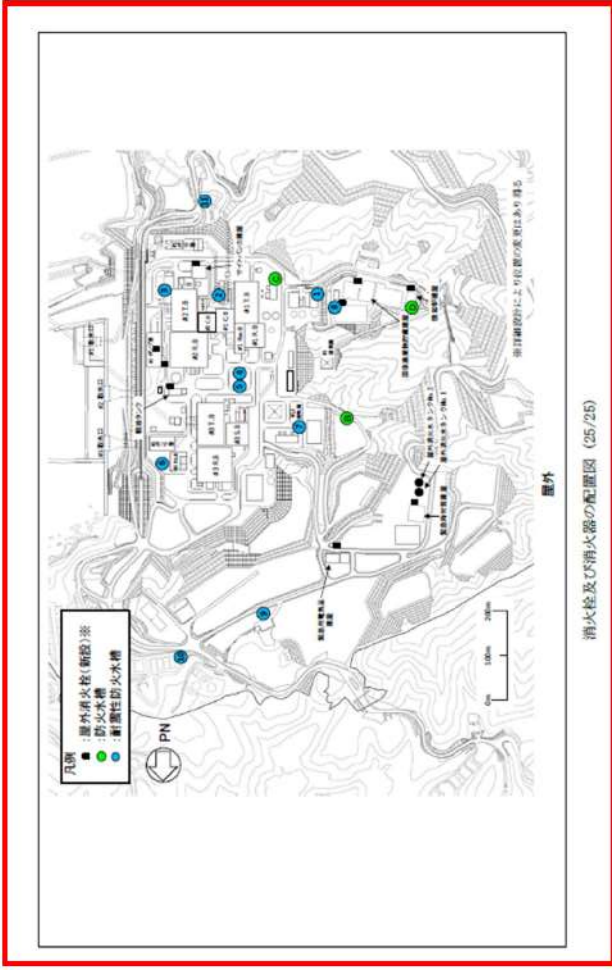
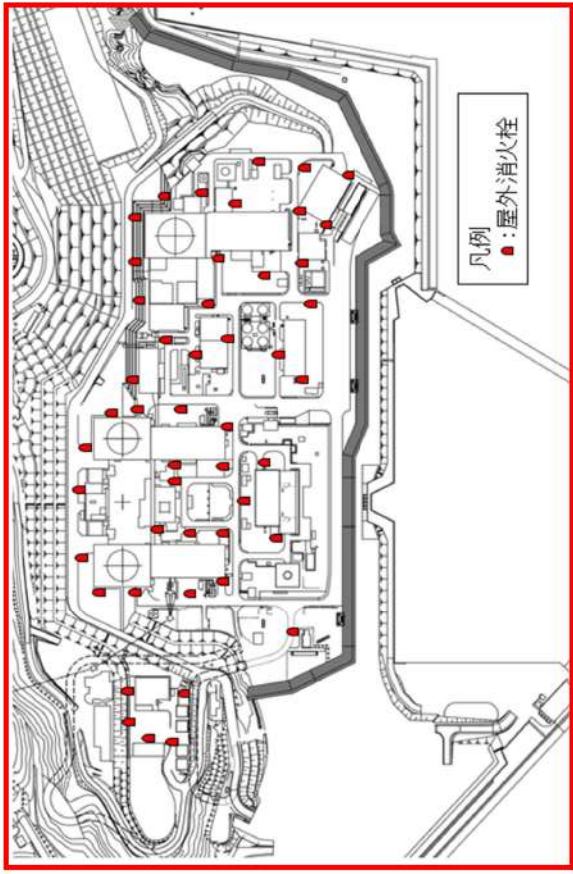
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (23/25)</p>	<div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (23/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違                      設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (25/25)</p>	 <p style="text-align: center;">消火栓及び消火器の配置図 (24/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																			
	<p>第1表：手動消火の対象となる低耐震クラスの油内包機器及び電源盤について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>装置番号</th> <th>装置名称</th> <th>消火設備の設置クラス</th> <th>設置物のクラスの油内包機器及び電源盤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-1-1</td> <td>トラス室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-1-21</td> <td>代管循環冷却ポンプ室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-2-1</td> <td>CRD対策ラック室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-2-28</td> <td>HPACサービンポンプ室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-3-2</td> <td>CRD補修器ポンプ室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>制御盤駆動系手動駆動装置</td> <td>消火は重要切欠に非水質の発生は発生しにく、庫内については作業員が実施することから、消火器による初期消火活動が可能</td> </tr> <tr> <td>R-4-5</td> <td>CRD補修室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-4-7</td> <td>サンプリングラック室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-4-39</td> <td>TIP装置室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-5-41</td> <td>除油室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-5-42</td> <td>MSシステム室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-5-43</td> <td>TIP駆動装置室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-5-46</td> <td>EST連絡駆動トレンチ</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-6-9</td> <td>DGDO(A)HPGS連絡駆動トレンチ</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-6-10</td> <td>DGDO(B)連絡駆動トレンチ</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-6-11</td> <td>RHR/F&amp;Lプ(B)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-6-12</td> <td>RHR/F&amp;Lプ(A)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-7-1</td> <td>1F イシナー連絡</td> <td>専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)</td> <td>原子炉建屋 モーメントロームセンチ 22B+</td> <td>主な可燃物及び電源盤に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-7-11</td> <td>3H ミックアップ室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-7-14</td> <td>RHR 駆動装置(A)室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-7-20</td> <td>RH 駆動室</td> <td>専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>主な可燃物に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-7-40</td> <td>FCVS フィルタ室</td> <td>図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-7-50</td> <td>C/B 連絡連絡</td> <td>専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)</td> <td>—</td> <td>主な可燃物に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置</td> </tr> </tbody> </table>	装置番号	装置名称	消火設備の設置クラス	設置物のクラスの油内包機器及び電源盤	備考	R-1-1	トラス室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-1-21	代管循環冷却ポンプ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-2-1	CRD対策ラック室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-2-28	HPACサービンポンプ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-3-2	CRD補修器ポンプ室	図録(消火器)	制御盤駆動系手動駆動装置	消火は重要切欠に非水質の発生は発生しにく、庫内については作業員が実施することから、消火器による初期消火活動が可能	R-4-5	CRD補修室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-4-7	サンプリングラック室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-4-39	TIP装置室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-5-41	除油室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-5-42	MSシステム室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-5-43	TIP駆動装置室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-5-46	EST連絡駆動トレンチ	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-6-9	DGDO(A)HPGS連絡駆動トレンチ	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-6-10	DGDO(B)連絡駆動トレンチ	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-6-11	RHR/F&Lプ(B)室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-6-12	RHR/F&Lプ(A)室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-7-1	1F イシナー連絡	専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)	原子炉建屋 モーメントロームセンチ 22B+	主な可燃物及び電源盤に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置	R-7-11	3H ミックアップ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-7-14	RHR 駆動装置(A)室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-7-20	RH 駆動室	専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)	—	主な可燃物に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置	R-7-40	FCVS フィルタ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-7-50	C/B 連絡連絡	専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)	—	主な可燃物に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置		<p>【女川】  <b>■設計の相違</b>                  泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全城ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</p>
装置番号	装置名称	消火設備の設置クラス	設置物のクラスの油内包機器及び電源盤	備考																																																																																																																		
R-1-1	トラス室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-1-21	代管循環冷却ポンプ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-2-1	CRD対策ラック室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-2-28	HPACサービンポンプ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-3-2	CRD補修器ポンプ室	図録(消火器)	制御盤駆動系手動駆動装置	消火は重要切欠に非水質の発生は発生しにく、庫内については作業員が実施することから、消火器による初期消火活動が可能																																																																																																																		
R-4-5	CRD補修室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-4-7	サンプリングラック室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-4-39	TIP装置室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-5-41	除油室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-5-42	MSシステム室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-5-43	TIP駆動装置室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-5-46	EST連絡駆動トレンチ	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-6-9	DGDO(A)HPGS連絡駆動トレンチ	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-6-10	DGDO(B)連絡駆動トレンチ	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-6-11	RHR/F&Lプ(B)室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-6-12	RHR/F&Lプ(A)室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-7-1	1F イシナー連絡	専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)	原子炉建屋 モーメントロームセンチ 22B+	主な可燃物及び電源盤に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置																																																																																																																		
R-7-11	3H ミックアップ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-7-14	RHR 駆動装置(A)室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-7-20	RH 駆動室	専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)	—	主な可燃物に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置																																																																																																																		
R-7-40	FCVS フィルタ室	図録(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-7-50	C/B 連絡連絡	専用固定式消火設備 (5ヶ所駆動維持) 図録(消火器)	—	主な可燃物に対しては5ヶ所駆動維持された固定式消火設備を設置																																																																																																																		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前記番号</th> <th>前記名称</th> <th>消火設備の設置クラス</th> <th>設置の2クラスの油内包機器及び電線架</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-7-02</td> <td>RHR 熱交換器(B)架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-7-03</td> <td>制御装置</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-7-15</td> <td>パーティナルエアロック装置</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-7-26</td> <td>貯蔵ベクトレション架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-8-19</td> <td>P.S</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-8-20</td> <td>原子炉補機(A)送風機架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-8-28</td> <td>メンテナンス架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-1</td> <td>2F インター通路</td> <td>異形図記式消火設備 (S4-機能維持) 図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物に対してS4機能維持された図記式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-9-12</td> <td>ガス試験機モータ架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-14</td> <td>GAMS ラック(B)架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-15</td> <td>GAMS ラック(A)架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-16</td> <td>SGTS フォルダユニット架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-26</td> <td>HECW 冷凍機-ポンプ(B)(D)架</td> <td>異形図記式消火設備 (S4-機能維持) 図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物に対してS4機能維持された図記式消火設備を設置</td> </tr> <tr> <td>R-9-24</td> <td>原子炉補機(HPCS)送風機架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-25</td> <td>貯蔵架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-42</td> <td>D/G(A)送風機架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-44</td> <td>D/G(HPCS)送風機架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-45</td> <td>D/G(B)送風機架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-47</td> <td>SGTS ファン(B)架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-55</td> <td>原子炉補機(A)送風機架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-59</td> <td>SGTS ファン(A)架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>R-9-64</td> <td>原子炉補機(B)送風機架</td> <td>図録(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> </tbody> </table>	前記番号	前記名称	消火設備の設置クラス	設置の2クラスの油内包機器及び電線架	備考	R-7-02	RHR 熱交換器(B)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-7-03	制御装置	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-7-15	パーティナルエアロック装置	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-7-26	貯蔵ベクトレション架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-8-19	P.S	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-8-20	原子炉補機(A)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-8-28	メンテナンス架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-1	2F インター通路	異形図記式消火設備 (S4-機能維持) 図録(消火器)	-	主な可燃物に対してS4機能維持された図記式消火設備を設置	R-9-12	ガス試験機モータ架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-14	GAMS ラック(B)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-15	GAMS ラック(A)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-16	SGTS フォルダユニット架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-26	HECW 冷凍機-ポンプ(B)(D)架	異形図記式消火設備 (S4-機能維持) 図録(消火器)	-	主な可燃物に対してS4機能維持された図記式消火設備を設置	R-9-24	原子炉補機(HPCS)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-25	貯蔵架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-42	D/G(A)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-44	D/G(HPCS)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-45	D/G(B)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-47	SGTS ファン(B)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-55	原子炉補機(A)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-59	SGTS ファン(A)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	R-9-64	原子炉補機(B)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全城ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</p>
前記番号	前記名称	消火設備の設置クラス	設置の2クラスの油内包機器及び電線架	備考																																																																																																																		
R-7-02	RHR 熱交換器(B)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-7-03	制御装置	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-7-15	パーティナルエアロック装置	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-7-26	貯蔵ベクトレション架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-8-19	P.S	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-8-20	原子炉補機(A)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-8-28	メンテナンス架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-1	2F インター通路	異形図記式消火設備 (S4-機能維持) 図録(消火器)	-	主な可燃物に対してS4機能維持された図記式消火設備を設置																																																																																																																		
R-9-12	ガス試験機モータ架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-14	GAMS ラック(B)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-15	GAMS ラック(A)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-16	SGTS フォルダユニット架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-26	HECW 冷凍機-ポンプ(B)(D)架	異形図記式消火設備 (S4-機能維持) 図録(消火器)	-	主な可燃物に対してS4機能維持された図記式消火設備を設置																																																																																																																		
R-9-24	原子炉補機(HPCS)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-25	貯蔵架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-42	D/G(A)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-44	D/G(HPCS)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-45	D/G(B)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-47	SGTS ファン(B)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-55	原子炉補機(A)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-59	SGTS ファン(A)架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		
R-9-64	原子炉補機(B)送風機架	図録(消火器)	-	不燃材、難燃材で構成されており、火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備番号</th> <th>設備名称</th> <th>消火設備の設置クラス</th> <th>設置別のクラスの油内設備等及び電源数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-11-1</td> <td>運転室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>C-3-2</td> <td>変圧室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>C-4-1</td> <td>中央制御室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>運転員が常駐していることから消火活動による火災が可成</td> </tr> <tr> <td>C-4-2</td> <td>プロセス制御室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>運転員が常駐している中央制御室から近いことから消火活動による火災が可成</td> </tr> <tr> <td>Y-1-1</td> <td>RSWポンプ(A)(X)室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-2</td> <td>HPSWポンプ室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-4</td> <td>RSWポンプ(B)(X)室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-6</td> <td>区分ケーブル導管トレンチ</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-1-7</td> <td>区分ケーブル導管トレンチ</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-1</td> <td>DGDO(A)(HPCS)運転配管トレンチ</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-2</td> <td>燃料移送ポンプ(G)(PCS)室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-3</td> <td>軽油タンク室(A)</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-4</td> <td>DGDO(B)運転配管トレンチ</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-5</td> <td>燃料移送ポンプ(H)室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-6</td> <td>軽油タンク室(B)</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-7</td> <td>排水貯留タンク導管トレンチ/バルブ室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>Y-7-8</td> <td>燃料移送ポンプ(A)室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>Y-7-9</td> <td>軽油タンク室(H)</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>消火器にて対応</td> </tr> <tr> <td>T-1-27</td> <td>消性燃焼ガスホールドアップ装置</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> <tr> <td>T-2-13</td> <td>排ガス復水器(A)(B)室</td> <td>置機(消火器)</td> <td>-</td> <td>不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可</td> </tr> </tbody> </table>	設備番号	設備名称	消火設備の設置クラス	設置別のクラスの油内設備等及び電源数	備考	R-11-1	運転室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	C-3-2	変圧室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	C-4-1	中央制御室	置機(消火器)	-	運転員が常駐していることから消火活動による火災が可成	C-4-2	プロセス制御室	置機(消火器)	-	運転員が常駐している中央制御室から近いことから消火活動による火災が可成	Y-1-1	RSWポンプ(A)(X)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-2	HPSWポンプ室	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-4	RSWポンプ(B)(X)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-6	区分ケーブル導管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-1-7	区分ケーブル導管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-1	DGDO(A)(HPCS)運転配管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-2	燃料移送ポンプ(G)(PCS)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-3	軽油タンク室(A)	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-4	DGDO(B)運転配管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-5	燃料移送ポンプ(H)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-6	軽油タンク室(B)	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-7	排水貯留タンク導管トレンチ/バルブ室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	Y-7-8	燃料移送ポンプ(A)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応	Y-7-9	軽油タンク室(H)	置機(消火器)	-	消火器にて対応	T-1-27	消性燃焼ガスホールドアップ装置	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可	T-2-13	排ガス復水器(A)(B)室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</p>
設備番号	設備名称	消火設備の設置クラス	設置別のクラスの油内設備等及び電源数	備考																																																																																																								
R-11-1	運転室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																								
C-3-2	変圧室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																								
C-4-1	中央制御室	置機(消火器)	-	運転員が常駐していることから消火活動による火災が可成																																																																																																								
C-4-2	プロセス制御室	置機(消火器)	-	運転員が常駐している中央制御室から近いことから消火活動による火災が可成																																																																																																								
Y-1-1	RSWポンプ(A)(X)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-1-2	HPSWポンプ室	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-1-4	RSWポンプ(B)(X)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-1-6	区分ケーブル導管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-1-7	区分ケーブル導管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-1	DGDO(A)(HPCS)運転配管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-2	燃料移送ポンプ(G)(PCS)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-3	軽油タンク室(A)	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-4	DGDO(B)運転配管トレンチ	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-5	燃料移送ポンプ(H)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-6	軽油タンク室(B)	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-7	排水貯留タンク導管トレンチ/バルブ室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																								
Y-7-8	燃料移送ポンプ(A)室	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
Y-7-9	軽油タンク室(H)	置機(消火器)	-	消火器にて対応																																																																																																								
T-1-27	消性燃焼ガスホールドアップ装置	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																								
T-2-13	排ガス復水器(A)(B)室	置機(消火器)	-	不燃材、耐火材で構成されており火災発生を低く抑えられることから消火器により対応可																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1資料6 添付資料10 移動式消火設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">添付資料9</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 移動式消火設備について</p> <p>1. 設備概要                      発電所内の火災発生時の初期消火として、移動式消火設備（化学消防自動車：2台及び泡原液搬送車：1台）を配備している。移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所を第1表に示す。</p> <p>化学消防自動車（第1図）は、水槽と原液槽を有し、水又は水と泡消火薬剤とを混合希釈した泡消火を可能とする。</p> <p>なお、泡原液搬送車（第2図）については、1,000Lの泡消火薬剤を積載し、早急な化学消防自動車への補給を可能としている。これらの移動式消火設備は、防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約500mの範囲が消火可能である。</p> <p>なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の事務本館等に24時間待機している初期消火要員にて実施する。</p> <p>上記に示した移動式消火設備は、第3保管エリア及び第4保管エリアに分散配備しており、万一、第3保管エリアに配備した化学消防自動車等が出動不可能な場合でも、初期消火要員が事務本館等から第4保管エリアに15分以内に到着することで、当該箇所に保管している化学消防自動車を用いて速やかな消火活動が可能である。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料10</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 移動式消火設備について</p> <p>1. 設備概要                      発電所内の火災発生時の初期消火として、移動式消火設備（化学消防自動車：1台、水槽付消防ポンプ自動車：1台、資機材運用車両1台）を配備している。移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所を第1表に示す。</p> <p>化学消防自動車（第1図）は、水槽と原液槽を有し、水又は水と泡消火薬剤とを混合希釈した泡消火を可能とする。                      水槽付消防ポンプ自動車（第2図）は、大容量水槽を有していることから、消火用水による消火を可能とする。</p> <p>なお、資機材運搬用車両（第3図）については、740Lの泡消火薬剤を積載し、早急な化学消防自動車への補給を可能としている。これらの移動式消火設備は、防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約400mの範囲が消火可能である。</p> <p>なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の51m倉庫・車庫等に24時間待機している初期消火要員にて実施する。</p> <p>上記に示した移動式消火設備は、初期消火要員が24時間待機している51m倉庫・車庫に配備しており、かつ、火災想定箇所へのアクセスルートを複数選定しているため、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車を用いて速やかな消火活動が可能である</p>	<p>【大飯】                      ■記載内容の相違（女川実績の反映）                      【女川】                      ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      配備する移動式消火設備の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      使用するホースの長さの相違</p> <p>【女川】                      ■記載表現の相違                      待機場所の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      配備する移動式消火設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第1表：移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所

項目	仕様	
	化学消防自動車	泡原液搬送車
車種	化学消防自動車	泡原液搬送車
消火剤	水又は泡水溶液	泡消火薬剤 (搬送・備蓄)
水槽	1,500L	—
原液槽	500L	1,000L (搬送・備蓄)
消火原理	冷却及び窒息	—
泡消火薬剤 希釈濃度	3%	—
消火剤の特徴	水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効	—
運用規格	消防法 その他関係法令	—
放水能力	2,000 L/min	—
放水圧力	0.85 MPa	—
消防ホース長	20m×25本	—
水槽への給水	防火水槽 ろ過水タンク	—
配備台数	2台	1台
配備場所	第3及び第4保管エリア	第3保管エリア



第1図：化学消防自動車



第2図：泡原液搬送車

第1表：移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所

項目	仕様			
	化学消防自動車	水槽付消防ポンプ自動車	資機材運搬用車両	
消火剤	消火剤	水又は泡水溶液	水	泡消火薬剤 (搬送・備蓄)
	水槽	1300L	2000L	—
	原液槽	500L	—	240L (搬送・備蓄)
	泡消火薬剤 希釈濃度	3%	—	—
	消火剤の特徴	水：消火剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効	水：消火剤の確保が必要	—
消火設備	運用規格	消防法 その他関係法令	消防法 その他関係法令	—
	ポンプの級別	A-2	A-2	—
	消防ホース長	20m×20本	20m×20本	—
	水槽への給水	消火栓 防火水槽 ろ過水	消火栓 防火水槽 ろ過水	—
	配備台数	1台	1台	1台
配備場所		5m倉庫・車庫		

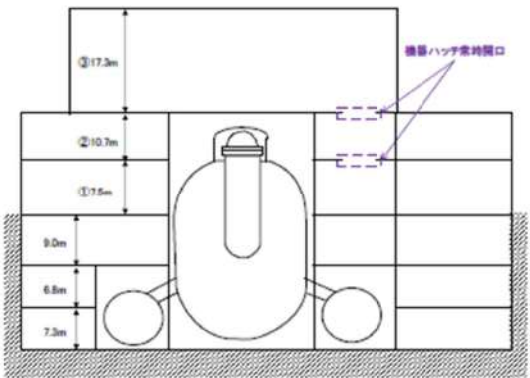


【大阪】  
 ■記載内容の相違  
 (女川実績の反映)  
 【女川】  
 ■設計の相違  
 配備する移動式消火設備の相違  
 【女川】  
 ■設備名称、配備場所の相違



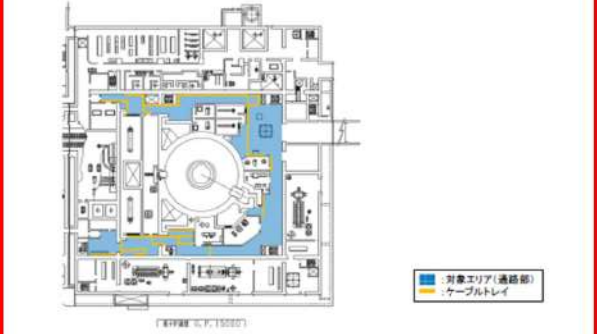
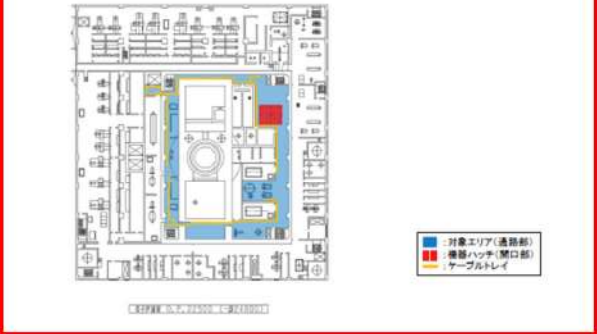
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料10</p> <p>女川原子力発電所2号炉における原子炉建屋通路部の消火方針について</p> <p>1. 概要                      女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部について、建屋内のレイアウトの特徴と、火災発生時の対応方針について以下に示す。</p> <p>2. 原子炉建屋内のレイアウト                      女川原子力発電所2号炉における原子炉建屋内において、火災発生時の消火の観点で特徴的な通路部のレイアウトを第1図に示す。</p> <div data-bbox="712 587 1321 1061" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">第1図：2号炉原子炉建屋断面図</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の原子炉建屋通路部においては、火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、これは島根2号炉と同様である。本添付資料比較表の次頁以降も差異理由は同じであるため、差異は記載していない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>①原子炉建屋1階</p>  <p>②原子炉建屋2階</p> 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③原子炉建屋3階</p>  <p>第2図：機器ハッチの状況（地上1階～2階）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 原子炉建屋内の通路部における火災発生時の対応方針</p> <p>3.1. 原子炉建屋内通路部の特徴</p> <p>前項で示すとおり、女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部は、ほとんどの階層で周回できる通路となっており、その床面積は最大で約1,100㎡（原子炉建屋1階通路）と大きい。さらに、各階層間には開口部（機器ハッチ）が存在する。地下階の開口部は常時閉鎖としているが、地上1階から地上3階までの開口部については、水素対策として通常は開口状態となっている。</p> <p>3.2. 原子炉建屋内通路部への全域消火及びスプリンクラーによる消火の検討</p> <p>地上階の原子炉建屋通路部における消火方法として、全域消火方式である全域ガス消火設備及びスプリンクラーについて検討する。なお、地下階の原子炉建屋通路部は、全域ガス消火設備を設置する設計とする。</p> <p>（1）全域ガス消火設備による消火に対する評価</p> <p>全域ガス消火設備に通常使われる消火ガスには、二酸化炭素、窒素系ガス（窒素・IG55・IG541）、ハロン系ガス（ハロン1301・ハロン2402・ハロン1211）、代替ハロンガス（HFC227ea・HFC23・FK-5-1-12）がある。</p> <p>これらの消火ガスを使用する全域ガス消火設備は、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても消火が可能な設備である。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。上記の消火ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、全域ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とするとともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>全域ガス消火設備に関する消防法施行規則上の要求事項の比較を第1表に示す。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>一方、原子炉建屋通路部には床面積が1,000m<sup>2</sup>を超える階層があるが、全域ガス消火設備のうち代替ハロンガスについては、第1表に示すように、消防法施行規則上は防護区画の面積が1,000m<sup>2</sup>以上の場所には適用不可となっている。</p> <p>また、二酸化炭素及び窒素系ガスについては、火災発生時及び誤作動時の全域放出に伴い消火ガスが避難経路に侵入すると窒息のおそれがあり、人身安全上の懸念がある。ハロン系ガスについても、火災発生時には広い空間に比重の重い気体が大量に放出されることから、火災発生によってハロン系ガスが放出され地上1階に滞留すると、地上1階は避難通路ともなるため、人身安全上の懸念が否定できない。</p> <p>以上より、本消火設備の採用の優先順位は低いものと評価する。</p>												
	<table border="1" data-bbox="712 563 1303 970"> <caption>第1表：全域ガス消火設備に関する消防法施行規則上の要求事項の比較</caption> <thead> <tr> <th>消火ガスの種類</th> <th>消防法施行規則の要求事項 (当該条項)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号イ(ロ))</td> </tr> <tr> <td>窒素 IG55 IG541</td> <td>消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号ロ)</td> </tr> <tr> <td>ハロン 1301 ハロン 2402 ハロン 1211</td> <td>階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号イ)</td> </tr> <tr> <td>HFC227ea HFC23 FK-5-1-12</td> <td>防護区画の面積が1,000m<sup>2</sup>以上には適用不可 (20条第4項第2の2号) 消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号ロ)</td> </tr> </tbody> </table>	消火ガスの種類	消防法施行規則の要求事項 (当該条項)	二酸化炭素	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号イ(ロ))	窒素 IG55 IG541	消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号ロ)	ハロン 1301 ハロン 2402 ハロン 1211	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号イ)	HFC227ea HFC23 FK-5-1-12	防護区画の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上には適用不可 (20条第4項第2の2号) 消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号ロ)		
消火ガスの種類	消防法施行規則の要求事項 (当該条項)												
二酸化炭素	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号イ(ロ))												
窒素 IG55 IG541	消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号ロ)												
ハロン 1301 ハロン 2402 ハロン 1211	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号イ)												
HFC227ea HFC23 FK-5-1-12	防護区画の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上には適用不可 (20条第4項第2の2号) 消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号ロ)												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) スプリンクラーによる消火に対する評価</p> <p>スプリンクラーは火災発生時に、火災発生場所及びその周辺に消火水を噴霧することによって消火を行うものである。</p> <p>第3図に示すように、原子炉建屋通路部には各階層とも上部の多数箇所にケーブルトレイが設置されているため、スプリンクラーは原子炉建屋通路部の全域に消火水を噴霧できるように設置することとなる。</p> <p>このスプリンクラーは、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても消火が可能な設備である。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。このため、スプリンクラーの作動に伴い発生する内部溢水への影響を評価し問題ないことを確認するとともに、スプリンクラーの作動によって安全機能を有する機器等が被水する場合には、被水による影響を防止するための措置を講じることが必要となる。</p> <p>さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、スプリンクラーは、故障警報を中央制御室に発報する設計とするとともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>一方、第3図に示すとおり、原子炉建屋各所にケーブルトレイ等が設置されており、ケーブルトレイで火災が発生した場合にスプリンクラーを噴霧した場合、火災発生ケーブルによって、噴霧し滞留した水を通じて作業員等が感電する可能性が否定できない。また、原子炉建屋通路部の安全機能を有する構築物、系統及び機器の被水対策によって、当該機器の監視・制御性に影響を及ぼす可能性が否定できない。</p> <p>以上より、本消火設備の採用の優先順位は低いものと評価する。</p>		

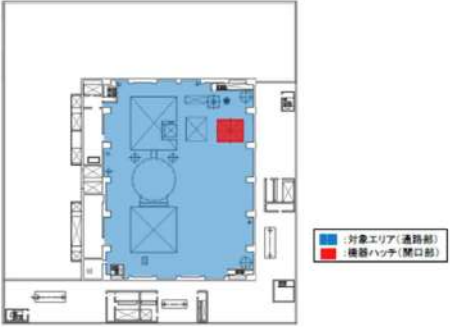


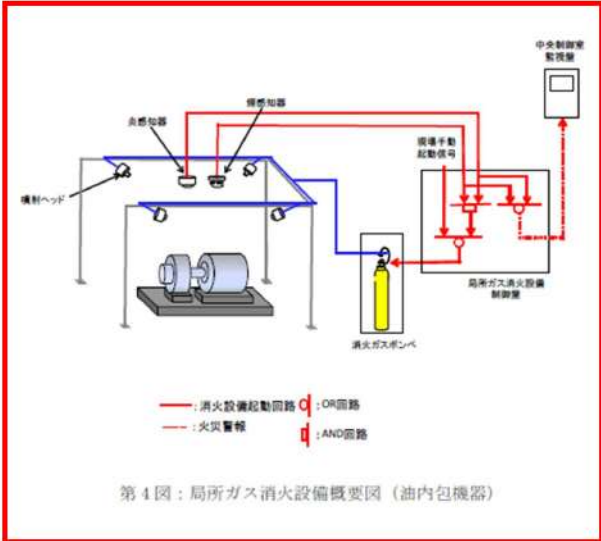
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>① 原子炉建屋1階</p>  <p>第3図：原子炉建屋通路部のケーブルトレイ・モータコントロールセンタ等の配置 (1/3)</p>		
	<p>② 原子炉建屋2階</p>  <p>第3図：原子炉建屋通路部のケーブルトレイ・モータコントロールセンタ等の配置 (2/3)</p>		

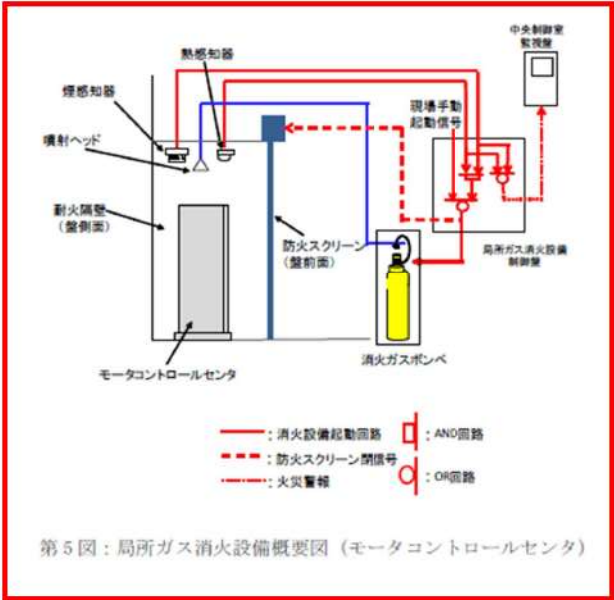
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="728 159 862 183">③原子炉建屋3階</p>  <p data-bbox="728 630 1288 678">第3図：原子炉建屋通路部のケーブルトレイ・モータコントロールセンタ等の配置 (3/3)</p> <p data-bbox="705 758 1332 869">3.3. 原子炉建屋内通路部の局所消火の検討                  前項で述べたとおり、原子炉建屋地上階の通路部における全域ガス消火方式及びスプリンクラーの適用の優先順位は低いものと評価したことから、局所消火の採用について検討する。                  原子炉建屋地上階の通路部における主な可燃物は、油内包機器、モータコントロールセンタ及びケーブルトレイであることから、これらの消火方法について検討を行う。</p> <p data-bbox="705 981 1332 1324">(1) 油内包機器に対する局所消火の検討                  原子炉建屋通路部に設置されている油内包機器は、主なものとしてほう酸水注入系ポンプがある。このポンプが内包する潤滑油は、その特性上、少量が燃焼しても煙が多く発生する可能性がある。                  油内包機器に対しては迅速な消火が必要なこと、固定式の局所消火設備の消火剤のうち、ガス系の消火剤は他の機器へ影響を及ぼすおそれ小さいことから、油内包機器に対しては、固定式の局所ガス消火設備を設置する。                  本固定式局所ガス消火設備は、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても、自動又は中央制御室からの遠隔手動操作によって消火が可能な設備とする。</p>		

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備は、消火ガスとしてハロン1301を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とするとともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>油内包機器に対する局所ガス消火設備の概要を第4図に示す。</p>  <p>第4図：局所ガス消火設備概要図（油内包機器）</p> <p>(2) モータコントロールセンタに対する局所消火の検討</p> <p>原子炉建屋通路部に設置されているモータコントロールセンタについては、過電流保護装置が設置されているため、当該モータコントロールセンタに過電流が継続して火災が発生するおそれはない。しかしながら、万一モータコントロールセンタに火災が発生した場合に速やかに消火が可能となるよう、固定式の局所ガス消火設備を設置する。</p> <p>なお、モータコントロールセンタに対する固定式消火設備については、固定式ガス消火設備が考えられるが、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても、自動又は中央制御室からの遠隔手動操作によって消火が可能な設備とする。</p>		

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構造物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備について、消火剤としてハロン1301を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とするとともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>モータコントロールセンタに対する局所ガス消火設備の概要を第5図に示す。</p>  <p>第5図：局所ガス消火設備概要図（モータコントロールセンタ）</p>		



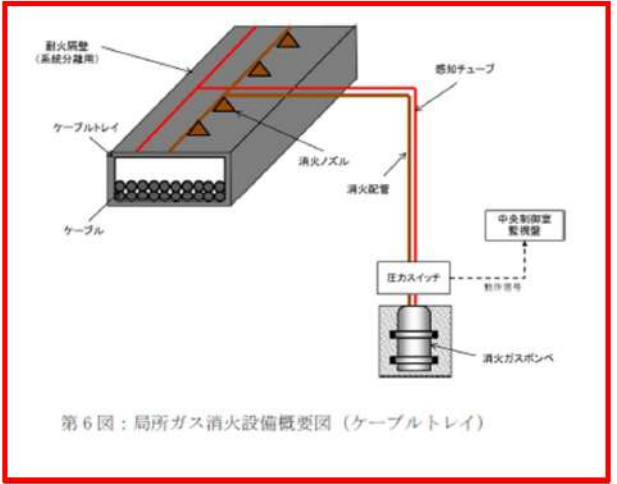
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) ケーブルトレイに対する局所消火の検討</p> <p>原子炉建屋通路部に設置されているケーブルは、原子炉建屋通路部の中でも可燃物量が大きく（階層毎の発熱量は約413,000MJ～734,000MJ）、火災が発生した場合は発生箇所への迅速な消火が必要である。これらのケーブルを敷設するケーブルトレイに対する局所消火方法としては、固定式泡消火設備、固定式ガス消火設備及び消火活動による消火が挙げられる。</p> <p>ケーブルトレイに対する固定式消火設備については、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても、自動起動によって消火が可能な設備とする。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備について、消火剤としてFK-5-1-12を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。一方、消火剤として泡水溶液を使用する場合は、消火設備の作動に伴い発生する内部溢水への影響を評価し、問題のないことを確認するとともに、消火設備作動によって安全機能を有する構築物、系統及び機器が被水する場合には、被水による影響を防止するための措置を講じることが必要となる。</p> <p>さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とするとともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保または電源不要の設計とすることが必要となる。</p> <p>以上より、原子炉建屋通路部のケーブルトレイについては、安全機能を有する構築物、系統及び機器への影響を考慮し、FK-5-1-12を使用する局所放出の固定式ガス消火設備を設置する。</p> <p>ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備の概要を第6図に示す。</p> <p>なお、適用に当たっては消火設備の設計の妥当性について、試験等により確認するものとする。</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第6図：局所ガス消火設備概要図（ケーブルトレイ）</p> <p>（4）その他の可燃物に対する消火方針の検討                  原子炉建屋通路部に設置されている上記（1）～（3）以外の可燃物については、可燃物が少ないこと、管体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一、当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としていること、又は使用時以外通電せず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがなく、万一、火災が発生しても煙の発生を抑えることから、消火活動が困難とならない。                  （別紙1）                  このようなものに対しては、火災発生時に初期消火要員が火災発生場所に急行し、消火器等を使用して消火活動を行うものとする。女川原子力発電所では、初期消火要員が常駐しており、消火手順の整備や消火活動に必要な資機材（消火器、耐熱服、セルフエアセット等）の整備を行っている。初期消火要員は、建屋内火災を想定した訓練を実施している。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 原子炉建屋通路部の持込み可燃物管理</p> <p>原子炉建屋通路部については、持込み可燃物管理を実施する。持込み可燃物管理における火災の発生防止・延焼防止に関する遵守事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルトレイ直下への可燃物の仮置きを禁止する。</li> <li>・火災区域又は火災区画で周囲に火災防護対象機器がない場所に可燃物を仮置きする場合には、不燃シートで覆う又は金属箱の中に収納するとともに、その近傍に消火器を準備する。</li> <li>・火災区域又は火災区画での作業に伴い、火災防護対象機器近傍に作業上必要な可燃物を持ち込む際には作業員の近くに置くとともに、休憩時や作業終了時には火災防護対象機器近傍から移動する。</li> <li>・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、可燃物の仮置きを禁止する。</li> </ul> <p>なお、原子炉建屋通路部において定期検査中の放射線管理資機材等の設置、工専用仮設分電盤設置、工専用ケーブル・ホース類仮設等の可燃性の資機材を設置する場合には、防火監視の強化、可燃性の資機材から一定距離以内での火気作業禁止といった措置を行い、火災の発生防止・延焼防止に努めることを持込み可燃物の運用管理手順に定める。</p> <p>(6) まとめ</p> <p>原子炉建屋通路部には資料5で示すように異なる2種類の感知器を設置するとともに、主な可燃物に対して局所放出の固定式消火設備を設置することによって、火災発生時に速やかに火災を感知し消火を行う設計とする。</p> <p>これ以外の可燃物に対しては、煙の発生を抑えるため消火活動が可能である。</p> <p>別紙1（1/8）</p> <p>原子炉建屋通路部において消火活動が困難とならない機器について</p> <p>○原子炉建屋1階西側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、常用系プロセス放射線モニタ多重伝送現場盤、計装ラック、空気作動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>別紙1（2/8）</p> <p>○原子炉建屋1階北側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置現場制御盤、計装ラック、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="728 175 862 199">エリアレイアウト</p>  <p data-bbox="728 590 884 614">設置されている機器</p>  <p data-bbox="761 798 884 821">燃料ブール冷却浄化系 ろ過脱塩装置監視制御装置</p> <p data-bbox="963 798 1030 821">計装ラック</p> <p data-bbox="1176 798 1232 821">電動弁</p> <p data-bbox="705 901 862 925">別紙1（3/8）</p> <p data-bbox="705 957 952 981">○原子炉建屋1階東側通路</p> <p data-bbox="728 989 1321 1125">当該エリアに設置しているモータコントロールセンタ以外の機器は、格納容器露点計ラック、計装ラック、エリア放射線モニタ等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p data-bbox="728 1133 1321 1189">また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>別紙1（4/8）</p> <p>○原子炉建屋2階西側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ、地震計、オベフロ電源ボックス用変圧器等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="750 172 884 191">エリアレイアウト</p>  <p data-bbox="750 592 884 611">設置されている機器</p>  <p data-bbox="712 900 857 919">別紙1（5/8）</p> <p data-bbox="712 959 954 978">○原子炉建屋2階北側通路</p> <p data-bbox="730 986 1323 1126">当該エリアに設置している機器は、電磁弁架台、ほう酸水注入系現場操作箱、作業用分電盤等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p data-bbox="730 1134 1323 1185">また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="728 167 862 191">エリアレイアウト</p>  <p data-bbox="728 598 884 622">設置されている機器</p>  <p data-bbox="772 805 840 821">電磁弁架台</p> <p data-bbox="940 805 1075 821">ほう酸水注入系現場操作盤</p> <p data-bbox="1131 805 1209 821">作業用分電盤</p> <p data-bbox="705 901 862 925">別紙1（6/8）</p> <p data-bbox="705 957 952 981">○原子炉建屋2階東側通路</p> <p data-bbox="728 989 1321 1125">当該エリアに設置している機器は、HPCW サージタンク、バージ用排風機、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p data-bbox="728 1133 1321 1189">また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>別紙1（7 / 8）</p> <p>○原子炉建屋2階南側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ多重伝送現場盤、電動弁、計装ラック等である。これらは管体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>エリア放射線モニタ 多重伝送現場盤</p> <p>電動弁</p> <p>計装ラック</p> <p>別紙1（8 / 8）</p> <p>○原子炉建屋3階 運転床</p> <p>当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ、計器、クレーン、操作箱、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。また、クレーンや操作箱については通常通電されておらず発火源がないこと、使用時のみ電源を投入し、使用の際は近傍に作業員がいるため万一火災が発生してもすぐに初期消火可能であることから、火災が発生するおそれがない。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p> <p>エリア放射線モニタ</p> <p>防護</p> <p>グレーン</p> <p>換気機</p> <p>電機室</p>		



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料2 1</p> <p style="text-align: center;">消火活動が困難とならないエリアの状況</p> <p>1. はじめに                      消火活動が困難とならないエリアは、資料5の3.1項に示すように、a. 屋外の火災区域、b. 人が常駐している火災区域又は火災区画及びc. 個別評価により煙が充満しないと判断できる火災区域又は火災区画を消火活動が困難とならないエリアとして抽出している。                      ここでは、a, b に該当しない火災区域又は火災区画のうち、天井高さ、空間容積、可燃物量、可燃物の延焼防止対策等を考慮し、個別評価により、火災が発生しても煙が充満しないと判断される箇所について説明する。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料11</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について</p> <p>1. 目的                      安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は、基本的には、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定するが、屋外の火災区域又は火災区画、並びに可燃物が少ない火災区域又は火災区画は、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器による消火が可能である。                      したがって、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の現場の状況を確認し、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1 2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について</p> <p>1. 目的                      安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は、基本的には、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定するが、屋外の火災区域又は火災区画、並びに可燃物が少ない火災区域又は火災区画は、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器による消火が可能である。                      したがって、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の現場の状況を確認し、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。</p>	<p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      (女川実績の反映:着色せず)                      【女川】                      設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

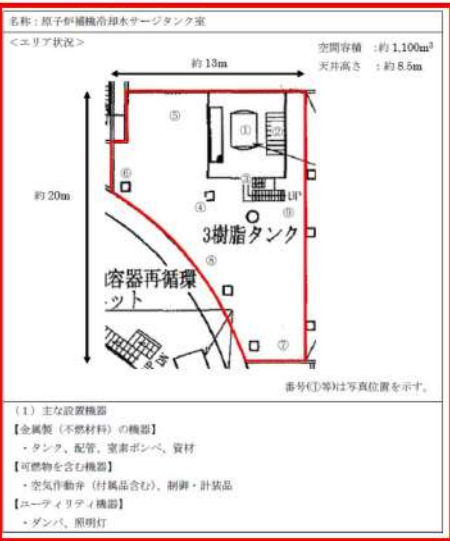

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 個別評価を行う上での考慮事項                      個別評価を行うにあたり考慮する事項として、以下のとおり整理する。</p> <p>(1)主な設置機器                      消火活動が困難とならないエリアとして、エリア内にある主な設置機器（可燃物）がどの程度あるかを確認する。</p> <p>(2)消火活動の成立性                      消火活動が困難とならないエリアとして、(1)に示す機器に対して、可燃物の火災の発生防止対策をどのように実施しているかを確認する。各機器に対する火災の発生防止対策について別紙1に示す。</p> <p>以上の(1)～(2)の観点で、エリア情報を整理し、総合的に判断して、消火活動が困難とならないかを個別に評価する。評価結果を3.以降に示す。</p> <p>なお、燃料取替用水ピット、復水ピットについては、大半が水と金属であり、火災が発生するおそれはないため、評価の対象外とする。</p>	<p>2. 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の可燃物等の状況について</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の一覧を第1表に示す。また、現場の状況を以下に示す。なお、これらの火災区域又は火災区画は、発火源となる高温の熱源がないこと、火災源となる可燃物がほとんどないことに加え、持込み可燃物管理により火災荷重を低く抑える。持込み可燃物の管理について、具体的には危険物の仮置き禁止、火災区域又は火災区画に仮置きされる可燃物の種類、量の確認と火災荷重の評価を行い、可燃物量1,000MJ、等価火災時間0.1時間のいずれも超えないようにする。火災区域又は火災区画内の仮置きについても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の近傍には仮置きしないよう管理する。以上の持込み可燃物管理に係わる要領については、火災防護計画に定める。</p>	<p>2. 火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の可燃物等の状況について</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の一覧を第1表に示す。また、現場の状況を以下に示す。なお、これらの火災区域又は火災区画は、発火源となる高温の熱源がないこと、火災源となる可燃物がほとんどないことに加え、持込み可燃物管理により火災荷重を低く抑える。持込み可燃物の管理について、具体的には危険物の仮置き禁止、火災区域又は火災区画に仮置きされる可燃物の種類、量の確認と火災荷重の評価を行い、可燃物量1,000MJ、等価火災時間0.1時間のいずれも超えないようにする。火災区域又は火災区画内の仮置きについても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の近傍には仮置きしないよう管理する。以上の持込み可燃物管理に係わる要領については、火災防護計画に定める。</p>	





赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域で、消火活動が困難とならないエリア</p>  <p>名称：原子炉補助建屋冷却水サージタンク室              &lt;エリア状況&gt; 空間容積：約1,100m<sup>3</sup>              天井高さ：約8.5m              約13m              約20m              3樹脂タンク              容器再循環ユニット              番号(CD等)は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器              【金属製（不燃材料）の機器】              ・タンク、配管、空素ポンプ、資材              【可燃物を含む機器】              ・空気作動弁（付属品含む）、制御・計装品              【ユーティリティ機器】              ・ダンパ、照明灯</p>	<p>(1) C-01 階段室 (C-1-13)</p> <p>C-01 階段室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及びび可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>	<p>(1) 原子炉補助建屋40.3m通路部 (A/B 7-01)</p> <p>原子炉補助建屋40.3m通路部に設置している機器は、ダクト、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成しており、ケーブルは電線管及びび可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p>(エリアレイアウト)              エリア容積740m<sup>3</sup>、等価火災時間0.1時間以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●：消火器</li> <li>■：消火栓</li> <li>■：当該室</li> <li>□：扉</li> <li>→：写真①</li> <li>←：写真②</li> </ul> <p>室内の様子 (写真①)              設置されている機器 (写真②)              電線管              ダクト</p>	<p>【大飯】              ■記載方針の相違              (女川実績の反映)</p> <p>【女川・大飯】              ■設計の相違              設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 消火活動の成否性</p> <p>① (1) に示す原子炉補機冷却水サージタンク室に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>以上のとおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> <p>&lt;現場確認状況&gt;</p>  <p>① 原子炉補機冷却水サージタンク          ② サージタンク水位、圧力受信器          ③ ダンパ          ④ サージタンク圧力計          ⑤ 空気作動弁          ⑥ 原子炉補機冷却水加圧用装置ポンプ          ⑦ 除染用機材(不燃物) ⑧ 原子炉容器点検管材(不燃物) ⑨ 照明灯</p>	<p>(エアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>電線管</p> <p>(2) LCW 収集ポンプ(A)室 (R-1-20)</p> <p>LCW 収集ポンプ(A)室に設置している機器は、LCW 収集ポンプ(A)である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、ポンプ軸受に少量の潤滑油を使用している。軸受は、不燃材である金属で覆われており、万一軸受部から発火した場合でも設備外部に燃え広がることがないこと、当該室は機械換気(エリア容積110 m<sup>3</sup> に対し換気風量900m<sup>3</sup>/h) する設計であることから、煙の充満により消火活動は困難とならない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>








赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 70m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子伊勢屋地下3階</p> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p> <p>ポンプ (設置予定場所) ※写真の設備を撤去しポンプ新設予定</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>
	<p>(4) R-01 階段室 (R-1-62)</p> <p>R-01 階段室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>原子炉建屋地下2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>ダクト 電線管</p> <p>(6) HPAC タービンポンプ室 (R-3-28)</p> <p>HPAC タービンポンプ室に設置している機器は、高圧代替注水系ポンプ、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及びび可とう電線管に敷設している。なお、高圧代替注水系ポンプは、蒸気駆動方式のポンプであり、ポンプの軸潤滑は自系統の冷却水で行うため潤滑油を使用しない設計である。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エアレイアウト)</p>  <p>エア容積 280m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋地下 2 階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>ポンプ (設置予定場所) ※足場や養生は仮設置</p> <p>電動弁</p> <p>(7) CRD 補修室 (R-5-5)</p> <p>CRD 補修室に設置している機器は、制御棒駆動系補修設備、ハッチ開閉装置制御盤、揚重機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、制御棒駆動系補修設備軸受のグリス、ハッチ開閉装置制御盤及び揚重機等があるが、軸受は不燃材である金属で覆われていること、制御盤及び揚重機は常時電源切とし、使用時のみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>





赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>原子炉建屋地下1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>移動式炉心内校正装置</p> <p>電線管</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成, 可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>
	<p>(9) DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチ (R-6-9)</p> <p>DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチに設置している機器は, 燃料移送系配管, 電線管等である。これらは不燃材, 難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は, 不燃材である金属で構成されており, 配管継手には溶接構造を採用し, 耐震Sクラス設計であることから, 地震による配管損傷はない。なお, 当該配管は軽油タンクからデイトンクまでの移送配管であり, 配管内部は軽油であることから, 内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで, 配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また, トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから, 環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一, 腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても, 電線管は壁又は天井部に敷設していることから, 床に漏えいした軽油と距離が離れているため, 軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成, 可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>また、トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入城時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入城時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>





泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

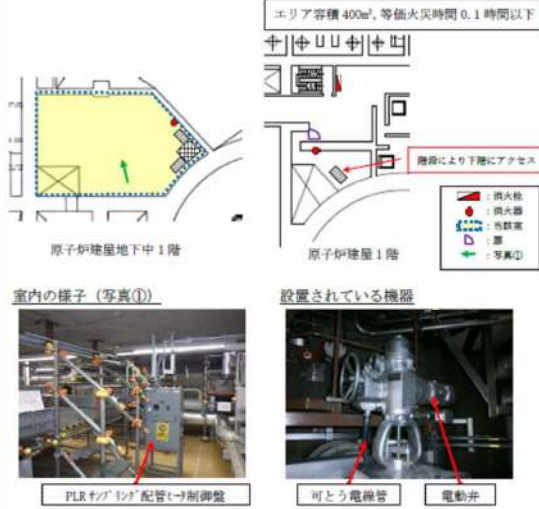
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入城時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入城時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 735 1319 1350" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)      設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>電線管</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>配管</p> </div> </div> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(11) RHR バルブ(B)室 (R-6-11)</p> <p>RHR バルブ(B)室に設置している機器は、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 416 1326 999" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エア容積 420m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>階段により下階にアクセス</p> <p>原子炉建屋地下中1階</p> <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>電動弁</p> <p>可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(12) RHR バルブ(A)室 (R-6-12)</p> <p>RHR バルブ(A)室に設置している機器は、PLR サンプリング配管ヒータ制御盤、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 448 1317 1029" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 400m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋地下中1階</p> <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>PLRサンプリング配管ヒータ制御盤</p> <p>可とう電線管</p> <p>電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)




大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(13) RHR 熱交換器(A)室 (R-7-14)</p> <p>RHR 熱交換器(A)室に設置している機器は、熱交換器、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 419 1317 1114" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(14) FCVS フィルタ装置室 (R-7-40)</p> <p>FCVS フィルタ装置室に設置している機器は、フィルタ装置、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 406 1310 1008" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 890m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>フィルタ装置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

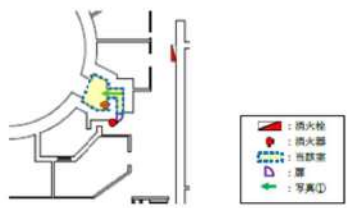




赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(15) RHR 熱交換器(B)室 (R-7-52)</p> <p>RHR 熱交換器(B)室に設置している機器は、熱交換器、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 406 1328 1098" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 710m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>熱交換器</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管 電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(16) パーソナルエアロック前室 (R-7-75)</p> <p>パーソナルエアロック前室に設置している機器は、電線管等である。</p> <p>これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 438 1310 1061" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 110㎡、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(17) 計装ペネトレーション室 (R-7-76)</p> <p>計装ペネトレーション室に設置している機器は、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 406 1317 976" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 330m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 1 階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管 電動弁</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(18) P.S (R-8-19)</p> <p>P.S に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 391 1321 965" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 70m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋中2階      原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p>  <p>電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(19) 原子炉補機(A)室排風機室 (R-8-20)</p> <p>原子炉補機(A)室排風機室に設置している機器は、排風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 467 1317 1066" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 220m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

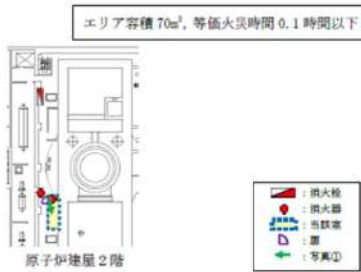

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(20) メンテナンス室 (R-8-26)</p> <p>メンテナンス室に設置している機器は、揚重機及び揚重機電源表示箱等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては揚重機及び揚重機電源表示箱等があるが、これらは常時電源切とし、使用時のみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>原子炉建屋中2階      原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>揚重機      揚重機電源表示箱      可とう電線管</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



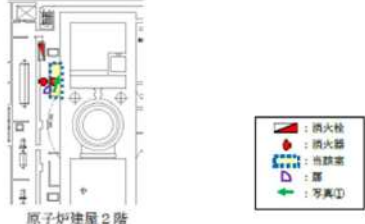


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(21) ダスト放射線モニタ(B)室 (R-9-13)</p> <p>ダスト放射線モニタ(B)室に設置している機器は、ポンプ及び計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 414 1317 941" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 490m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①) 設置されている機器</p> <p>可とう電線管      ポンプ      計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(22) CAMS ラック(B)室 (R-9-14)</p> <p>CAMS ラック(B)室に設置している機器は、計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 414 1317 997" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 70m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p>  <p>計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

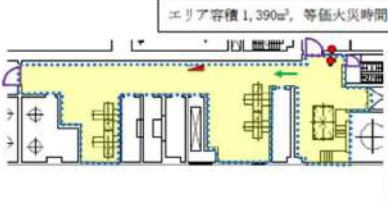



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(23) CAMS ラック (A)室 (R-9-15)</p> <p>CAMS ラック (A)室に設置している機器は、計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 414 1317 1002" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 70m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(24) SGTS フィルタユニット室 (R-9-16)</p> <p>SGTS フィルタユニット室に設置している機器は、非常用ガス処理系フィルタユニット、電源箱等である。ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、フィルタユニット内の活性炭フィルタ及び電源箱があるが、活性炭フィルタは不燃材であるフィルタ装置内にあること、電源箱は常時電源切とし、使用時のみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エアレイアウト)</p> 		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(25) 原子炉補機(HPCS)送風機室 (R-9-34)</p> <p>原子炉補機(HPCS)送風機室に設置している機器は、送風機、揚重機電源表示箱等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やスイッチ等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 464 1326 951" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 1,390m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設置</p>  <p>送風機</p>  <p>揚重機電源表示箱</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



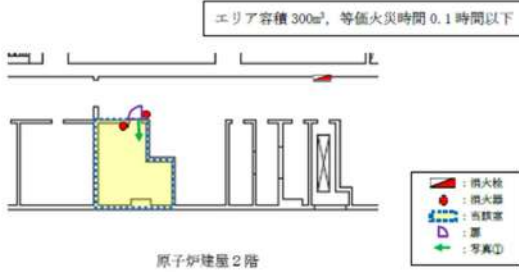

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(26) 除染室 (R-9-36)</p> <p>除染室に設置している機器は、ダクト、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 411 1317 1093" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 190m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1時間以下</p> <p>原子伊達屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>電線管      ダクト</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(27) D/G(A)室非常用送風機室 (R-9-40)</p> <p>D/G(A)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 470 1321 1061" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 330m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>非常用送風機      可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

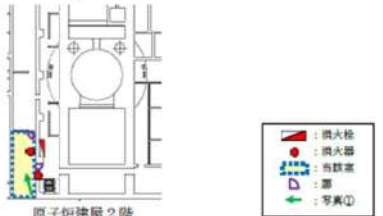


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(28) D/G(HPCS)室非常用送風機室 (R-9-44)</p> <p>D/G(HPCS)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 467 1326 1034" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 300m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>非常用送風機</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(29) D/G(B)室非常用送風機室 (R-9-45)</p> <p>D/G(B)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 464 1323 1066" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 380m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>非常用送風機</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電線管</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

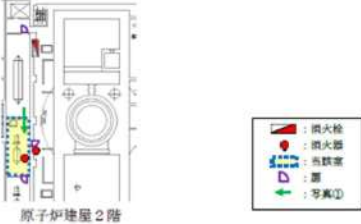

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(30) SGTS ファン(B)室 (R-9-47)</p> <p>SGTS ファン(B)室に設置している機器は、非常用ガス処理系排風機、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 466 1317 1008" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 300m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>非常用ガス処理系排風機    電動弁    可とう電線管</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(31) 原子炉補機(A)室送風機室 (R-9-55)</p> <p>原子炉補機(A)室送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 469 1319 1034" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(32) SGTS ファン(A)室 (R-9-59)</p> <p>SGTS ファン(A)室に設置している機器は、非常用ガス処理系排風機、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 475 1326 1061" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 300m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)      設置されている機器</p>  <p>非常用ガス処理系排風機      可とう電線管      電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(33) 原子炉補機(B)室送風機室 (R-9-64)</p> <p>原子炉補機(B)室送風機室に設置している機器は、送風機及び空気作動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 475 1321 997" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 890m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>原子炉建屋2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>送風機</p>  <p>空気作動弁</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(34) ブローアウトパネル室 (R-10-9)</p> <p>ブローアウトパネル室に設置している機器は、ブローアウトパネル及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 448 1317 1171" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 432m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1時間以下</p>  <p>原子炉建屋中3階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>ブローアウトパネル</p> <p>※ブローアウトパネル閉止装置は設置予定</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(35) 活性炭式希ガスホールドアップ塔室 (T-1-27)</p> <p>活性炭式希ガスホールドアップ塔室に設置している機器は、活性炭式希ガスホールドアップ塔及び前置フィルタ等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物である活性炭は不燃材である活性炭式希ガスホールドアップ塔内にある。その他、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 470 1323 1034" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 780m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>タービン建屋地下2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>活性炭式希ガスホールドアップ塔</p> <p>設置されている機器</p>  <p>前置フィルタ</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(36) 排ガス復水器(A)(B)室 (T-3-13)</p> <p>排ガス復水器(A)(B)室に設置している機器は、排ガス再結合器、排ガス予冷器等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div data-bbox="712 411 1326 976" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p> <p>エリア容積 960m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p>  <p>タービン建屋地下1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>排ガス再結合器      排ガス予冷器</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(37) DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチ (Y-7-1)</p> <p>DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震S クラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからデイタンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震S クラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入城時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入城時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止とするとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならない。なお、火災により当該エリアに入城不可となることがないよう、消火活動のためのアクセスルートを2ルート確保していることから、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="734 151 896 175">(エリアレイアウト)</p>  <p data-bbox="745 542 907 566">室内の様子 (写真①)</p>  <p data-bbox="772 766 952 790">※露出ケーブルは仮設設置</p> <p data-bbox="1019 542 1164 566">設置されている機器</p>  <p data-bbox="1131 766 1232 790">可とう電線管</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0



第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(38) DGDO(B)連絡配管トレンチ (Y-7-4)</p> <p>DGDO(B)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震S クラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからデイタンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震S クラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護継電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならない。なお、火災により当該エリアに入域不可となることがないように、消火活動のためのアクセスルートを2ルート確保していることから、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①) 設置されている機器</p>  <p>電線管 配管</p>		



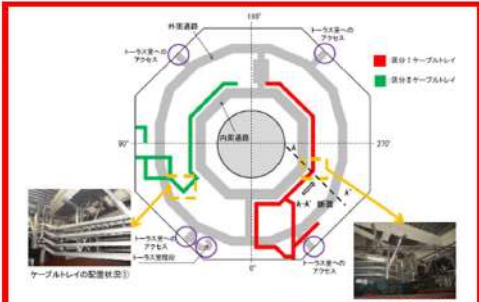
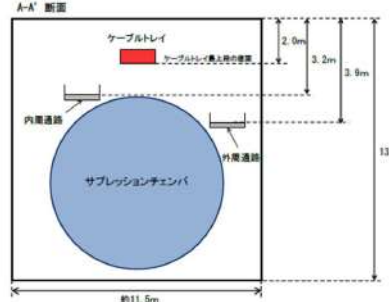
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(39) 復水貯蔵タンク/連絡トレンチ/バルブ室(Y-7-7)                      0タンク/連絡トレンチ/バルブ室に設置している機器は、空気作動弁、計器及び電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)      設置されている機器</p>   <p>※露出ケーブルは仮設置      空気作動弁      可とう電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. トーラス室</p> <p>トーラス室において万一火災が発生した場合でも、トーラス室の空間体積(約11,000m<sup>3</sup>)に対して換気風量が21,600m<sup>3</sup>/h、原子炉建屋原子炉棟排風機の容量が85,500m<sup>3</sup>/h(1台当たり)であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能である。</p> <p>トーラス室下部エリアに可燃物となる機器は設置しておらず、上部エリアに電動弁、ケーブルトレイ、電線管等を設置している。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルトレイ以外に敷設しているケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>消火要員のアクセス性については、トーラス室上部通路へのアクセス可能なルートが5箇所あることから、単一の火災により1箇所のルートが使用できない場合であっても他の箇所からアクセスすることが可能となっている。(第1図)</p> <p>また、単一の火災により煙が発生した場合であっても、トーラス室上部の空間体積が大きいこと、通路から天井までの高さが約3.2m~3.9m確保されていることから、火災発生場所までのアクセス性に影響することはなく消火活動が可能である。(第2図)</p> <p>以上より、消火器又は消火栓により速やかに消火活動を実施することが十分可能である。</p>  <p>第1図：トーラス室上部の状況</p>  <p>第2図：トーラス室断面図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>


泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 屋外の火災区域又は火災区画</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。</p> <p>現場の状況を以下に示す。</p> <p>(1) RSWポンプ (A) (C) 室 (Y-1-1)</p> <p>RSWポンプ (A) (C) 室 (床面積 171m<sup>2</sup>) は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、原子炉補機冷却海水ポンプ (A) 及び (C) 電動機の内包潤滑油 (26L) 及びケーブルトレイ (18m) があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エアレイアウト)</p> 	<p>3. 屋外の火災区域又は火災区画</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。</p> <p>現場の状況を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方内容の相違 (女川実績反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

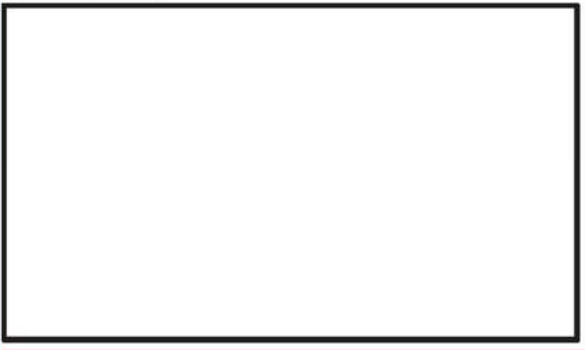
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">室内の様子（写真①）</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器①</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器②</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0





第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) HPSWポンプ室 (Y-1-3)</p> <p>HPSWポンプ室 (床面積 112m<sup>2</sup>) は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、ケーブルトレイ (31m) があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。ケーブルトレイに敷設したケーブルは、火災の発生防止を考慮し、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれが小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 646 1326 1037" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">室内の様子 (写真①)</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器①</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器②</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器③</p>  <p style="text-align: center;">ケーブルトレイ</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>





泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) RSWポンプ (B) (D) 室 (Y-1-4)</p> <p>RSWポンプ (B) (D) 室 (床面積 263m<sup>2</sup>) は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、原子炉補機冷却海水ポンプ (B) 及び (D) 電動機の内包潤滑油 (26L)、ケーブルトレイ (23m) 及び屋外配管凍結防止用電気加熱制御盤 (1 面) があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれが小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <div data-bbox="712 671 1323 1062" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

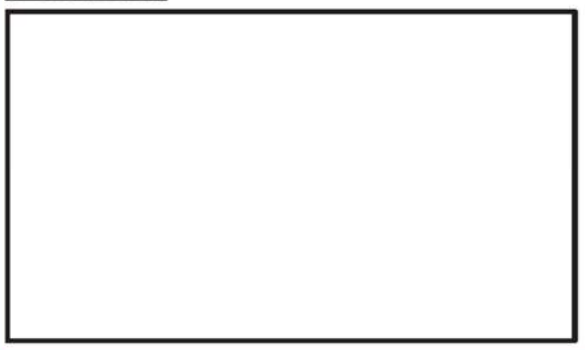
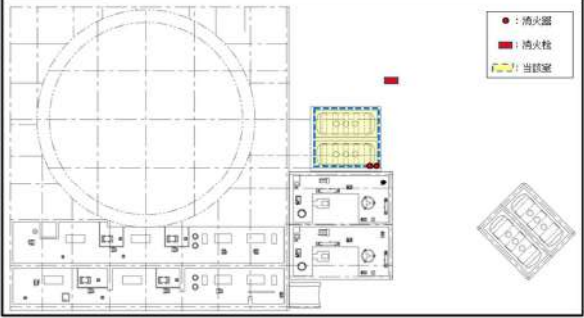
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">室内の様子 (写真①)</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器①</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器②</p>  <p style="text-align: center;">設置されている機器③</p>  <p style="text-align: center;">ケーブルトレイ</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 燃料移送ポンプ (HPCS) 室 (Y-7-2)</p> <p>燃料移送ポンプ (HPCS) 室 (床面積 25m<sup>2</sup>) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p>   <p>上部開放箇所</p> <p>配配管      ポンプ設置予定箇所</p> <p>上部開放箇所 (入域可能)</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</p>

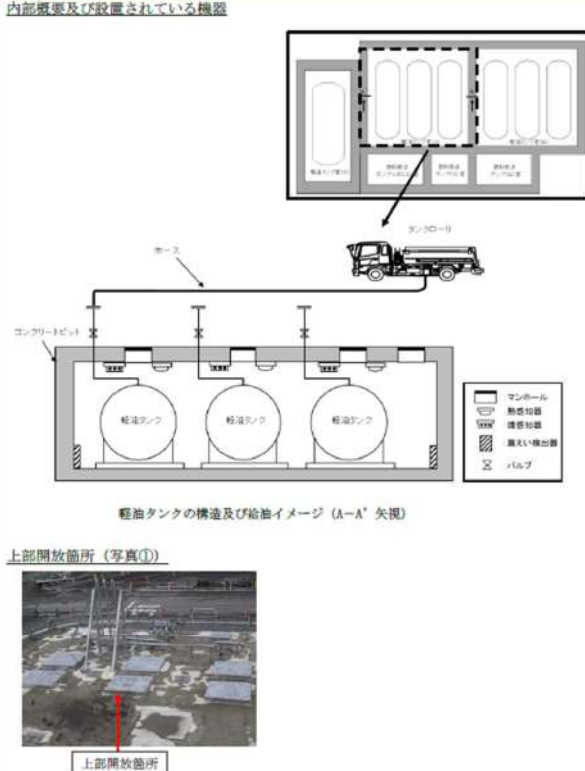
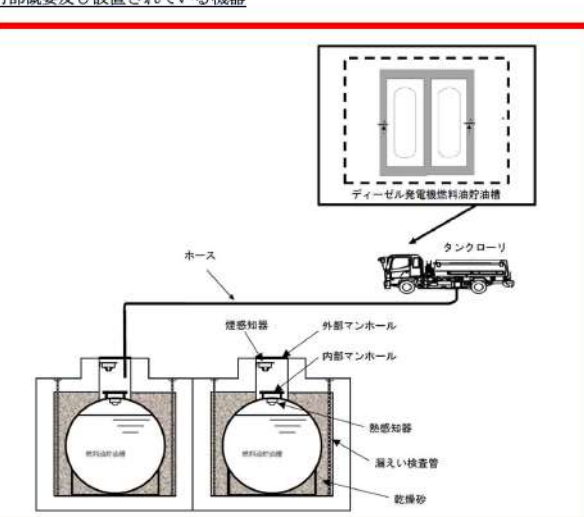


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 軽油タンク室 (A) (Y-7-3)</p> <p>軽油タンク室 (A) (床面積 207m<sup>2</sup>) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。火災源は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A)、(C)、(E) (各110kl) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <div data-bbox="712 587 1326 976" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  </div>	<p>(1) A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (O/B 1-01)</p> <p>A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙はマンホール部から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。火災源は、A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (各146kl) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。</p> <div data-bbox="1348 587 1953 949" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  </div>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違 (女川実績の反映)  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      泊の燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。また、設置するタンク容量の相違。</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違                      設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>内部概要及び設置されている機器</p>  <p>軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A' 矢視)</p> <p>上部開放箇所 (写真①)</p>	<p>内部概要及び設置されている機器</p> 	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違                      設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

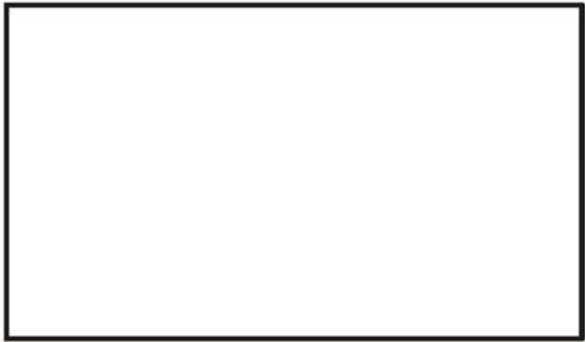
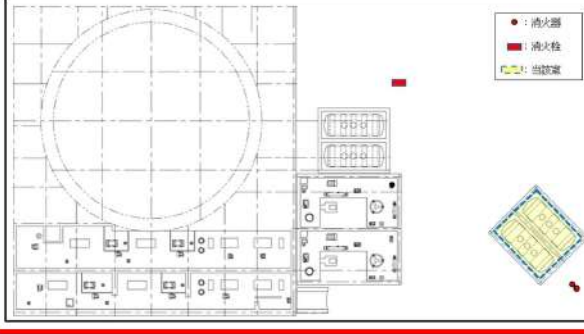
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 燃料移送ポンプ (B) 室 (Y-7-5)</p> <p>燃料移送ポンプ (B) 室 (床面積 27m<sup>2</sup>) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充滿せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 528 1326 919" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  </div> <div data-bbox="712 967 1326 1262" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>油配管    ポンプ設置予定箇所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上部開放箇所</p> <p>上部開放箇所 (入域可能)</p> </div> </div> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 軽油タンク室 (B) (Y-7-6)</p> <p>軽油タンク室 (B) (床面積 207m<sup>2</sup>) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (B) , (D) , (F) (各110k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。(別紙 1)</p> <div data-bbox="712 587 1321 976" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  </div>	<p>(2) B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (0/B 1-02)</p> <p>B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙はマンホール部から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (各146k1) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。</p> <div data-bbox="1344 587 1953 976" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(エアレイアウト)</p>  </div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊の燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。また、設置するタンク容量の相違。</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設備の相違</li> </ul> <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p> <div data-bbox="712 236 1312 1034" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>内部概要及び設置されている機器</p> <p>軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A' 矢視)</p> <p>上部開放箇所 (写真①)</p> </div>	<p>内部概要及び設置されている機器</p> <div data-bbox="1344 175 1948 742" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> </div>	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 燃料移送ポンプ (A) 室 (Y-7-8)</p> <p>燃料移送ポンプ (A) 室 (床面積 15m<sup>2</sup>) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充滿せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>設置している機器、配管、電線管、盤の管体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 528 1323 916" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div> <div data-bbox="712 965 1323 1264" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>油配管    ポンプ設置予定箇所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上部開放箇所 上部開放箇所 (入域不可)</p> </div> </div> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) 軽油タンク室 (H) (Y-7-9)</p> <p>軽油タンク室 (H) (床面積 95m<sup>2</sup>) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備軽油タンク (170kl) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <div data-bbox="712 587 1323 976" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性及び消火活動について</p> <p>1. 海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性</p> <p>地下ピット構造の海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) は、竜巻防護ネットを設置する設計であるが、竜巻防護ネット設置後においても、地上面 (OP14, 800) から循環水ポンプ室とTSWポンプ室を通過し各部屋 (OP3, 000) にアクセスし、大型消火器及び小型消火器で初期消火を行うことが可能なことを確認した。(第1図)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) へのアクセス性</p>		<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違                      泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>


泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構造物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

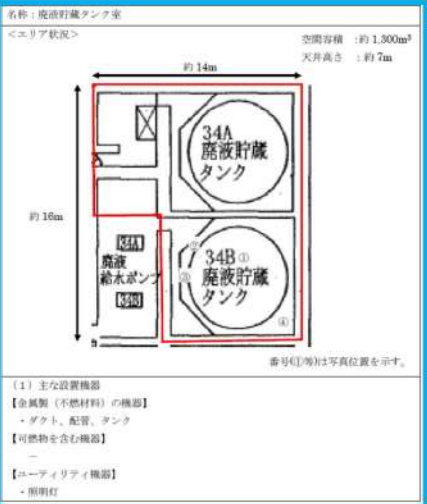

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>2. 移動式消火設備による消火活動</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車は消火栓又は防火水槽から取水し、消火ホースを海水ポンプ室(補機ポンプエリア)、軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室の各部屋に敷設し消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(第2図)</p> <p>取水箇所と各消火エリアの消火ホース敷設距離は最大約320m(第1表)、高低差は地上面より下方への放水となり、化学消防自動車の性能や消火ホース圧損を考慮しても消火活動は可能である。</p> <p>化学消防自動車の車幅は約2.3mであり、保管場所から取水箇所までの道幅は3.5m以上を確保しており化学消防自動車の活動は可能である。また、地下ピット構造の海水ポンプ室(補機ポンプエリア)は、竜巻防護ネット及び浸水防止壁を設置する設計であるが、地上面から放水による消火活動が、竜巻防護ネット構造及び浸水防止壁高さ(約0.6m)を考慮しても消火活動が可能であることを確認した。(第3図)</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車による消火活動は、火災区画毎に消防車と消火エリアの高低差、活動ルート、消火ホース敷設距離(第1表)などが変わることから、火災発生時の必要な消防資機材や消防車の操作等について、個別の消火手順を整備すること及び要員の訓練(第4図)を計画的に行うことを火災防護計画に定める。</p> <div data-bbox="712 766 1317 941" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1表 消火ホース敷設距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">消火エリア</th> <th style="width: 30%;">水源</th> <th style="width: 40%;">距離(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水ポンプ室(補機ポンプエリア)</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約170m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約320m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約80m</td> </tr> <tr> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約150m</td> </tr> </tbody> </table> </div>	消火エリア	水源	距離(最大)	海水ポンプ室(補機ポンプエリア)	屋外消火栓	約170m	耐震性防火水槽	約320m	軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓	約80m	耐震性防火水槽	約150m		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全城ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>
消火エリア	水源	距離(最大)														
海水ポンプ室(補機ポンプエリア)	屋外消火栓	約170m														
	耐震性防火水槽	約320m														
軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	屋外消火栓	約80m														
	耐震性防火水槽	約150m														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

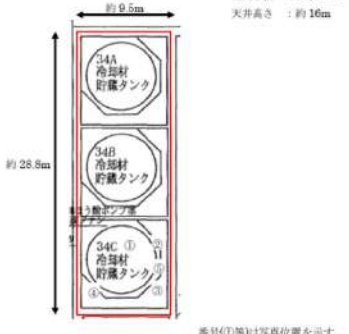

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 移動式消火設備による消火活動例</p>  <p>第3図 電巻防護ネットの概要図（北西側から見た場合）</p>  <p>第4図 化学消防自動車泡放水（訓練写真）</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全城ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

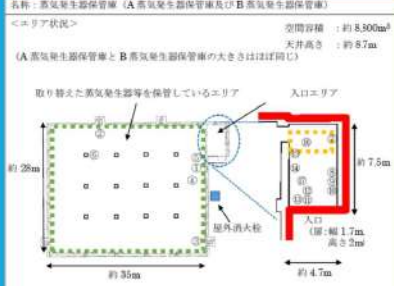

<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>4. 放射性物質を貯蔵する機器等を設置する火災区域又は火災区画で、消火活動が困難とならないエリア</p>  <p>(1) 主な設置機器                  【金属製 (不燃材料) の機器】                  ・ダクト、配管、タンク                  【可燃物を含む機器】                  -                  【ノーファイアイ機器】                  ・照明灯</p> <p>(2) 消火活動の成立性                  ① (1) に廃液貯蔵タンク室に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。                  以上のとおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災負荷を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> <p>&lt;現場確認状況&gt;</p> 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違                  (女川実績の反映)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>名称：冷却材貯蔵タンク室                      &lt;エリア状況&gt;</p>  <p>(1) 主な設置機器                      【金属製 (不燃材料) の機器】                      ・配管、タンク、ダクト                      【可燃物を含む機器】                      ・制御・計装品                      【ユーティリティ機器】                      ・照明灯</p> <p>(2) 消火活動の成立性                      ① (1) に冷却材貯蔵タンク室に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じていることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>以上のとおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災発生を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> <p>&lt;現場確認状況&gt;</p>  <p>①冷却材貯蔵タンク                      ②冷却材貯蔵タンク水位計                      ③照明灯                      ④空調ダクト                      ⑤計装ケーブル</p>			<p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>名称：蒸気発生器保管庫 (A 蒸気発生器保管庫及びB 蒸気発生器保管庫)</p> <p>&lt;エリア状況&gt; 空間容積：約 8,900m<sup>3</sup> 天井高さ：約 8.7m (A 蒸気発生器保管庫と B 蒸気発生器保管庫の大きさはほぼ同じ)</p>  <p>図1 蒸気発生器保管庫平面図</p> <p>番号(①等)は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器</p> <table border="0"> <tr> <td>保管エリア</td> <td>入口エリア</td> </tr> <tr> <td>【金属製(不燃材料)の機器】</td> <td>【可燃物を含む機器】</td> </tr> <tr> <td>・蒸気発生器、コンテナ</td> <td>・棚脚・計装品、排水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>【可燃物を含む機器】</td> <td>【ユーティリティ機器】</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>・火災受信機盤、コンセント、照明スイッチ、照明灯、カメラ</td> </tr> <tr> <td>【ユーティリティ機器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・火災感知器ベル、照明灯、誘導灯、電球昇降装置</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 消火活動の成否性</p> <p>保管エリア</p> <p>① (1) に示す保管エリアに設置される機器は、別添1に示すように、不燃性材料を使用する設計としており、火災源になりえる機器を配置していない。      また、金属、コンクリートのような可燃性の放射性廃棄物しか保管しない運用とする。</p> <p>入口エリア</p> <p>① (1) に示す入口エリアに設置される機器は、別添1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。      また、入口扉を開放し、屋外からの消火活動が可能である。</p> <p>以上のとおり、保管エリアには火災源になりえる機器を配置しておらず、入口エリアは屋外からの消火活動が可能であることから、消火活動が困難とならない。</p> <p>&lt;機器確認状況&gt;</p> <p>保管エリア</p>  <p>(蒸気発生器等を保管するエリアの状況)</p> <p>① 火災感知器ベル ② 排気ファン ③ ダンパ</p> <p>④ 電球昇降装置 ⑤ 照明 ⑥ 誘導灯</p>	保管エリア	入口エリア	【金属製(不燃材料)の機器】	【可燃物を含む機器】	・蒸気発生器、コンテナ	・棚脚・計装品、排水ポンプ	【可燃物を含む機器】	【ユーティリティ機器】	—	・火災受信機盤、コンセント、照明スイッチ、照明灯、カメラ	【ユーティリティ機器】		・火災感知器ベル、照明灯、誘導灯、電球昇降装置				<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
保管エリア	入口エリア																
【金属製(不燃材料)の機器】	【可燃物を含む機器】																
・蒸気発生器、コンテナ	・棚脚・計装品、排水ポンプ																
【可燃物を含む機器】	【ユーティリティ機器】																
—	・火災受信機盤、コンセント、照明スイッチ、照明灯、カメラ																
【ユーティリティ機器】																	
・火災感知器ベル、照明灯、誘導灯、電球昇降装置																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>入口エリア</p>  <p>① 除塵機                  ② 電解機                  ③ 火災受信機盤                  ④ 端子箱                  ⑤ 火報連動型カメラ盤                  ⑥ カメラ                  ⑦ ズンバ                  ⑧ 感知器収納箱                  ⑨ 電球昇降装置操作盤                  ⑩ 排水ポンプ                  ⑪ 照明</p>			<p>【大飯】                  ■記載方針の相違                  (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: right;">添付資料12</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火配管の凍結防止対策, 地盤変位対策について</p> <p>1. 発電所の水消火設備の設計概要</p> <p>(1) 泊発電所の消火設備について</p> <p>火災防護の審査基準で、消火困難箇所や系統分離を行うために設置する消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震時においても機能を維持することが求められている。</p> <p>泊発電所の消火設備は、従来、水消火設備を主とする設計としていたが、水消火設備は耐震Cクラス設計であり、上記の要求を満足することは難しいことから、原子炉建屋等の建屋にはSs機能維持された全域ガス消火設備、放射性廃棄物処理建屋や固体廃棄物貯蔵庫、ペイラ室には耐震クラスに応じた全域ガス消火設備を設置する設計とし、耐震性を満足することを確認した。</p> <p>(2) 水消火設備について</p> <p>火災防護に係る審査基準における、水消火設備に対する要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 消火剤に水を使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるところによること。</p> <p>a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。</p> <p>b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。</p> </div> <p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>泊発電所の水消火設備は、上記審査基準の要求事項に適合するものであり、設計に当たっては「原子力発電所の火災防</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は消火水配管の凍結防止及び地盤変位対策の設計について記載する方針とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010 以下「JEAC」という）の要求事項を満足するとともに、「原子力発電所の火災防護指針」（日本電気協会JEAG4607-2010 以下「JEAG」という）に示されている例示については、泊発電所の状況等を踏まえ極力取り込むこととした。</p> <p>泊発電所の消火用水供給系は以下に示すとおり、原子炉補助建屋等に消火用水を供給する主配管は主ループ回路を構成し（第1図）、地震時に消火水配管が損傷することを想定し、消防ポンプ車を用いて、原子炉補助建屋等の屋内消火栓に消火用水を給水することを可能とする給水接続口（第2図）を原子炉補助建屋等に設置し、多様性を持たせることにより消火用水供給系の信頼度の向上を図る設計としている。なお、消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計としている。</p> <p>万一、消火用水のループ構成の主配管が破断した場合（ケース1（埋設消火配管部分での破断）又はケース2（洞道内での破断））を想定しても、以下のように当該部分を原子炉補助建屋等の消火設備から隔離した上で、消火ポンプ又は消防ポンプ車により原子炉補助建屋等に消火水を供給でき、多様な手段による対応が可能な設計となっている。</p> <p>また、洞道内は人の立ち入りが可能であり、破断箇所の発見及び修修は容易である。</p> <div data-bbox="1355 906 1966 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ケース1                      屋外消火栓の埋設消火配管部分で破断が生じた場合は、赤枠の隔離弁を閉止し、保守点検が可能である。原子炉補助建屋等への消火水供給は、消火用水供給系を使用してタービン建屋側から可能。</p> <p>ケース2                      洞道内の消火配管部分で破断が生じた場合は、赤枠の隔離弁を閉止し、保守点検が可能である。原子炉補助建屋等への消火水供給は、消防ポンプ車を用いて給水接続口から可能。</p> </div> <p>第1図：消火用水供給系概要図</p> <p>なお、泊発電所1～3号炉の運転開始以降における消火用水のループ構成の主配管損傷事例は、2号側屋外消火栓の埋設消火配管での1例<sup>※1</sup>のみであり、消火配管の単一故障<sup>※2</sup>を仮定する必要性は十分に低いものとする。</p> <p>※1 建設時の消火配管埋戻しに際して砂利等による配管損</p>	



赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>傷部からの劣化事象及び2号機側バックフィル部での配管損傷事象。</p> <p>※2 審査基準2.2.1(2) 消火設備 (参考) ④で, 「消火設備は, 消火ポンプ系等の動的機器の単一故障により, 同時に機能を喪失することがないこと」との記載がある。</p> <p>給水接続口の設置状況について, 第2図に示す。</p>  <p>第2図 給水接続口設置状況</p> <p>消火配管系統概要図を第3図に示す。</p>  <p>第3図 消火配管系統概要図 (1/2)</p>	

赤字:設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p data-bbox="1496 523 1807 545">第3図 消火配管系統概要図 (2/2)</p> <p data-bbox="1391 592 1659 614">(3) 水消火配管の敷設について</p> <p data-bbox="1406 627 1951 715">水消火設備は、給排水処理建屋内に消火ポンプを設置し、屋内消火栓及び屋外消火栓に消火配管を敷設する設計としている。</p> <p data-bbox="1406 727 1951 991">3号炉のプラント配置設計において、給排水処理建屋からタービン建屋間は多数の配管の往来があり、かつ電源及び制御ケーブルも同様であるため、施工性、保守・運用性を考慮し、給排水処理建屋とタービン建屋間に洞道を設け、連絡配管及びケーブルの引回しを行う設計であり、給排水処理建屋内設置の消火ポンプからタービン建屋へ敷設される消火配管についても他の配管同様に洞道内に敷設する設計としている。</p> <p data-bbox="1368 1034 1749 1056">2. 屋外消火栓 (埋設消火配管) の設計方針</p> <p data-bbox="1391 1069 1957 1225">「原子力発電所の火災防護規程」 (日本電気協会JEAC4626-2010 以下、「JEAC」) では、自然現象に対する消火装置の性能維持として、地震等の自然現象によってもその性能が著しく阻害されないことを求めており、そのための耐震設計として、以下が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1435 1238 1951 1331">① 屋内・屋外消火栓設備等の機能を、地震後においても維持する観点から、消火配管について、耐震強度や耐震構造を考慮し耐震性を確保すること。</li> <li data-bbox="1435 1343 1951 1398">② 消火配管については、地震時における地盤変位対策を考慮した設計とすること。</li> </ul> <p data-bbox="1406 1445 1957 1468">JEACの[解説-3-11]で上記「耐震強度や耐震構造の考慮」とし</p>	

赤字:設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字:記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>て、屋外の埋設消火配管については、耐震性確保をするための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。</p> <p>また、屋外消火栓については、泊発電所の設計外気温度が-19℃であることから消火配管の地上化のみでは十分な凍結防止が難しいこと、すでに多数の埋設物がある中に新たに広範囲に洞道を設置することが困難であることから、プラント設計として凍結防止の観点と合わせてより合理的と判断される消火配管の埋設を採用している。</p> <p>屋外消火栓については、JEACの『凍結の可能性のある屋外消火栓は、凍結防止を考慮した設計とすること』との要求事項に基づき、凍結防止対策として凍結深さより深く消火配管を埋設する設計を基本とし、埋設することが困難であり地上化する場合は保温材等により配管内部の水が凍結しない設計としている。</p> <p>そこで、泊発電所の屋外の消火配管は、凍結防止のため埋設を基本とし、地震時における地盤変位対策として、建屋貫通部付近の接続部には機械式継手ではなくフレキシブル継手又は溶接継手を採用するとともに、屋外の埋設消火配管については、JEACの[解説-3-11]で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により耐震性の確保を確認する設計とする。</p> <p>3. 屋外消火栓（消火配管の一部地上化）の設計方針</p> <p>屋外消火配管は上記のとおり埋設を基本としているが、2号炉バックフィル部については工事により損傷し、再度埋設化による復旧が困難であったことから地上化する設計としている。地上化にあたり、凍結防止対策として保温材等の施工による凍結防止対策を図る設計としている。</p> <div data-bbox="1435 1179 1879 1321" data-label="Image"> </div> <p>第4図 地上化した消火配管の凍結防止対策 概要図</p> <p>4. 洞道内消火配管の設計方針</p> <p>給排水処理建屋からタービン建屋への消火配管は、凍結深さ</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料12 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策，地盤変位対策について）

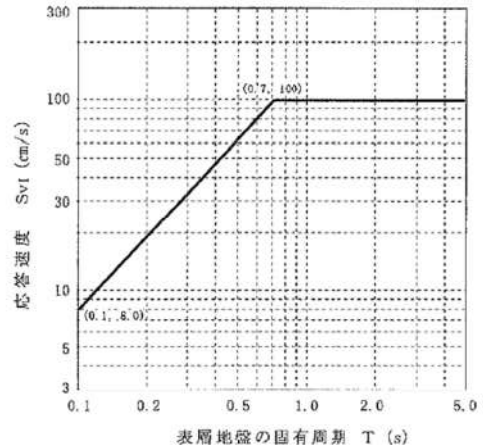
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		より深く施工され建屋内と同様に凍結防止が図られる建屋間の 洞道内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計と している。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付資料13</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について</p> <p>1. はじめに                      「原子力発電所の火災防護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010以下、「JEAC」）では、自然現象に対する消火装置の性能維持として、地震等の自然現象によってもその性能が著しく阻害されないことを求めており、そのための耐震設計として、</p> <p>①屋内・屋外消火栓設備等の機能を地震後においても維持する観点から、消火配管について、耐震強度や耐震構造を考慮し耐震性を確保すること。</p> <p>②消火配管については、地震時における地盤変位対策を考慮した設計とすることが求められている。</p> <p>また、JEACの[解説-3-11]で上記「耐震強度や耐震構造の考慮」として、屋外の埋設消火配管については、耐震性を確保するための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。</p> <p>泊発電所の屋外消火栓は凍結防止の観点から基本的に埋設消火配管であることから、JEACの[解説-3-11]で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により係る評価を行う。</p> <p>2. 屋外埋設消火配管仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管規格：JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼配管</li> <li>・継手規格：JIS B 2312 配管用鋼製突合せ溶接式管継手</li> <li>・配管材質：STPG370 (STPG38)</li> <li>・管厚さ：SCH40</li> <li>・管径：80A, 100A, 150A, 200A</li> </ul> <p>3. 評価方法</p> <p>(1) 「高圧ガス導管耐震設計指針」（JGA指-206-03：社団法人日本ガス協会発行）に基づき、第1表のとおりレベル1地震動及びレベル2地震動に対して評価を実施した。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊の屋外の水消火配管については、凍結防止も考慮し、埋設を基本としており、地盤変位対策が大飯発電所3 / 4号炉及び女川原子力発電所2号炉と相違することから、本資料にて示す。                      （以降は、同様な相違理由のため着色せず）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第1表 設計地震動一覧</p> <table border="1" data-bbox="1355 183 1964 470"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定する地震動</th> <th>設計地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に1~2回発生する確率を有する一般的な地震動</td> <td><math>K_h=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09</math>  <math>K_h</math>: 設計水平震度  <math>v_1</math>: 埋設区分(=1.0)  <math>v_2</math>: 地域別補正係数(=0.6)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に発生する確率は低い、非常に強い地震動</td> <td>「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用</td> </tr> <tr> <td>(参考) 耐震C クラス設計</td> <td>「耐震設計に係る工事審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力</td> <td><math>K_h=1.2 \cdot C_i=0.24</math>  <math>K_h</math>: 設計水平震度  <math>C_i</math>: 地震層せん断力係数(=0.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>レベル2地震動による評価にあたっては、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される設計地震動のうち、最も大きな地震動である兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトル（第1図）に対する評価を行っている。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 レベル2地震動評価に用いる速度応答スペクトル</p> <p>なお、「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編」によると、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定されたレベル2地震動は、設計水平震度0.40~0.50以上を想定していることから、耐震Cクラス設計に基づく設計水平震度0.24よりも大きいことを確認している。</p>		想定する地震動	設計地震動	レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1~2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_h=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ $K_h$ : 設計水平震度 $v_1$ : 埋設区分(=1.0) $v_2$ : 地域別補正係数(=0.6)	レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低い、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用	(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工事審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$K_h=1.2 \cdot C_i=0.24$ $K_h$ : 設計水平震度 $C_i$ : 地震層せん断力係数(=0.2)	
	想定する地震動	設計地震動													
レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1~2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_h=0.15 \cdot v_1 \cdot v_2 = 0.09$ $K_h$ : 設計水平震度 $v_1$ : 埋設区分(=1.0) $v_2$ : 地域別補正係数(=0.6)													
レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低い、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波をもとに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用													
(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工事審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$K_h=1.2 \cdot C_i=0.24$ $K_h$ : 設計水平震度 $C_i$ : 地震層せん断力係数(=0.2)													

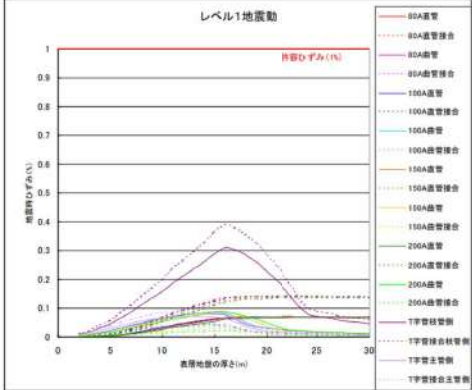
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 上記第1表の設計地震動及び泊発電所内の屋外埋設消火配管周辺の埋戻地盤データを基に、表層地盤変位及び表層地盤ひずみを算出する。</p> <p>表層地盤ひずみは、表層地盤の厚さ (表層地盤の固有周期) に応じて変化することから、消火配管敷設ルートにおける表層地盤の厚さの分布状況を確認し、0~30m の範囲で評価する。</p> <p>(3) 表層地盤変位及び地盤ひずみ等からそれぞれ配管直管部、曲管部及びT字管部に発生する地震時ひずみを算出する。</p> <p>(4) 配管の地震時ひずみがそれぞれ「高圧ガス導管耐震設計指針」において設定される以下の許容ひずみ以内であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル1地震動に対する許容ひずみ：1%</li> <li>・レベル2地震動に対する許容ひずみ：3%</li> </ul>	
		<p>第2図 レベル2地震動に対する耐震性評価フロー図          (「高圧ガス導管耐震設計指針」を参照して作成)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 評価結果</p> <p>埋設消火配管について、各敷設ルートにおける管径、管底深度及び表層地盤の厚さの分布状況をそれぞれ確認し、「高圧ガス導管耐震設計指針」に基づき耐震評価を行った。</p> <p>評価に当たっては、管底深度を固定し、管底深度に応じて管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させ、各埋設消火配管に発生する地震時ひずみの最大値を算出した。</p> <p>最も厳しい評価となったのは、管底深度GL-800mm に対し、管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させて地震時ひずみを算出した場合であり、この算出結果を第3図及び第4図に示す。</p> <p>また、第3図及び第4図で示す地震時ひずみの最大値を第2表及び第3表に示す。</p> <p>評価の結果、表層地盤の厚さが10m～20mの範囲において各埋設消火配管に発生する地震時ひずみがそれぞれ最大となるが、レベル1地震動に対する許容ひずみ（1%）及びレベル2地震動に対する許容ひずみ（3%）以下となることから、それぞれの地震動に対して安定性を有することを確認した。</p> <div data-bbox="1391 868 1921 1294"> </div> <p>第3図 レベル2地震動に対する耐震性評価結果                      (管底深度GL-800mm)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
		 <p>第4図 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p> <p>第2表 レベル2地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p> <table border="1" data-bbox="1411 726 1904 957"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">80A</td> <td>直管部</td> <td rowspan="6">3</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.29</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100A</td> <td>直管部</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.17</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">150A</td> <td>直管部</td> <td>0.35</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.99</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200A</td> <td>直管部</td> <td>0.34</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.79</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T字管部 主管：200A 枝管：100A</td> <td></td> <td></td> <td>1.99</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p> <table border="1" data-bbox="1422 1077 1892 1396"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">80A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td rowspan="8">1</td> <td>直管部</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.05</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">100A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td>直管部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.04</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">150A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td>直管部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.14</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">200A</td> <td rowspan="2">直管部</td> <td>直管部</td> <td>0.07</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.14</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲管部</td> <td>曲管部</td> <td>0.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">T字管部 枝管：100A 主管：200A</td> <td rowspan="2">枝管側</td> <td>直管部</td> <td>0.32</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.39</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主管側</td> <td>直管部</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.10</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	3	0.36	○	曲管部	2.29	○	100A	直管部	0.36	○	曲管部	2.17	○	150A	直管部	0.35	○	曲管部	1.99	○	200A	直管部	0.34	○	曲管部	1.79	○	T字管部 主管：200A 枝管：100A			1.99	○	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	1	直管部	0.08	○	接合部	0.15	○	曲管部	曲管部	0.09	○	接合部	0.05	○	100A	直管部	直管部	0.07	○	接合部	0.15	○	曲管部	曲管部	0.09	○	接合部	0.04	○	150A	直管部	直管部	0.07	○	接合部	0.14	○	曲管部	曲管部	0.10	○	接合部	0.03	○	200A	直管部	直管部	0.07	○	接合部	0.14	○	曲管部	曲管部	0.09	○	接合部	0.03	○	T字管部 枝管：100A 主管：200A	枝管側	直管部	0.32	○	接合部	0.39	○	主管側	直管部	0.08	○	接合部	0.10	○	
管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																																																																							
80A	直管部	3	0.36	○																																																																																																																							
	曲管部		2.29	○																																																																																																																							
100A	直管部		0.36	○																																																																																																																							
	曲管部		2.17	○																																																																																																																							
150A	直管部		0.35	○																																																																																																																							
	曲管部		1.99	○																																																																																																																							
200A	直管部	0.34	○																																																																																																																								
	曲管部	1.79	○																																																																																																																								
T字管部 主管：200A 枝管：100A			1.99	○																																																																																																																							
管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																																																																							
80A	直管部	1	直管部	0.08	○																																																																																																																						
			接合部	0.15	○																																																																																																																						
	曲管部		曲管部	0.09	○																																																																																																																						
			接合部	0.05	○																																																																																																																						
100A	直管部		直管部	0.07	○																																																																																																																						
			接合部	0.15	○																																																																																																																						
	曲管部		曲管部	0.09	○																																																																																																																						
			接合部	0.04	○																																																																																																																						
150A	直管部	直管部	0.07	○																																																																																																																							
		接合部	0.14	○																																																																																																																							
	曲管部	曲管部	0.10	○																																																																																																																							
		接合部	0.03	○																																																																																																																							
200A	直管部	直管部	0.07	○																																																																																																																							
		接合部	0.14	○																																																																																																																							
	曲管部	曲管部	0.09	○																																																																																																																							
		接合部	0.03	○																																																																																																																							
T字管部 枝管：100A 主管：200A	枝管側	直管部	0.32	○																																																																																																																							
		接合部	0.39	○																																																																																																																							
	主管側	直管部	0.08	○																																																																																																																							
		接合部	0.10	○																																																																																																																							



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2</p>	<p>資料9</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 要求事項</p> <p>3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について</p> <p>3.1. 重要度分類指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定</p> <p>3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認</p> <p>3.2.1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</p> <p>3.2.2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>3.2.3. 燃料プール水の補給機能</p> <p>3.2.4. 放射性物質放出の防止機能</p> <p>3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能</p> <p>3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定</p> <p>4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定</p> <p>5. 火災感知設備の設置について</p> <p>6. 消火設備の設置について</p> <p>添付資料1 女川原子力発電所 2号炉における「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について</p> <p>添付資料2 女川原子力発電所 2号炉における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための機器リスト</p> <p>添付資料3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p>	<p>資料9</p> <p>泊発電所 3号炉における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 要求事項</p> <p>3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について</p> <p>3.1. 重要度分類審査指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定</p> <p>3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認</p> <p>3.2.1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</p> <p>3.2.2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>3.2.3. 燃料プール水の補給機能</p> <p>3.2.4. 放射性物質放出の防止機能</p> <p>3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能</p> <p>3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定</p> <p>4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定</p> <p>5. 火災感知設備の設置について</p> <p>6. 消火設備の設置について</p> <p>添付資料1 泊発電所 3号炉における「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について</p> <p>添付資料2 泊発電所 3号炉における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための機器リスト</p> <p>添付資料3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p>	<p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は泊との差異</li> <li>・女川は泊との差異</li> <li>・泊は女川との差異を識別する。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> </ul> <p>女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放射性物質貯蔵等の機器等の選定</p> <p>燃料の貯蔵、放射性廃棄物処理・貯蔵する機器等（放射性物質貯蔵等の機器等）を以下に示す。</p> <p>1. 放射性物質貯蔵等の機器等</p> <p>【放射性気体廃棄物の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス圧縮機</li> <li>・ガスサージタンク</li> <li>・ホールドアップ塔</li> </ul> <p>【放射性液体廃棄物の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却材貯蔵タンク</li> <li>・ほう酸回収装置</li> <li>・洗浄排水タンク</li> <li>・原子炉周辺建屋サンブタンク</li> <li>・廃液貯蔵タンク</li> <li>・廃液蒸発装置</li> <li>・廃液給水ポンプ</li> <li>・強酸ドレンタンク</li> <li>・膜分離活性汚泥処理装置</li> <li>・格納容器サンブ</li> <li>・格納容器冷却材ドレンタンク</li> </ul> <p>【放射性固体廃棄物の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済樹脂貯蔵タンク</li> <li>・焼却設備</li> <li>・ペイラ</li> <li>・セメントガラス固化装置</li> <li>・乾燥造粒装置</li> <li>・固体廃棄物貯蔵庫</li> <li>・蒸気発生器保管庫</li> </ul> <p>【燃料の貯蔵等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット</li> <li>・新燃料貯蔵庫</li> </ul> <p>なお、放射性物質貯蔵等の機器等の配置については資料2に、系統概要図については別紙1に示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>女川原子力発電所2号炉において、単一の内部火災が発生した場合にも、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な機器等を抽出し、その抽出された機器等に対して火災防護対策を実施する。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器への要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>2. 基本事項</p> <p>(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域</p> </div> <p>3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について</p> <p>設計基準対象施設のうち、単一の内部火災が発生した場合に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するために必要となる機器等を選定する。機器等の選定は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）に基づき、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換（ただし、全燃料全取出の期間を除く）のそれぞれにおいて、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するために必要な構築物、系統及び機器を抽出し、以下のとおり実施する。</p> <p>3.1. 重要度分類指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能について、重要度分類審査指針に基づき、以下のとおり抽出した。（添付資料1）</p> <p>(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないもので</p>	<p>1. 概要</p> <p>泊発電所3号炉において、単一の内部火災が発生した場合にも、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な機器等を抽出し、その抽出された機器等に対して火災防護対策を実施する。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器への要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>2. 基本事項</p> <p>(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域</p> </div> <p>3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について</p> <p>設計基準対象施設のうち、単一の内部火災が発生した場合に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するために必要となる機器等を選定する。機器等の選定は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）に基づき、原子炉が出力運転中であるモード1、2、高温停止状態であるモード3、4、原子炉の低温停止状態であるモード5、6において、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するために必要な構築物、系統及び機器を抽出し、以下のとおり実施する。</p> <p>3.1. 重要度分類審査指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能について、重要度分類審査指針に基づき、以下のとおり抽出した。（添付資料1）</p> <p>(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないもので</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</li> <li>【女川】</li> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> </ul> <p>泊は運転状態をモードで記載している。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 赤字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 赤字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する建築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>別紙1</p> <p>放射性廃棄物系統概要図</p> 	<p>あって、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>(3) 燃料プール水の補給機能</p> <p>(4) 放射性物質放出の防止機能</p> <p>(5) 放射性物質の貯蔵機能</p> <p>3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認</p> <p>3.1 項で示した「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」に対し、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統を、以下のとおり「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」（JEAG4612-2010）（以下「重要度分類指針」という。）から抽出する。</p> <p>まず、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統を、重要度分類指針を参考に抽出すると下表のとおりとなる。（第9-1表）</p> <table border="1" data-bbox="750 582 1265 1093"> <caption>第9-1表：放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統</caption> <thead> <tr> <th>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</th> <th>上記機能を達成するための系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器</li> <li>原子炉格納容器隔離弁</li> <li>原子炉格納容器スプレイ冷却系</li> <li>原子炉建屋</li> <li>非常用ガス処理系</li> <li>可燃性ガス濃度制御系</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設<sup>※1</sup>（放射能インベントリの大きいもの）</li> <li>使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済燃料プール水の補給機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用補給水系（残留熱除去系）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(4) 放射性物質放出の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li> <li>排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能以外）</li> <li>燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系（原子炉建屋、非常用ガス処理系）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(5) 放射性物質の貯蔵機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>復水貯蔵タンク</li> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）</li> <li>焼却炉建屋</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> <li>サイトベンカ建屋</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「緊急対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」における放射能監視設備のうち、気体廃棄物処理設備エリア排気放射能モニタ含む</p> <p>次に、上記の系統から、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。</p> <p>3.2.1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能重要度分類指針によると、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に該当する系統は「原子炉格納容器、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ冷却系、原子炉建屋、非常用ガス処理系、可燃性ガス濃度制御系」である。</p> <p>このうち、原子炉格納容器及び原子炉建屋はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する建築物・構造物であるため、火災による機</p>	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	上記機能を達成するための系統	(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器</li> <li>原子炉格納容器隔離弁</li> <li>原子炉格納容器スプレイ冷却系</li> <li>原子炉建屋</li> <li>非常用ガス処理系</li> <li>可燃性ガス濃度制御系</li> </ul>	(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設<sup>※1</sup>（放射能インベントリの大きいもの）</li> <li>使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> </ul>	(3) 使用済燃料プール水の補給機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用補給水系（残留熱除去系）</li> </ul>	(4) 放射性物質放出の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li> <li>排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能以外）</li> <li>燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系（原子炉建屋、非常用ガス処理系）</li> </ul>	(5) 放射性物質の貯蔵機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>復水貯蔵タンク</li> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）</li> <li>焼却炉建屋</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> <li>サイトベンカ建屋</li> </ul>	<p>あって、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>(3) 燃料プール水の補給機能</p> <p>(4) 放射性物質放出の防止機能</p> <p>(5) 放射性物質の貯蔵機能</p> <p>3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認</p> <p>3.1 項で示した「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」に対し、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統を、以下のとおり「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」（JEAG4612-2010）（以下「重要度分類指針」という。）から抽出する。</p> <p>まず、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統を、重要度分類指針を参考に抽出すると下表のとおりとなる。（第9-1表）</p> <table border="1" data-bbox="1355 582 1937 965"> <caption>第9-1表 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統</caption> <thead> <tr> <th>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</th> <th>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器</li> <li>アニュラス</li> <li>原子炉格納容器隔離弁</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系</li> <li>アニュラス空気再循環設備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）</li> <li>使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(3) 燃料プール水の補給機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット補給水系</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(4) 放射性物質放出の防止機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(5) 放射性物質の貯蔵機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>次に、上記の系統から、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。</p> <p>3.2.1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能重要度分類指針によると、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に該当する系統は「原子炉格納容器、アニュラス、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ系、アニュラス空気再循環設備」である。</p> <p>このうち、原子炉格納容器はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する建築物・構造物であるため、火災による機能喪失は考えに</p>	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統	(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器</li> <li>アニュラス</li> <li>原子炉格納容器隔離弁</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系</li> <li>アニュラス空気再循環設備</li> </ul>	(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）</li> <li>使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む）</li> </ul>	(3) 燃料プール水の補給機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット補給水系</li> </ul>	(4) 放射性物質放出の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li> </ul>	(5) 放射性物質の貯蔵機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> </ul>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】          ■記載方針の相違          （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】          ■設計の相違          炉型の相違による設備及び系統構成の相違</p> <p>【女川】          ■設計の相違          泊では重要度分類指針において同様な設備は該当しない。</p> <p>【女川】          ■設計の相違          炉型の相違による設備及び系統構成の相違</p>
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	上記機能を達成するための系統																										
(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器</li> <li>原子炉格納容器隔離弁</li> <li>原子炉格納容器スプレイ冷却系</li> <li>原子炉建屋</li> <li>非常用ガス処理系</li> <li>可燃性ガス濃度制御系</li> </ul>																										
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設<sup>※1</sup>（放射能インベントリの大きいもの）</li> <li>使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> </ul>																										
(3) 使用済燃料プール水の補給機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用補給水系（残留熱除去系）</li> </ul>																										
(4) 放射性物質放出の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li> <li>排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能以外）</li> <li>燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系（原子炉建屋、非常用ガス処理系）</li> </ul>																										
(5) 放射性物質の貯蔵機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>復水貯蔵タンク</li> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）</li> <li>焼却炉建屋</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> <li>サイトベンカ建屋</li> </ul>																										
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統																										
(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器</li> <li>アニュラス</li> <li>原子炉格納容器隔離弁</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系</li> <li>アニュラス空気再循環設備</li> </ul>																										
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）</li> <li>使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む）</li> </ul>																										
(3) 燃料プール水の補給機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット補給水系</li> </ul>																										
(4) 放射性物質放出の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li> </ul>																										
(5) 放射性物質の貯蔵機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> </ul>																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>また、一次系配管、主蒸気管等は金属等の不燃性材料で構成されており火災による機能喪失は考えにくいこと、8条-別添1-資料10の8.で記載のとおり、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはないことから、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ冷却系、非常用ガス処理系及び可燃性ガス濃度制御系は火災発生時には要求されない。さらに、8条-別添1-資料1の参考資料2に示すように、これらの系統については設置許可基準規則第十二条に従い、火災に対する独立性を有している。</p> <p>したがって、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響を及ぼす系統はない。したがって、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>ただし、非常用ガス処理系は、原子炉棟送排風機とともに、原子炉建屋を負圧にする機能を有しており、火災発生時に原子炉建屋の換気空調設備が機能喪失した場合でも非常用ガス処理系が使用可能であれば原子炉建屋を負圧維持することができる。このため、原子炉建屋の負圧を維持する観点から、非常用ガス処理系については、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施することとする。</p> <p>あわせて、非常用ガス処理系の機能確保のため原子炉棟給排気隔離弁の閉操作が必要となるが、原子炉棟給排気隔離弁についてはフェイル・クローズ設計であり、火災によって隔離弁の電磁弁のケーブルが損傷した場合、隔離弁が「閉」動作すること、万一の不動作の場合も多重化されていることから非常用ガス処理系の機能に影響しない。したがって、原子炉棟給排気隔離弁については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>重要度分類指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能に該当する系統は「放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）、使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）、新燃料貯蔵庫」である。</p> <p>放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）である放射性気体廃棄物処理系の系統概略図を第9-1図に示す。</p> <p>気体廃棄物処理系のうち、配管、手動弁、排ガス予熱器、排ガス再結合器、排ガス復水器、排ガス予冷器、排ガス乾燥器、活性炭式</p>	<p>くく、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>また、一次系配管、主蒸気管等は金属等の不燃性材料で構成されており火災による機能喪失は考えにくいこと、8条-別添1-資料10の8.で記載のとおり、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはないことから、アニュラス、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ系及びアニュラス空気再循環設備は火災発生時には要求されない。さらに、8条-別添1-資料1の参考資料2に示すように、これらの系統については設置許可基準規則第十二条に従い、火災に対する独立性を有している。</p> <p>したがって、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響を及ぼす系統はない。したがって、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>重要度分類指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能に該当する系統は「放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）、使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む）、新燃料貯蔵庫」である。放射性気体廃棄物処理系の系統概略図を第9-1図に示す。</p> <p>気体廃棄物処理系のうち、配管、手動弁、ガス圧縮装置、排ガス冷却ユニット、除湿塔ユニット、活性炭式希ガスホルドアップ塔、</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】  <b>■記載表現の相違</b>  <b>【女川】</b>  <b>■設計の相違</b>          炉型の相違による設備及び系統構成の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          泊では重要度分類指針において同様な設備は該当しない。</p> <p>【女川】  <b>■設備名称の相違</b></p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b></p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

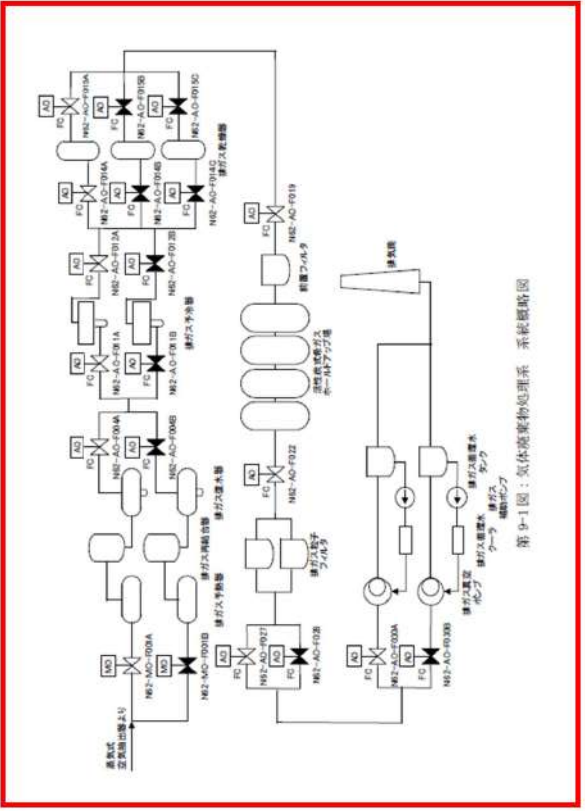
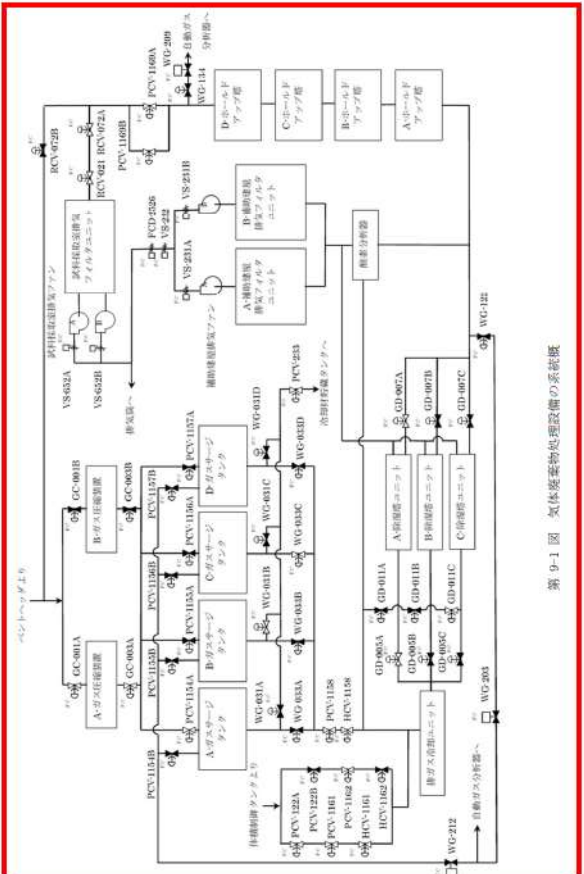
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>希ガスホールドアップ塔、希ガスフィルタは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>また、排ガス真空ポンプ吸込側の空気作動弁（N62-A0-F027, F028, F030A/B）はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。</p> <p>万一、当該弁が誤作動した場合であっても、上流側に設置された活性炭式希ガスホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。</p> <p>第9-1図より、火災によって上記の弁が閉止すると気体廃棄物処理系の排ガスフィルタより上流側で隔離されることとなり、当該弁より下流側（排ガス真空ポンプ、排ガス循環水タンク、排気筒等が設置されているライン）に放射性物質が放出されない。</p> <p>上記の弁以外の空気作動弁、電動弁については、火災による弁駆動部の機能喪失によって当該弁が開閉動作をしても、弁本体は金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>以上より、気体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。ただし、当該系統は放射能インベントリが大きい系統であり、万一の機器故障によって放射性物質の漏えいが発生した場合の影響が大きい機器である、排ガス再結合器、活性炭式希ガスホールドアップ塔及び機器前後の隔離弁が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施することとする。</p> <p>気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニタについては、重要度分類指針においてMS-3「緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」のうち、放射線監視設備に該当し、女川原子力発電所2号炉においては設計基準事故時に中央制御室の放射線モニタ盤で監視を行う設備として整理していることから、重要度を踏まえ火災防護対策を行う設計とする。当該放射線モニタについては、第9-2図に示すように隣接した検出器間（A,B間並びにC,D間）をそれぞれ分離する設計とする。したがって、放射線検出器は火災発生時に検出器が同時に機能喪失することは考えにくく、代替性を有する設計であることから、重要度並びに火災影響の有無を踏まえ、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>一方、火災発生時に放射線モニタ盤が機能喪失すると気体廃棄物処理系の放射線監視機能が喪失する。このため、中央制御室の放射</p>	<p>希ガスホールドアップ塔、希ガスフィルタは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>また、排ガス真空ポンプ吸込側の空気作動弁（N62-A0-F027, F028, F030A/B）はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。</p> <p>万一、当該弁が誤作動した場合であっても、上流側に設置された活性炭式希ガスホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。</p> <p>第9-1図より、火災によって上記の弁が閉止すると気体廃棄物処理系の排ガスフィルタより上流側で隔離されることとなり、当該弁より下流側（排ガス真空ポンプ、排ガス循環水タンク、排気筒等が設置されているライン）に放射性物質が放出されない。</p> <p>上記の弁以外の空気作動弁、電動弁については、火災による弁駆動部の機能喪失によって当該弁が開閉動作をしても、弁本体は金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>以上より、気体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。ただし、当該系統は放射能インベントリが大きい系統であり、万一の機器故障によって放射性物質の漏えいが発生した場合の影響が大きい機器である、排ガス再結合器、活性炭式希ガスホールドアップ塔及び機器前後の隔離弁が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施することとする。</p> <p>気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニタについては、重要度分類指針においてMS-3「緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」のうち、放射線監視設備に該当し、女川原子力発電所2号炉においては設計基準事故時に中央制御室の放射線モニタ盤で監視を行う設備として整理していることから、重要度を踏まえ火災防護対策を行う設計とする。当該放射線モニタについては、第9-2図に示すように隣接した検出器間（A,B間並びにC,D間）をそれぞれ分離する設計とする。したがって、放射線検出器は火災発生時に検出器が同時に機能喪失することは考えにくく、代替性を有する設計であることから、重要度並びに火災影響の有無を踏まえ、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>一方、火災発生時に放射線モニタ盤が機能喪失すると気体廃棄物処理系の放射線監視機能が喪失する。このため、中央制御室の放射</p>	<p>ガスサージタンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>また、ガスサージタンクの隔離弁（PCV-1154A/B, PCV-1155A/B, PCV-1156A/B, PCV-1157A/B, WG-031A/B/C/D, WG-033A/B/C/D）並びに下流の放出ラインの空気作動弁及びダンパ（RCV-021, RCV-072A, VS-231A/B, VS-232, PCV-2526, VS-652A/B）はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。</p> <p>万一、当該弁が誤作動した場合であっても、下流側に設置された活性炭式希ガスホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。</p> <p>第9-1図より、火災によって上記の弁が閉止すると気体廃棄物処理系の活性炭式希ガスホールドアップ塔より上流側で隔離されることとなり、当該弁より下流側（試料採取室排気フィルタユニット、資料採取室排気ファン、排気筒等が設置されているライン）に放射性物質が放出されない。</p> <p>上記の弁以外の空気作動弁、電磁弁についてもフェイル・クローズ設計であり、弁本体は金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>以上より、気体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。ただし、当該系統は放射能インベントリが大きい系統であり、万一の機器故障によって放射性物質の漏えいが発生した場合の影響が大きい機器である、活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク及びガスサージタンク隔離弁が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施することとする。</p>	<p>炉型の相違による設備及び系統構成の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>    炉型の相違による設備及び系統構成の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>    系統構成の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>    炉型の相違による設備及び系統構成の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>    設備及び系統構成の相違。また、泊はフェイルセイフ動作する設計。</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>    系統構成の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>    泊では重要度分類指針において同様な設備は該当しない。</p>



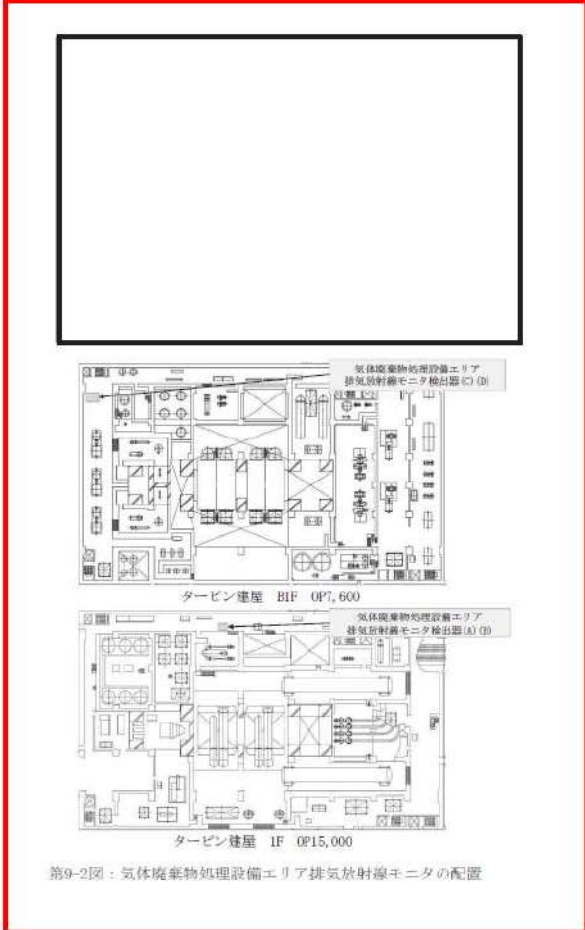
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>線モニタ盤については、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減を実施する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プール (使用済燃料ラックを含む)、新燃料貯蔵庫はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構築物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>さらに、使用済燃料プールの間接関連系である燃料プール冷却浄化系については、火災によって当該機能が喪失しても、使用済燃料プールの水位が遮蔽水位に低下するまで時間的余裕があり、その間に残留熱除去系 (使用済燃料プールへの補給ライン) の弁の手动操作等によって機能を復旧することができることから、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>  <p>第9-1図：気体廃棄物処理系 系統概略図</p>	<p>また、使用済燃料ピット (使用済燃料ラックを含む)、新燃料貯蔵庫はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構築物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>さらに、使用済燃料ピットの間接関連系である使用済燃料ピット冷却浄化系については、火災によって当該機能が喪失しても、使用済燃料ピット水の補給機能に影響を与えないため、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>  <p>第9-1図 気体廃棄物処理設備の系統概略</p>	<p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      系統構成の相違。また泊の冷却浄化系は機能喪失しても補給機能に影響を与えない。</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      系統構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9-2図：気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニタの配置</p> <p>3.2.3. 燃料プール水の補給機能                  重要度分類指針によると、燃料プール水の補給機能に該当する系統は「非常用補給水系 (残留熱除去系)」である。</p> <p>火災によって残留熱除去系が機能喪失しても、使用済燃料プールの水位が遮蔽水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に電動弁の手動操作等によって機能を復旧することができることから、火災によって燃料プール水の補給機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>したがって、火災によって燃料プール水の補給機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防</p>	<p>3.2.3. 燃料プール水の補給機能                  重要度分類指針によると、燃料プール水の補給機能に該当する系統は「使用済燃料ピット補給水系 (燃料取替用水ピットからの使用済燃料ピット水補給ライン)」である。</p> <p>火災によって使用済燃料ピット補給水系が機能喪失しても、使用済燃料ピットの水位が遮蔽水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に手動弁の手動操作等によって機能を復旧することができることから、火災によって使用済燃料ピット水の補給機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>したがって、火災によって使用済燃料ピット水の補給機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については、消防法等に基づく</p>	<p>【女川】                  ■設計の相違                  泊では重要度分類指針において同様な設備は該当しない。</p> <p>【女川】                  ■設計の相違                  炉型の相違による設備及び系統構成の相違</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                  ■設計の相違</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.4. 放射性物質放出の防止機能            重要度分類指針によると、放射性物質放出の防止機能に該当する系統は「放射性気体廃棄物処理系の隔離弁、排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能以外）、燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系（原子炉建屋、非常用ガス処理系）」である。            放射性気体廃棄物処理系の排ガス真空ポンプ吸込側の空気作動弁は、3.2.2. のとおりであり、火災によって放射性物質が放出されるおそれはない。            また、原子炉建屋、排気筒は金属等の不燃性材料で構成され、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質放出の防止機能に影響が及ぶおそれはない※1。            さらに、燃料集合体の落下事故は、燃料集合体移動時は燃料交換機に燃料集合体を機械的にラッチさせて吊り上げることで、ラッチ部は不燃性材料で構成され火災による影響は受けないことから、火災により燃料集合体の落下事故は発生しない。また、非常用ガス処理系については、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施する設計とする。            したがって、非常用ガス処理系を除き、火災によって放射性物質放出の防止機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能            重要度分類指針によると、放射性物質の貯蔵機能に該当する系統は「復水貯蔵タンク、放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）、焼却炉建屋、新燃料貯蔵庫、サイトバンカ建屋」である。            (1) 復水貯蔵タンク、焼却炉建屋、新燃料貯蔵庫、サイトバンカ建屋            復水貯蔵タンク、焼却炉建屋、新燃料貯蔵庫、サイトバンカ建屋については、コンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくいことから、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※1。            (2) 放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）            放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）である液体廃棄物処理系について、関連する系統（廃スラッジ系、濃縮廃液系）も含めて系統概要図を第9-3～9-6図に示す。            液体廃棄物処理系（LCW, HCW）、廃スラッジ系、濃縮廃液系のうち、配管、手動弁、収集槽、ろ過器、脱塩塔、サンプル槽、浄化系沈降分離槽、使用済樹脂貯蔵槽、タンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※1。</p>	<p>火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.4. 放射性物質放出の防止機能            重要度分類指針によると、放射性物質放出の防止機能に該当する系統は「気体廃棄物処理設備の隔離弁」である。            気体廃棄物処理設備の隔離弁（PCV-122A/B, PCV-1154A/B, PCV-1155A/B, PCV-1156A/B, PCV-1157A/B, WG-031A/B/C/D, WG-033A/B/C/D）は第9-1図のとおりフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該隔離弁のケーブルが機能喪失すると駆動用空気が喪失となり自動的に閉止し、気体廃棄物処理設備の放射性気体廃棄物は系統内に隔離されることとなり、系外へ放射性物質が放出されることはない。            万一、当該弁が誤作動した場合であっても、他の空気作動弁によって隔離可能であり、下流の放出ラインの空気作動弁及びダンプ（RCV-021, RCV-072A, VS-231A/B, VS-232, FCD-2526, VS-652A,B）によっても隔離可能なことから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。            ただし、3.2.2. のとおり、万一の機器故障によって放射性物質の漏えいが発生した場合の影響が大きい機器である隔離弁が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能            重要度分類指針によると、放射性物質の貯蔵機能に該当する系統は「放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）及び新燃料貯蔵庫」である。            (1) 加圧器逃がしタンク、新燃料貯蔵庫            加圧器逃がしタンク、新燃料貯蔵庫については、コンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくいことから、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※1。            (2) 放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）            である液体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲）            放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）である液体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲）について、系統概略図を第9-2図に示す。            液体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲）のうち、配管、手動弁、脱塩塔、廃液蒸発装置、洗浄排水蒸発装置、ほう酸回収装置、タンク、ピット、サンブは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※1。</p>	<p>火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.4. 放射性物質放出の防止機能            重要度分類指針によると、放射性物質放出の防止機能に該当する系統は「気体廃棄物処理設備の隔離弁」である。            気体廃棄物処理設備の隔離弁（PCV-122A/B, PCV-1154A/B, PCV-1155A/B, PCV-1156A/B, PCV-1157A/B, WG-031A/B/C/D, WG-033A/B/C/D）は第9-1図のとおりフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該隔離弁のケーブルが機能喪失すると駆動用空気が喪失となり自動的に閉止し、気体廃棄物処理設備の放射性気体廃棄物は系統内に隔離されることとなり、系外へ放射性物質が放出されることはない。            万一、当該弁が誤作動した場合であっても、他の空気作動弁によって隔離可能であり、下流の放出ラインの空気作動弁及びダンプ（RCV-021, RCV-072A, VS-231A/B, VS-232, FCD-2526, VS-652A,B）によっても隔離可能なことから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。            ただし、3.2.2. のとおり、万一の機器故障によって放射性物質の漏えいが発生した場合の影響が大きい機器である隔離弁が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能            重要度分類指針によると、放射性物質の貯蔵機能に該当する系統は「放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）及び新燃料貯蔵庫」である。            (1) 加圧器逃がしタンク、新燃料貯蔵庫            加圧器逃がしタンク、新燃料貯蔵庫については、コンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくいことから、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※1。            (2) 放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）            である液体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲）            放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）である液体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲）について、系統概略図を第9-2図に示す。            液体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲）のうち、配管、手動弁、脱塩塔、廃液蒸発装置、洗浄排水蒸発装置、ほう酸回収装置、タンク、ピット、サンブは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※1。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>            重要度分類指針における対象設備及び系統構成の相違。</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>            重要度分類指針における対象設備及び系統構成の相違。</p> <p>【女川】  <b>■記載表現の相違</b>            泊は液体廃棄物処理設備と固体廃棄物処理設備の記載を分けた項目としている。後段に固体廃棄物処理設備について記載。</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>            系統構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、各空気作動弁はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、空気作動弁が誤作動した場合であっても、機器ドレン系については、移送先が1号又は2号炉の復水貯蔵タンクであることから放射性物質が放出されることはない。</p> <p>特に、床ドレン・化学廃液系については、環境への誤放出防止の観点から、放水路への移送ラインに3個の空気作動弁（2号炉放水路については K13-A0-F028, F029, F033, 1号炉側放水路については K13-A0-F028, F029, F036）を直列に設置しており、単一の弁の誤作動では放射性物質が放出されない設計としている。（第9-4図）</p> <p>これらの空気作動弁は廃棄物処理エリア地下3階 HCW サンプルポンプ室、地下中2階 配管スペース、地下2階 南側通路と異なるエリアに設置しており、十分な離隔距離が確保されていることから、単一の火災で直列に設置された3個の空気作動弁が同時に機能喪失する可能性はない。</p> <p>以上のことから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。（第9-7～9-8図）</p> <p>また、第9-3～9-6図より、火災によって上記の弁が閉止すると液体廃棄物処理系の放射性液体廃棄物は系統内に隔離されることとなり、系統外へ放射性物質が放出されない。</p> <p>以上より、液体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>	<p>また、各空気作動弁はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、空気作動弁が誤作動した場合であっても、他の系統に接続されているラインについては放射性物質が放出されることはない。</p> <p>放出ラインに設置されている空気作動弁（WL-352A, WL-352B, WL-386, RCV-035A, RCV-035B）は直列に設置しており、単一の弁の誤作動では放射性物質が放出されない設計としている。（第9-2図）</p> <p>これらの空気作動弁は自動消火設備が設置されている火災区画に設置しており、早期消火が可能な設計としていることから、単一の火災で直列に設置された空気作動弁が同時に機能喪失する可能性はない。</p> <p>以上のことから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。（第9-3～9-4図）</p> <p>また、第9-2図より、火災によって上記の弁が閉止すると液体廃棄物処理系の放射性液体廃棄物は系統内に隔離されることとなり、系統外へ放射性物質が放出されない。</p> <p>以上より、液体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p>	<p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>記載表現の相違</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違              系統構成の相違</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違              系統構成の相違</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

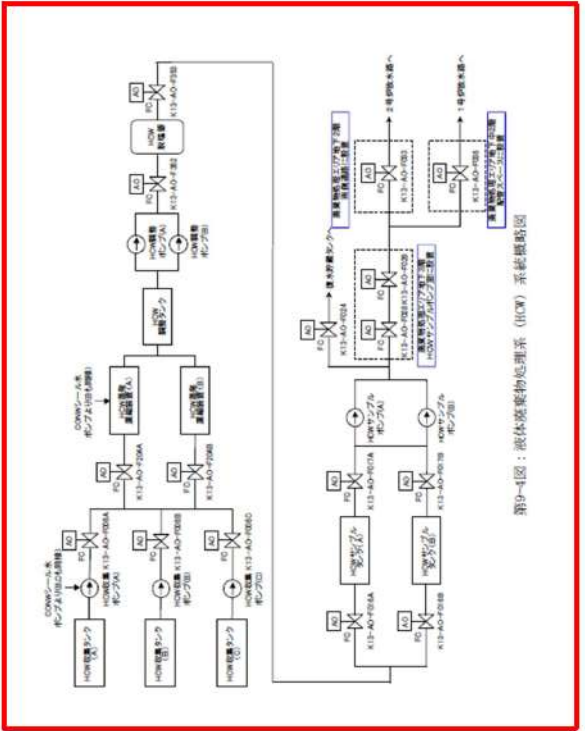
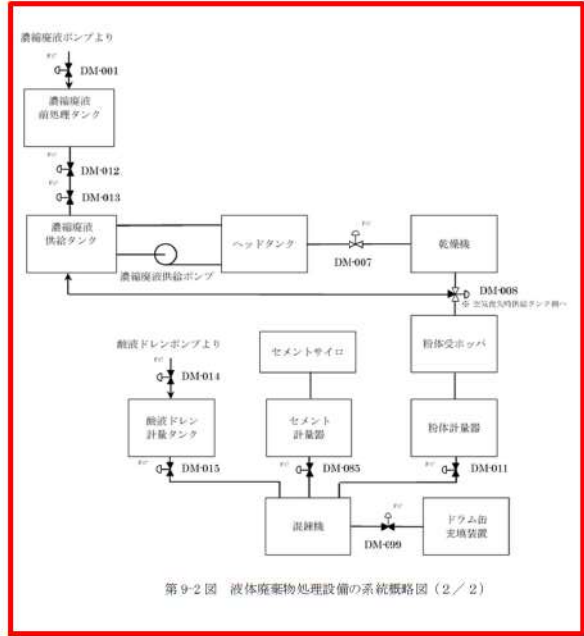
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第9-3図：液体廃棄物処理系 (LOW) 系統概略図</p>	<p>第9-2図 液体廃棄物処理設備の系統概略図 (1 / 1)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>■ 系統構成の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

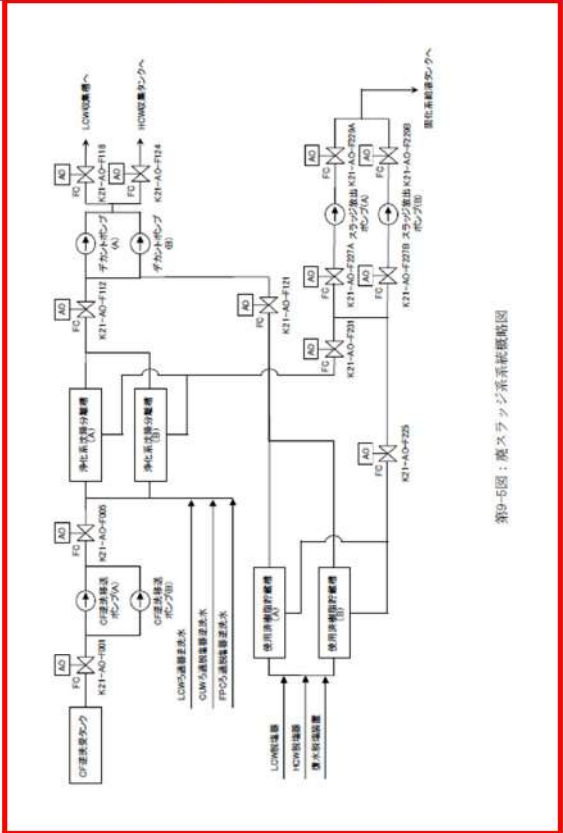
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9-1図：液体廃棄物処理系 (H/W) 系統概略図</p>	 <p>第9-2図 液体廃棄物処理設備の系統概略図 (2 / 2)</p>	<p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      系統構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

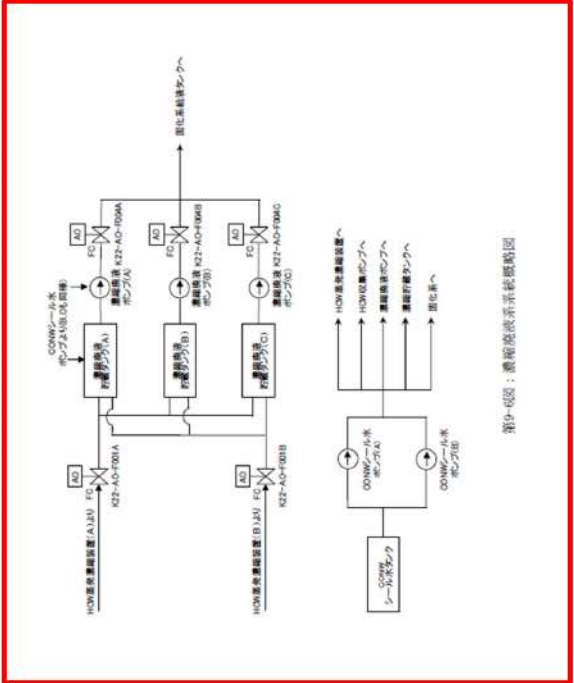
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">第9-5図：二次系系統概略図</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>■ 系統構成の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

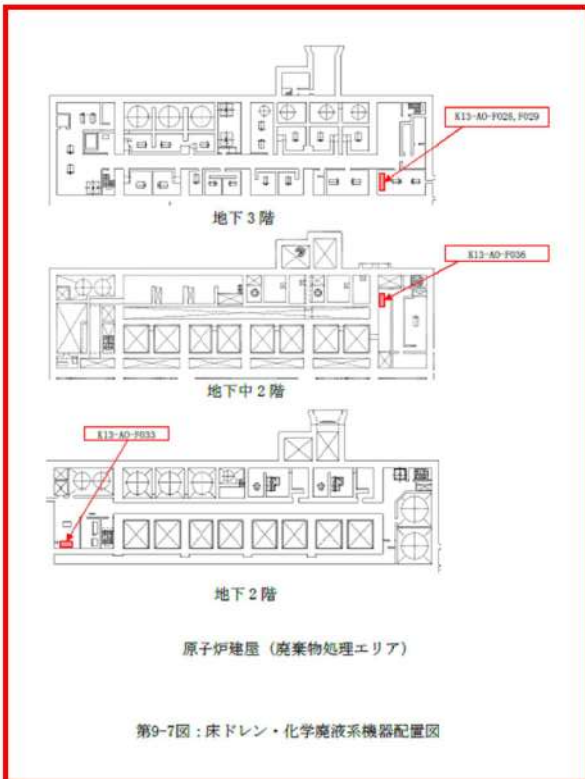

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9-4図：二次冷却系系統概略図</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>■ 系統構成の相違</li> </ul>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9-7図：床ドレン・化学廃液系機器配置図</p>	 <p>第9-3図 液体廃液排出ライン空気動作弁配置図</p>	<p>【女川】                  ■設計の相違                  系統構成の相違</p>







泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>放射性廃棄物処理施設 (放射性インベントリの小さいもの) である固体廃棄物貯蔵所 (ドラム缶) は、金属等の不燃性材料で構成される。ドラム缶に収め貯蔵するものうち雑固体廃棄物については、第9-9図に示すフローチャートに従い分別し、「可燃」、「難燃」については、焼却炉で焼却した後の「不燃」の焼却灰の状態ドラム缶に収納することから、ドラム缶内部での火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質貯蔵等の機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>一方、「不燃」には、金属等の不燃性材料をドラム缶等に収納する際に収納するポリエチレン製の袋や識別用シールといった可燃物を含むもの、収納物は不燃性材料であること、ドラム缶内には危険物を含まないこと、ポリエチレンの発火点は350℃より高いこと、固体廃棄物貯蔵所 (ドラム缶) 内には高温となる設備がないことから、ドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質貯蔵等の機能喪失に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>なお、雑固体廃棄物のうち、「可燃」、「難燃」については、焼却前の雑固体廃棄物を貯蔵したドラム缶が固体廃棄物貯蔵所に貯蔵されているが、ドラム缶等は、金属等の不燃性材料で構成され、蓋締め密閉した状態で保管していること、ドラム缶周辺に高温となる設備はないことから、ドラム缶内部での火災発生は考えにくい。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所における放射性固体廃棄物の保管状況を確</p>	<p>であり、焼却灰によるドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>ただし、雑固体焼却設備が設置されているエリアについては、可燃性固体及び廃油等の可燃物を取り扱い、焼却処理する作業エリアであることから、万一の火災の発生を考慮し、雑固体焼却設備が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>c. ベイラ</p> <p>ベイラの機器、配管、弁は金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>また、ベイラは雑固体焼却設備にて焼却できない物質のうち、減容可能な金属等の固体廃棄物をドラム缶に収容する設備であり、ドラム缶内には発火源がないことからドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>ただし、ベイラは油圧駆動装置で多量の作動油を内包していることから、万一の火災の発生を考慮し、ベイラが設置されている建屋を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>d. 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫はセメント固化装置及び雑固体焼却設備にて発生したドラム缶を貯蔵する設備であり、セメント及び焼却灰を内包するドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>ただし、固体廃棄物貯蔵庫には1,2号機設備であるアスファルト固化装置で処理したドラム缶も保管されており、可燃物であるアスファルトの万一の火災の発生を考慮し、固体廃棄物貯蔵庫を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備の相違。泊では雑固体焼却設備が固体廃棄物処理設備として対象となる。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備の相違。泊ではベイラが固体廃棄物処理設備として対象となる。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では固体廃棄物貯蔵庫のうち、ドラム缶を保管するエリアについては、自動消火設備を設置する。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>認するために、固体廃棄物貯蔵所を1週間に1回巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>さらに、固体廃棄物貯蔵所はコンクリートで構築された建屋内に設置されている。</p> <p>したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所の西側に焼却炉建屋があり可燃物を保管しているが、建屋間距離が約6m離れていること、固体廃棄物貯蔵所の外壁コンクリート壁厚さは500mmあるため、焼却炉建屋にて火災が発生した場合でも固体廃棄物貯蔵所への影響はない。(第9-10図)</p> <p>※1：火災の影響で機能喪失のおそれがないもの                      金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることはなく、他の機器等への影響もない。</p> <p>以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>e. 使用済樹脂貯蔵タンク                      使用済樹脂貯蔵タンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない<sup>※1</sup>。</p> <p>したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、使用済樹脂貯蔵タンクについては消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。</p> <p>※1 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの                      金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、基本的に火元となるような可燃物は、弁、配管等の周囲に置かないよう管理している。弁、配管等（フランジ）には、膨張黒鉛を主成分としたパッキン類が使用されているが、これらに使用する可燃物は微量であり、空気と遮断されていることから、パッキン類が燃焼することは考えにくい。海水管には、ゴムパッキンが使用されているが、フランジ、ボルト等の金属で覆われた狭隙部に使用されていることから、周囲からの火災によりシート面が直接火炎に晒されることはなく、万一燃焼による劣化があったとしても放射性物質は内包されていないこと、また、微量の漏れが生じたとしても、機能性能に影響を与えるものではない。</p> <p>以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。</p>	<p>【女川】                      ■設計の相違                      泊では固体廃棄物貯蔵庫のうち、ドラム缶を保管するエリアについては、自動消火設備を設置する。</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      設備の相違。泊では使用済樹脂貯蔵タンクが固体廃棄物処理設備として対象となる。</p> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・泊は可燃物管理を行うため、パッキンについては直接火炎に晒されることはなく、パッキンが燃焼することはない。万一燃焼による劣化があったとしてもシート部からの漏えいは微量であり、機能に影響をあたえるものではないとしている記載は同じ。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※ 封入基準を超える場合は、遮への措置あるいは減容により、封入基準以下としたあとに封入。</p> <p>第9-9図：固体廃棄物貯蔵所（ドラム缶）貯蔵へのフローチャート</p> <p>第9-10図：固体廃棄物貯蔵所構内配置図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は固体廃棄物貯蔵庫について自動消火設備を設置することにより、火災から防護する設計としているため、当該記載は不要。</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定</p> <p>3.2. での検討の結果、添付資料2に示すとおり、火災時に「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」が喪失する系統はない。</p> <p>ただし、火災時における原子炉建屋の負圧維持の観点から、非常用ガス処理系及び放射性物質の放出リスク低減の観点から、気体廃棄物処理系の機器（排ガス再結合器、活性炭ホールドアップ塔及び前後の隔離弁）について、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。</p> <p>また、気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニタについては、監視機能を有する中央制御室の放射線モニタ盤に対して「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。</p> <p>4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。火災区域については設置された構築物、系統及び機器の重要度に応じて火災の影響軽減対策を行う設計とする。原子炉建屋の負圧維持の観点から、非常用ガス処理系を設置する建屋及び放射性物質の放出リスク低減の観点から、気体廃棄物処理系設備を設置する建屋に対して、以下の要求事項に従って3時間以上の耐火性能を有する耐火壁で隣接する他の火災区域と分離する設計とし、その他の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の設置区域については、火災によりこれらの機能が喪失することはないが、隣接する他の火災区域と3時間以上の耐火性能を有するコンクリート壁により分離する設計とする。</p> <div data-bbox="739 954 1299 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(11) 「火災区域」 耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</p> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(3) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離されていること。</p> </div>	<p>3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定</p> <p>3.2. での検討の結果、添付資料2に示すとおり、火災時に「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」が喪失する系統はない。</p> <p>ただし、放射性物質の放出リスク低減の観点から、気体廃棄物処理系の機器（活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク及び気体廃棄物処理設備の隔離弁）、固体廃棄物貯蔵庫、ペイラ及び雑固体焼却設備について、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。</p> <p>4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。火災区域については設置された構築物、系統及び機器の重要度に応じて火災の影響軽減対策を行う設計とする。放射性物質の放出リスク低減の観点から、気体廃棄物処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び雑固体焼却設備を設置する建屋、ペイラに対して、以下の要求事項に従って3時間以上の耐火性能を有する耐火壁で隣接する他の火災区域と分離する設計とし、その他の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の設置区域については、火災によりこれらの機能が喪失することはないが、隣接する他の火災区域と3時間以上の耐火性能を有するコンクリート壁により分離する設計とする。</p> <div data-bbox="1366 954 1926 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(11) 「火災区域」 耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</p> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(3) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離されていること。</p> </div>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では重要度分類指針において同様な設備は該当しない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>対象となる設備の相違により、火災区域として設定するエリアの相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 火災感知設備の設置について</p> <p>非常用ガス処理系を設置する火災区域及び気体廃棄物処理系の機器（排ガス再結合物、活性炭ホールドアップ塔及び前後の隔離弁）を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく火災感知設備を設置する。また、放射線モニタ盤を設置する中央制御室についても、以下の要求事項に基づく火災感知設備を設置する。設置する火災感知設備については、8条-別添1-資料5に記載のものと同等とする。</p> <p>その他の火災区域については、消防法等に準じて火災感知設備を設置する設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること。</p> <p>② 火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。</p> <p>③ 外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④ 中央制御室等で適切に監視できる設計であること。</p> </div> <p>6. 消火設備の設置について</p> <p>非常用ガス処理系を設置する火災区域及び気体廃棄物処理系を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく消火設備を設置する。設置する消火設備の設置方針については、8条-別添1-資料6に記載のものと同等とする。</p> <p>また、放射線モニタ盤を設置する中央制御室については、8条-別添1-資料1に記載のとおり、常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災が拡大する前に消火可能であること、万一、火災によって煙が発生した場合でも建築基準</p>	<p>5. 火災感知設備の設置について</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却設備、ペイラを設置する火災区域及び気体廃棄物処理系の機器（活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク及び気体廃棄物処理設備の隔離弁）を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく火災感知設備を設置する。設置する火災感知設備については、8条-別添1-資料5に記載のものと同等とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。</p> <p>② 感知器については消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。</p> <p>③ 外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④ 中央制御室等で適切に監視できる設計であること。</p> </div> <p>6. 消火設備の設置について</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却設備、ペイラを設置する火災区域及び気体廃棄物処理系を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく消火設備を設置する。設置する消火設備の設置方針については、8条-別添1-資料6に記載のものと同等とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>対象となる設備の相違により、火災区域として設定するエリアの相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等が設置されている火災区域については、火災防護審査基準に基づき火災感知器を設置することとしている。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は改正後の火災防護審査基準の記載としている。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>対象となる設備の相違により、火災区域として設定するエリアの相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では重要度分類指針において同様な設備は該当しない。</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料9 本文 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災防護対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>法に準拠した容量の排煙設備によって排煙が可能な設計とすることから、消火活動が困難とならない火災区域として選定し、消火器で消火を行う設計とする。その他の火災区域については、消防法等に準じて消火設備を設ける設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）                      2.2 火災の感知、消火                      2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> </div> <p>なお、「2.2.1 (2) 消火設備」の要求事項を添付資料3に示す。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）                      2.2 火災の感知、消火                      2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> </div> <p>なお、「2.2.1 (2) 消火設備」の要求事項を添付資料3に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止（別添1資料9 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における            「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能            並びに系統の抽出について</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉における            「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能            並びに系統の抽出について</p>	<p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は泊との差異</li> <li>・女川は泊との差異</li> <li>・泊は女川との差異を識別する。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>添付資料1</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について</p> <table border="1" data-bbox="817 199 1164 981"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>構成物、主要な設備</th> <th>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</th> <th>大飯による機能相違*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">PS-1</td> <td rowspan="2">                     その機能又は設備により発生する事故によって、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     (放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)                 </td> </tr> <tr> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     (放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>* 本表欄から抽出された事故発端を有する機序等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。</p>	目的	定義	機能	構成物、主要な設備	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	大飯による機能相違*	PS-1	その機能又は設備により発生する事故によって、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)	<p>泊発電所3号炉</p> <p>添付資料1</p> <p>泊発電所3号炉における「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について</p> <table border="1" data-bbox="1489 199 1848 1428"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>構成物、主要な設備</th> <th>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</th> <th>大飯による機能相違*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">PS-1</td> <td rowspan="2">                     その機能又は設備により発生する事故によって、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     (放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)                 </td> </tr> <tr> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能                 </td> <td>                     (放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>* 本表欄から抽出された事故発端を有する機序等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。</p>	目的	定義	機能	構成物、主要な設備	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	大飯による機能相違*	PS-1	その機能又は設備により発生する事故によって、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び設備構成の相違</p>
目的	定義	機能	構成物、主要な設備	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	大飯による機能相違*																														
PS-1	その機能又は設備により発生する事故によって、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)																														
		炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)																														
目的	定義	機能	構成物、主要な設備	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	大飯による機能相違*																														
PS-1	その機能又は設備により発生する事故によって、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止し、炉心内の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の喪失を防止する。	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)																														
		炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	炉心の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能)																														





赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<table border="1" data-bbox="770 204 1182 938"> <tr> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>用途</td> <td>用途</td> <td>用途</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>仕様</td> <td>仕様</td> <td>仕様</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造</td> <td>構造</td> <td>構造</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>材質</td> <td>材質</td> <td>材質</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>運転</td> <td>運転</td> <td>運転</td> </tr> <tr> <td>保守</td> <td>保守</td> <td>保守</td> <td>保守</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">*本表欄に記載のない事項については、表記の上は両発電所の設計図書に記載されている事項と見做す。本表は審査対象となる設備の主要な事項について記載している。</p>	設備	設備	設備	設備	用途	用途	用途	用途	仕様	仕様	仕様	仕様	構造	構造	構造	構造	材質	材質	材質	材質	設置	設置	設置	設置	運転	運転	運転	運転	保守	保守	保守	保守	その他	その他	その他	その他	<table border="1" data-bbox="1518 204 1787 1289"> <tr> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>用途</td> <td>用途</td> <td>用途</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>仕様</td> <td>仕様</td> <td>仕様</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造</td> <td>構造</td> <td>構造</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>材質</td> <td>材質</td> <td>材質</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>運転</td> <td>運転</td> <td>運転</td> </tr> <tr> <td>保守</td> <td>保守</td> <td>保守</td> <td>保守</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">*本表欄に記載のない事項については、表記の上は両発電所の設計図書に記載されている事項と見做す。本表は審査対象となる設備の主要な事項について記載している。</p>	設備	設備	設備	設備	用途	用途	用途	用途	仕様	仕様	仕様	仕様	構造	構造	構造	構造	材質	材質	材質	材質	設置	設置	設置	設置	運転	運転	運転	運転	保守	保守	保守	保守	その他	その他	その他	その他	<p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      設備及び設備構成の相違</p>
設備	設備	設備	設備																																																																								
用途	用途	用途	用途																																																																								
仕様	仕様	仕様	仕様																																																																								
構造	構造	構造	構造																																																																								
材質	材質	材質	材質																																																																								
設置	設置	設置	設置																																																																								
運転	運転	運転	運転																																																																								
保守	保守	保守	保守																																																																								
その他	その他	その他	その他																																																																								
設備	設備	設備	設備																																																																								
用途	用途	用途	用途																																																																								
仕様	仕様	仕様	仕様																																																																								
構造	構造	構造	構造																																																																								
材質	材質	材質	材質																																																																								
設置	設置	設置	設置																																																																								
運転	運転	運転	運転																																																																								
保守	保守	保守	保守																																																																								
その他	その他	その他	その他																																																																								









赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※各系統から抽出された燃料は、水質による放射能汚染の防止又は放射能汚染の低減を図るため、水質検査を実施し、水質検査の結果に基づき燃料の抽出を行う。</p>	<p>※ 本系統から抽出された燃料は、放射能汚染の防止又は放射能汚染の低減を図るため、水質検査を実施し、水質検査の結果に基づき燃料の抽出を行う。</p>	
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>
<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>設備概要</p>	<p>相違理由</p>

【女川】  
 ■設計の相違  
 設備及び設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

名称	位置	機能	構造物、固定設備	設備構成要素	設計上の相違	相違理由
放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)

※ 相違理由欄に記載されている内容は、本表に記載されている内容とは異なる場合があります。詳細については、設計図書等を参照してください。

名称	位置	機能	構造物、固定設備	設備構成要素	設計上の相違	相違理由
放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)	放射性物質貯蔵容器 (放射性物質貯蔵容器)

【女川】  
 ■設計の相違  
 設備及び設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>設置場所、名称又は設備</th> <th>設計仕様書又は設計書</th> <th>大飯による相違箇所*</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> </table>	分類	名称	機能	設置場所、名称又は設備	設計仕様書又は設計書	大飯による相違箇所*	設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○	○	設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○	○	設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○	○	<table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>設置場所、名称又は設備</th> <th>設計仕様書又は設計書</th> <th>大飯による相違箇所*</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">放射線監視システム監視機能</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> </table>	分類	名称	機能	設置場所、名称又は設備	設計仕様書又は設計書	大飯による相違箇所*	設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○	○	設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○	○	設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○	○	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び設備構成の相違</p>
分類	名称	機能	設置場所、名称又は設備	設計仕様書又は設計書	大飯による相違箇所*																																																				
設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○																																																				
						○																																																			
設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○																																																				
						○																																																			
設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○																																																				
						○																																																			
分類	名称	機能	設置場所、名称又は設備	設計仕様書又は設計書	大飯による相違箇所*																																																				
設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○																																																				
						○																																																			
設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○																																																				
						○																																																			
設備	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	放射線監視システム監視機能	○																																																				
						○																																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1資料9 添付資料1 「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<table border="1" data-bbox="801 197 1229 943"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>相違点、相違の位置</th> <th>相違点の位置(図表参照)</th> <th>相違点の位置(図表参照)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> </tr> <tr> <td>貯蔵</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、相違点の抽出に用いた図表を参照して、抽出箇所を抽出したものである。抽出箇所は、図表を参照して抽出した箇所を示す。</p>	分類	定義	機能	相違点、相違の位置	相違点の位置(図表参照)	相違点の位置(図表参照)	貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	<table border="1" data-bbox="1413 197 1883 1254"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>相違点、相違の位置</th> <th>相違点の位置(図表参照)</th> <th>相違点の位置(図表参照)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> </tr> <tr> <td>貯蔵</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> <td>貯蔵設備、貯蔵の体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、相違点の抽出に用いた図表を参照して、抽出箇所を抽出したものである。抽出箇所は、図表を参照して抽出した箇所を示す。</p>	分類	定義	機能	相違点、相違の位置	相違点の位置(図表参照)	相違点の位置(図表参照)	貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び設備構成の相違</p>
分類	定義	機能	相違点、相違の位置	相違点の位置(図表参照)	相違点の位置(図表参照)																																		
貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制																																		
貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制																																		
分類	定義	機能	相違点、相違の位置	相違点の位置(図表参照)	相違点の位置(図表参照)																																		
貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制																																		
貯蔵	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制	貯蔵設備、貯蔵の体制																																		







赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>相違</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵</td> <td>1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>相違</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵</td> <td>1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵</td> <td> <p>【女川】                  ■設計の相違                  設備及び設備構成の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1975 108 2166 1468"></td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	機能	相違	相違理由	貯蔵	1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>相違</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵</td> <td>1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵</td> <td> <p>【女川】                  ■設計の相違                  設備及び設備構成の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	機能	相違	相違理由	貯蔵	1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵	<p>【女川】                  ■設計の相違                  設備及び設備構成の相違</p>	
分類	定義	機能	相違	相違理由														
貯蔵	1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>機能</th> <th>相違</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵</td> <td>1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵</td> <td> <p>【女川】                  ■設計の相違                  設備及び設備構成の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	機能	相違	相違理由	貯蔵	1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵	<p>【女川】                  ■設計の相違                  設備及び設備構成の相違</p>								
分類	定義	機能	相違	相違理由														
貯蔵	1) 放射性物質の貯蔵 2) 放射性物質の貯蔵 3) 放射性物質の貯蔵 4) 放射性物質の貯蔵 5) 放射性物質の貯蔵 6) 放射性物質の貯蔵 7) 放射性物質の貯蔵 8) 放射性物質の貯蔵 9) 放射性物質の貯蔵 10) 放射性物質の貯蔵 11) 放射性物質の貯蔵 12) 放射性物質の貯蔵 13) 放射性物質の貯蔵 14) 放射性物質の貯蔵 15) 放射性物質の貯蔵 16) 放射性物質の貯蔵 17) 放射性物質の貯蔵 18) 放射性物質の貯蔵 19) 放射性物質の貯蔵 20) 放射性物質の貯蔵 21) 放射性物質の貯蔵 22) 放射性物質の貯蔵 23) 放射性物質の貯蔵 24) 放射性物質の貯蔵 25) 放射性物質の貯蔵 26) 放射性物質の貯蔵 27) 放射性物質の貯蔵 28) 放射性物質の貯蔵 29) 放射性物質の貯蔵 30) 放射性物質の貯蔵 31) 放射性物質の貯蔵 32) 放射性物質の貯蔵 33) 放射性物質の貯蔵 34) 放射性物質の貯蔵 35) 放射性物質の貯蔵 36) 放射性物質の貯蔵 37) 放射性物質の貯蔵 38) 放射性物質の貯蔵 39) 放射性物質の貯蔵 40) 放射性物質の貯蔵 41) 放射性物質の貯蔵 42) 放射性物質の貯蔵 43) 放射性物質の貯蔵 44) 放射性物質の貯蔵 45) 放射性物質の貯蔵 46) 放射性物質の貯蔵 47) 放射性物質の貯蔵 48) 放射性物質の貯蔵 49) 放射性物質の貯蔵 50) 放射性物質の貯蔵 51) 放射性物質の貯蔵 52) 放射性物質の貯蔵 53) 放射性物質の貯蔵 54) 放射性物質の貯蔵 55) 放射性物質の貯蔵 56) 放射性物質の貯蔵 57) 放射性物質の貯蔵 58) 放射性物質の貯蔵 59) 放射性物質の貯蔵 60) 放射性物質の貯蔵 61) 放射性物質の貯蔵 62) 放射性物質の貯蔵 63) 放射性物質の貯蔵 64) 放射性物質の貯蔵 65) 放射性物質の貯蔵 66) 放射性物質の貯蔵 67) 放射性物質の貯蔵 68) 放射性物質の貯蔵 69) 放射性物質の貯蔵 70) 放射性物質の貯蔵 71) 放射性物質の貯蔵 72) 放射性物質の貯蔵 73) 放射性物質の貯蔵 74) 放射性物質の貯蔵 75) 放射性物質の貯蔵 76) 放射性物質の貯蔵 77) 放射性物質の貯蔵 78) 放射性物質の貯蔵 79) 放射性物質の貯蔵 80) 放射性物質の貯蔵 81) 放射性物質の貯蔵 82) 放射性物質の貯蔵 83) 放射性物質の貯蔵 84) 放射性物質の貯蔵 85) 放射性物質の貯蔵 86) 放射性物質の貯蔵 87) 放射性物質の貯蔵 88) 放射性物質の貯蔵 89) 放射性物質の貯蔵 90) 放射性物質の貯蔵 91) 放射性物質の貯蔵 92) 放射性物質の貯蔵 93) 放射性物質の貯蔵 94) 放射性物質の貯蔵 95) 放射性物質の貯蔵 96) 放射性物質の貯蔵 97) 放射性物質の貯蔵 98) 放射性物質の貯蔵 99) 放射性物質の貯蔵 100) 放射性物質の貯蔵	<p>【女川】                  ■設計の相違                  設備及び設備構成の相違</p>																







泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 添付資料2 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための機器リスト)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料2	泊発電所3号炉 添付資料2	相違理由
	<p>女川原子力発電所 2号炉における 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成 するための機器リスト</p>	<p>泊発電所 3号炉における 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成 するための機器リスト</p>	<p>色識別について                      ・大飯は泊との差異                      ・女川は泊との差異                      ・泊は女川との差異                      を識別する。                      【女川】                      ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	添付資料2 女川原子力発電所 2号炉における 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を実現するための機器リスト <small>①以下の機器が実施する機能を果たす。                      ②本表の記載は実施基準に基づき火災防護対策                      ③他の機器が実施する機能を果たすことにより火災防護対策</small>	※ 以下の対策を実施する設計とする。 ① 火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策 ② 消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>系統又は設備名称</th> <th>機器</th> <th>機能</th> <th>対策</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄物処理系</td> <td>活性層式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク</td> <td>原子炉冷却材圧力バランスタリに直接接続</td> <td>①</td> <td>火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガスサージタンク</td> <td>圧力バランスタリに直接接続</td> <td>①</td> <td>火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隔離弁</td> <td>圧力バランスタリに直接接続</td> <td>①</td> <td>火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>使用済燃料ピット (使用済燃料貯蔵ピットを含む)</td> <td>貯蔵する機能</td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>貯蔵する機能</td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。</td> </tr> <tr> <td>加圧器過しスタンク</td> <td>容器</td> <td></td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンク、サンプ、ピット</td> <td></td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理系</td> <td>空気作動弁</td> <td>放射性物質の貯蔵機能</td> <td>②</td> <td>当該機器はフェイルセーフ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤作動を想定した場合であっても、他の系統に接続されているラインについては放射性物質が系外に放出されることはない。さらに、下流の放出ラインに設置されている空気作動弁は直列に設置されており、万一の誤作動によって放射性物質が放出されることはないことから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。</td> </tr> </tbody> </table>	系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考	気体廃棄物処理系	活性層式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク	原子炉冷却材圧力バランスタリに直接接続	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。		ガスサージタンク	圧力バランスタリに直接接続	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。		隔離弁	圧力バランスタリに直接接続	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。	使用済燃料ピット	使用済燃料ピット (使用済燃料貯蔵ピットを含む)	貯蔵する機能	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。	新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫	貯蔵する機能	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。	加圧器過しスタンク	容器		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。		タンク、サンプ、ピット		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。	液体廃棄物処理系	空気作動弁	放射性物質の貯蔵機能	②	当該機器はフェイルセーフ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤作動を想定した場合であっても、他の系統に接続されているラインについては放射性物質が系外に放出されることはない。さらに、下流の放出ラインに設置されている空気作動弁は直列に設置されており、万一の誤作動によって放射性物質が放出されることはないことから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。	<p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      設備及び設備構成の相違</p>
系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考																																											
気体廃棄物処理系	活性層式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク	原子炉冷却材圧力バランスタリに直接接続	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。																																											
	ガスサージタンク	圧力バランスタリに直接接続	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。																																											
	隔離弁	圧力バランスタリに直接接続	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。																																											
使用済燃料ピット	使用済燃料ピット (使用済燃料貯蔵ピットを含む)	貯蔵する機能	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。																																											
新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫	貯蔵する機能	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。																																											
加圧器過しスタンク	容器		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。																																											
	タンク、サンプ、ピット		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。																																											
液体廃棄物処理系	空気作動弁	放射性物質の貯蔵機能	②	当該機器はフェイルセーフ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤作動を想定した場合であっても、他の系統に接続されているラインについては放射性物質が系外に放出されることはない。さらに、下流の放出ラインに設置されている空気作動弁は直列に設置されており、万一の誤作動によって放射性物質が放出されることはないことから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系統又は設備名称</th> <th>機器</th> <th>機能</th> <th>対策</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T11-0001</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>①</td> <td>放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>T11</td> <td>原子炉格納容器減圧装置</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>原子炉の安全停止機能等を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>E11</td> <td>原子炉格納容器入ブレイド冷却系</td> <td>配管、電動弁、ポンプ</td> <td>③</td> <td>原子炉の安全停止機能等を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>071</td> <td>原子炉建屋</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>①</td> <td>放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>V10</td> <td>原子炉格納容器減圧装置</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>T46</td> <td>非常用ガス処理系</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>①</td> <td>火災時における原子炉建屋の真正維持の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づき火災防護対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>T49</td> <td>可燃性ガス濃度抑制系</td> <td>配管、電動弁、ポンプ</td> <td>②</td> <td>放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>E11</td> <td>非常用補給水系(機器自動弁)</td> <td>配管、ポンプ、電動弁</td> <td>③</td> <td>放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>N22</td> <td>放射性物質廃棄物貯蔵庫の隔離弁</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>①</td> <td>火災時における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>非常用</td> <td>非常用</td> <td>②</td> <td>放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> </tbody> </table>	系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考	T11-0001	原子炉格納容器	放射線遮蔽	①	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	T11	原子炉格納容器減圧装置	放射線遮蔽	②	原子炉の安全停止機能等を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。	E11	原子炉格納容器入ブレイド冷却系	配管、電動弁、ポンプ	③	原子炉の安全停止機能等を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。	071	原子炉建屋	放射線遮蔽	①	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	V10	原子炉格納容器減圧装置	放射線遮蔽	②	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	T46	非常用ガス処理系	放射線遮蔽	①	火災時における原子炉建屋の真正維持の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づき火災防護対策を実施する。	T49	可燃性ガス濃度抑制系	配管、電動弁、ポンプ	②	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	E11	非常用補給水系(機器自動弁)	配管、ポンプ、電動弁	③	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	N22	放射性物質廃棄物貯蔵庫の隔離弁	放射線遮蔽	①	火災時における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	-	非常用	非常用	②	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	<p>※ 以下の対策を実施する設計とする。          ① 火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策          ② 消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統又は設備名称</th> <th>機器</th> <th>機能</th> <th>対策</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物処理系</td> <td>使用済燃料貯蔵タンク、セメント固化装置</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>容器</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器隔離弁</td> <td>空気作動弁、電動弁、安全弁</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 以下の対策を実施する設計とする。          ① 火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策          ② 消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統又は設備名称</th> <th>機器</th> <th>機能</th> <th>対策</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイス</td> <td>配管、電動弁、冷却器、セツト、タンク、サンブ、ポンプ</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系</td> <td>フィルタユニット、ファン、ダクト、ダンプ</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>②</td> <td>原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水系</td> <td>ピット、ポンプ</td> <td>燃料プール水の補給機能</td> <td>②</td> <td>当該系統の機能が喪失しても、使用済燃料ピットの水位が遮へい水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に弁の予備操作等によって機能を復旧することができる。火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理系の隔離弁</td> <td>空気作動弁</td> <td>放射線遮蔽</td> <td>①</td> <td>火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考	固体廃棄物処理系	使用済燃料貯蔵タンク、セメント固化装置	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	原子炉格納容器	容器	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	原子炉格納容器隔離弁	空気作動弁、電動弁、安全弁	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考	格納容器スプレイス	配管、電動弁、冷却器、セツト、タンク、サンブ、ポンプ	放射線遮蔽	②	原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。	アニュラス空気浄化系	フィルタユニット、ファン、ダクト、ダンプ	放射線遮蔽	②	原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。	燃料取替用水系	ピット、ポンプ	燃料プール水の補給機能	②	当該系統の機能が喪失しても、使用済燃料ピットの水位が遮へい水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に弁の予備操作等によって機能を復旧することができる。火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。	放射性廃棄物処理系の隔離弁	空気作動弁	放射線遮蔽	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。	<p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          設備及び設備構成の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          泊は固体廃棄物処理設備についても火災防護審査基準に基づく火災防護対策を実施。</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          PWRには当該機能を有する同一の設備がないため、記載が相違している。</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          PWRには当該機能を有する同一の設備がないため、記載が相違している。</p>
系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考																																																																																																								
T11-0001	原子炉格納容器	放射線遮蔽	①	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
T11	原子炉格納容器減圧装置	放射線遮蔽	②	原子炉の安全停止機能等を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。																																																																																																								
E11	原子炉格納容器入ブレイド冷却系	配管、電動弁、ポンプ	③	原子炉の安全停止機能等を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。																																																																																																								
071	原子炉建屋	放射線遮蔽	①	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
V10	原子炉格納容器減圧装置	放射線遮蔽	②	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
T46	非常用ガス処理系	放射線遮蔽	①	火災時における原子炉建屋の真正維持の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づき火災防護対策を実施する。																																																																																																								
T49	可燃性ガス濃度抑制系	配管、電動弁、ポンプ	②	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
E11	非常用補給水系(機器自動弁)	配管、ポンプ、電動弁	③	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
N22	放射性物質廃棄物貯蔵庫の隔離弁	放射線遮蔽	①	火災時における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
-	非常用	非常用	②	放射線遮蔽は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考																																																																																																								
固体廃棄物処理系	使用済燃料貯蔵タンク、セメント固化装置	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
原子炉格納容器	容器	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
原子炉格納容器隔離弁	空気作動弁、電動弁、安全弁	放射線遮蔽	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考																																																																																																								
格納容器スプレイス	配管、電動弁、冷却器、セツト、タンク、サンブ、ポンプ	放射線遮蔽	②	原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。																																																																																																								
アニュラス空気浄化系	フィルタユニット、ファン、ダクト、ダンプ	放射線遮蔽	②	原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低減停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。																																																																																																								
燃料取替用水系	ピット、ポンプ	燃料プール水の補給機能	②	当該系統の機能が喪失しても、使用済燃料ピットの水位が遮へい水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に弁の予備操作等によって機能を復旧することができる。火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるおそれはない。																																																																																																								
放射性廃棄物処理系の隔離弁	空気作動弁	放射線遮蔽	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。																																																																																																								



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 添付資料3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋))

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p style="text-align: center;">「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p>	<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p style="text-align: center;">「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p>	<p>色識別について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は泊との差異</li> <li>・女川は泊との差異</li> <li>・泊は女川との差異を識別する。</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 添付資料3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋))

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料3	泊発電所3号炉 添付資料3	相違理由
	<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>③ 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。</p> <p>④ 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。</p> <p>⑤ 消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。</p> <p>⑥ 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。</p> <p>⑦ 移動式消火設備を配備すること。</p> <p>⑧ 消火剤に水を使用する消火設備は、2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>⑨ 消火用水供給系をサービス系または水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。</p> <p>⑩ 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計である</p>	<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>①消火設備については、以下に掲げるところによること。</p> <p>a. 消火設備は、火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。</p> <p>b. 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。</p> <p>c. 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるような配置すること。</p> <p>d. 移動式消火設備を配備すること。</p> <p>e. 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>f. 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。</p> <p>g. 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。</p> <p>h. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>i. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難な</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は改正後の火災防護審査基準に記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>こと。</p> <p>⑪ 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>⑫ 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。</p> <p>⑬ 固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。</p> <p>⑭ 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。</p> <p>⑮ 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。</p> <p>(参考)</p> <p>(2) 火災感知設備について</p> <p>①-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。</p> <p>上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。</p> <p>①-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備(自動起動の場合に限る。)があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。</p> <p>④ 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系(その電源を含む。)等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。</p> <p>⑦ 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第8</p>	<p>ところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> <p>j. 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。</p> <p>②消火剤に水を使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるところによること。</p> <p>a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計である</p> <p>b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p> <p>c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。</p> <p>d. 管理区域内での消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。</p> <p>(参考)</p> <p>(2) 消火設備について</p> <p>①-d 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第83条第5号を踏まえて設置されていること。</p> <p>①-g 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系(その電源を含む。)等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。</p> <p>①-h-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。</p> <p>上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。</p> <p>①-h-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備(自動起動の場合に限る。)があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は改正後の火災防護審査基準を記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表  
 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料9 添付資料3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋))

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5条の5」を踏まえて設置されていること。</p> <p>⑧ 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。</p> <p>なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会(NRC)が定めるRegulatory Guide 1.189で規定されている値である。</p> <p>上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189では1,136,000リットル(1,136m<sup>3</sup>)以上としている。</p>	<p>には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。</p> <p>②-b 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。</p> <p>なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会(NRC)が定めるRegulatory Guide 1.189で規定されている値である。</p> <p>上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189では1,136,000リットル(1,136m<sup>3</sup>)以上としている。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は改正後の火災防護審査基準に記載している。</p>